

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
<p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項</p> <p>独立行政法人化する趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の抜本的な改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。</p>	<p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、独立行政法人化を経営改革の好機ととらえ、第一期中期目標期間を独立行政法人にふさわしい経営基盤の確立期と位置づけ、可能な限り民間の経営手法を取り入れることを目指して、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組みを実施することとする。</p>	<p>第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>法人全体の業務運営の改善を推進するための仕組みの適切な運用と機能強化に努めることとする。</p>	<p>第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>法人全体の業務運営の改善を推進するための仕組みの適切な運用と機能強化に努めた。</p>
<p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>組織編成、人員配置を実情に即して見直すとともに、業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。</p>		<p>(1) 引き続き、より効率的な業務運営を行うため、業務の実態を踏まえつつ、組織のスリム化を図る。</p>	<p>【組織のスリム化等】#1</p> <p>○ 平成17年4月に、次のとおり組織改正を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 組織のスリム化 <ul style="list-style-type: none"> 保険部の廃止 (扶養保険課を共済部に、年金貸付課を総務部に移管) b 業務推進体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年4月の年金住宅融資等債権管理回収業務等の承継を円滑に行うため、総務部に「業務移行準備室」を設置 ・ リスク管理債権対策を強化するため、管理部債権課の体制を整備 ・ 経営指導事業の充実を図るため、企画指導部経営指導課の体制を整備 <p style="text-align: right;">(添付資料：1)</p> <p>○ 平成18年4月に向けた組織の見直しを検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 組織のスリム化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 課長ポスト1名及び課長代理ポスト5名を削減 b 業務推進体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金住宅融資等債権管理回収業務等を所掌する年金貸付部を新たに設置し、年金貸付課を同部に移管 ・ 年金住宅融資等債権管理回収業務等を円滑に実施するため、総務部監査課に検査役を、経理部経理課に主査を新設 ・ 電算処理システムの開発等のレベルアップを図るために情報事業部情報システム課に管理係長を新設 ・ 医療貸付の審査能力のレベルアップを図るために、医療貸付部医療審査課に主査を配置

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
<p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 組織編成、人員配置を実情に即して見直すとともに、業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。</p>	<p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 継続的な業務の質の向上・業務改善を推進するための業務管理の仕組みであるISO9001を中期目標期間中に認証取得する。</p>	<p>第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(2) 平成16年度に構築した機構の品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）について、平成17年度早期にISO9001を認証取得する。これにより、年度計画における業務の質の向上等に関する事項を品質目標として、顧客満足度の向上及び効率的な業務運営を目指した機構業務の継続的な改善のプロセスを確立するために、顧客満足度の把握、プロセスの監視・測定、サービスの監視・測定など、QMSにおけるフィードバックプロセスの運用の高度化を目指す。</p>	<p>【品質マネジメントシステムの運用の高度化】#2</p> <p>○ 平成16年11月から運用を開始したISO9001に基づく品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）について、平成17年4月に認証を取得し、中期計画目標を達成した。</p> <p>○ 機構においては、毎月の経営企画会議において、業務の進捗管理のレビューを行うとともに、内部監査員研修（平成17年6月）及び内部監査（平成17年8月・9月）の実施、審査登録機関によるサーベイランスの受審（平成17年10月及び平成18年3月）等を通じて、QMSの組織への定着、継続的改善の推進等に努めた。 また、平成15年度から取り組んできた「業務革新プロジェクト」に基づく改善措置を年度内に終結し、今後はQMSにおいて改善状況のフォローをしていくこととした。</p> <p>○ さらに、QMSに基づく業務の継続的改善が効果的に行われるように、平成17年度においては、以下の取組を行った。</p> <p>a QMSに関する職員の意識調査を実施（平成17年11月）し、QMSを運営していく上での課題の抽出を行った。なお、抽出された課題に対しては、平成18年度のQMS運営計画に反映させ、改善を図っていくこととしている。</p> <p>b 苦情は業務改善の重要な端緒であることから、苦情対応指針を策定し、対象とすべき苦情の範囲と業務改善に結びつけるプロセスの明確化を図った。</p> <p>c 監査等の指摘による改善結果を改善実施報告書として記録の上、組織内の閲覧に供し、他部門が改善の参考にできるようにした。</p> <p>d 福祉貸付において顧客満足度に関するアンケートを開始するなど、サービスの監視・測定等の充実を図った。</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：2〉</p>

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
<p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 組織編成、人員配置を実情に即して見直すとともに、業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。</p>	<p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(2) 職員の努力を適正に評価し、組織目標を効率的かつ効果的に達成する手段として人事評価制度を導入する。</p>	<p>第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(3) 人事評価制度の一層の定着を目指し、必要に応じた研修の実施や制度運用のためのルールの点検などを行うとともに、引き続き人事管理に関する課題の検討を進める。</p>	<p>【人事評価制度の運用】#3</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年9月に評価者及び被評価者を対象にした人事評価制度研修会を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・管理職 2回 ・非管理職 4回 ○ 当研修においては、運用に当たり職員から寄せられた意見等を踏まえ、目標設定、評価方法、評価者と被評価者とのコミュニケーション方法等について実践的な演習を実施した。 ○ 研修に合わせて「人事評価制度運用マニュアル」を改訂し、目標設定等に係る具体的な流れや留意点を掲載するとともに、Q&Aや各種様式類も編纂し、包括的マニュアルとした。 ○ 平成17年12月及び平成18年1月に研修の一環として、評価者（課長職）及び被評価者（課長代理職）を対象にしたグループミーティングを実施した。 当ミーティングでは、参加者同士の意見交換を通じて、評価制度の目的やルールの再確認を行うとともに、制度運用に当たっての疑問点の解消と評価技術の向上を図った。 <p>【人事評価結果の反映】#4</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 賞与について、平成17年6月期から人事評価結果を反映させ、成績が良好な職員に対して、支給率に差を設けた。 ○ 職員の昇格に当たっては、人事評価結果を参考資料として活用した。 <p style="text-align: right;">〈添付資料：3〉</p> <p>【人事管理に関する課題の検討】#5</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 複雑・高度化する業務に適応できる専門性を培い、高い労働意欲を引き出すことができる人事管理を目指して、人材の育成・活用に係る基本設計について検討した。

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
<p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 組織編成、人員配置を実情に即して見直すとともに、業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。</p>	<p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(3) 経営管理を担う経営企画会議（仮称）を設置するなどトップマネジメントを強力に補佐する体制を確立するとともに、事業運営の効果を高めるための企画調査部門を強化する。</p>	<p>第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(4) トップマネジメント機能が有効に発揮されるよう、経営企画会議等の適切かつ効率的な運営に努める。</p> <p>また、経営企画会議においてQMSのマネジメントレビューを実施し、顧客満足に影響するプロセスの監視・測定体制を確立することにより、トップマネジメント機能の充実・強化を図る。</p>	<p>【経営企画会議等の運営】 #6</p> <p>○ 国の政策と一体となって福祉医療分野の業務を多岐にわたって迅速的確に実施していくため、トップマネジメントの要として設置した経営企画会議を通じて、適時適切に提供される情報に基づき、経営判断及び各事業部門への迅速な対応の指示を実施した。</p> <p>○ 平成17年度においては、経営企画会議を13回開催し、事業計画等の基本方針の決定を行うとともに、貸付事業等の貸付金利の検証や特別貸付の利率設定、介護保険制度改革への対応、年金住宅融資等債権管理回収業務等の円滑な承継、福祉医療経営指導事業の見直し等について迅速的確に経営判断したほか、QMSに基づき定期的に業務の進捗状況及び業務プロセスの監視を行った。</p> <p>○ 経営企画会議を支える下部委員会においては、各部横断的に業務課題の分析検討、意見の集約調整を行い、その成果を経営企画会議に提供した。</p> <p>なお、平成17年度においては、業務・システムの最適化に関する作業を効率的、かつ、円滑に推進するために新たに「業務・システム最適化部会」を設けた。</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：4〉</p>

評価の視点	自己評定 A	評定 A
<p>○ 中期目標期間中にISO9001を認証取得できたか。</p> <p>○ 認証取得後は、その規格要求事項である内部監査マネジメントレビュー、予防是正措置等について、マネジメントシステムが適正に運用されたか。</p> <p>○ 人事評価制度が中期目標期間中に導入されたか。</p> <p>○ 制度導入後、組織目標達成のためにどのように活用されたか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>評価項目 1</p> <p>【組織のスリム化等】 #1</p> <p>○ 効率的な業務推進体制を整備するとともに、顧客サービスの向上を図るため、組織のスリム化を更に推進した。加えて、定型・大量な業務については、人材派遣等を積極的に活用した。こうした措置により、業務が増大する中で、ポスト数・職員の増員等を抑制するとともに、適切な業務運営を行った。</p> <p>【ISO9001の認証取得】 #2</p> <p>○ 平成16年11月から運用を開始したISO9001に基づく品質マネジメントシステムについて、中期計画目標を大幅に前倒しして、平成17年4月に認証を取得することができた。</p> <p>【品質マネジメントシステム (QMS) の適正な運用】 #2</p> <p>○ 平成17年度は、年度を通してQMSの運用を実施した最初の年であり、その効果的運用を通じて、苦情対応指針の作成などの各種改善措置を講じることができたほか、QMSに関する職員の意識調査を実施し、運営上の課題の抽出を行うことができた。これらの取組については、審査登録機関のサーベイランスにおいても、「システムが有効であり且つマネジメント・システムの要素の効果的な運用により、QMSの有効性の継続的改善が図られている」との評価を受けた。</p> <p>○ QMSの内部監査等を通じて、効果的な改善措置を講じるとともに、各部門で今まで実施されてきた業務プロセスやサービス（品質）の改善に向けた優れた取組を発見することができた。これらの改善事例や優良事例については、他部門に公開し、効率的な取組の組織横断的展開を推進することができた。</p> <p>○ 平成15年度から取り組んできた「業務革新プロジェクト」については、業務手順・方法の簡素・効率化、決裁の廃止、権限委譲など計264項目（平成17年において193項目）の業務改善を実現して終結した。当プロジェクトは、業務の効率化及び顧客サービスの改善に大きく寄与し、QMS導入の基盤となった。</p> <p>【人事評価結果の反映】 #4</p> <p>○ 人事評価結果を平成17年6月期の賞与から反映させるとともに、職員の昇格の参考として活用した。</p> <p>【人事評価制度の運用成果】 #3.4</p> <p>○ 人事評価制度は、各部門ごとに組織目標を設定し、職階別に個人目標に展開される仕組みとなっており、個人目標の達成が組織目標の達成につながるようになった。</p>	<p>○ ISO9001の認証取得、職員数の増加抑制と派遣スタッフの活用により、業務運営を効率化した点を評価する。また、人事評価を具体的に賞与という形で活用している点を評価する。</p> <p>○ ISOの認証取得を実現したこと、トップマネジメント（経営企画会議）を年13回開催したこと、リスク管理債権比率の改善、一般管理費等の経費削減を評価する。</p> <p>○ ISO9001の認証を取得し、適正に運用されている。また、人事評価制度を導入し、組織目標の達成につながっているようである。</p> <p>○ 人事評価制度の結果の反映がいち早く導入されたことにより、人材育成につながっているようにみえるため、評価する。</p> <p>○ プロセスではなく、結果をもって高く評価する。</p> <p>○ 人事評価制度については、先行して導入した民間企業において評価方法など様々な課題が指摘されているので、機構ではそれらの事例を参考にしつつ、適切な制度運用をお願いしたい。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理を担う会議を設置し、トップマネジメント機能が有効に発揮されるよう適切な業務運営が行われているか。 ○ トップマネジメントが業務運営の状況を定期的に把握するシステムが確立され、適切に運用されているか。 ○ 企画調査部門の強化を目指した組織改正が実施され、事業運営の効果を高めるために適切に機能しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の意識調査等を分析すると、以下のような効果が生じてきており、人事評価制度は業務管理の改善及び職員の意識改革にも貢献していると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> a 部長、課長等の管理職ほど個人目標及び個人目標の達成が組織目標の達成に貢献することを明確に意識して業務に取り組んでいることが伺われ、人事評価制度は業務管理面でよい効果を及ぼしている。 また、個人目標は上司と部下が話し合っ^て定められることから、上司は部下の業務目標の進捗状況を意識し、きめ細かい指導に留意するようになってきており、人事評価制度は組織内のコミュニケーションを深め、円滑な事務処理に寄与している b 若手ほど「自分の知識・経験・専門性の研鑽のため」、「ボーナスに反映されるため」等の理由から、個人目標を意識し、高い評価を得られるように努力していることが伺われ、個人目標の明確化を図る人事評価制度の導入は、個人目標の意欲を高め、組織の活性化により効果を及ぼしている。 【人事評価制度に係る研修】#3 <ul style="list-style-type: none"> ○ 評価者、被評価者に対する実践的具体的研修を実施したことにより、組織目標の個人目標への展開手法、コンピテンシー等の評価技術、評価者と被評価者のコミュニケーション技術の向上が図られ、人事評価制度の公平かつ効率的な運用を推進することができた。 【トップマネジメント機能の発揮】#6 <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営企画会議等を積極的に開催し、重要案件に対し迅速的確に経営判断したほか、QMSに基づき定期的に業務の進捗状況及び業務プロセスの監視を行った。 【企画調査部門の強化】#6 <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成15年10月に新設された業務管理課は、QMSの統括部門として、認証の取得、QMSの定着等に実績を上げ、また、管理会計の導入検討、ALM等の信用リスク分析など、組織横断的な管理手法の高度化に取り組んでおり、組織改正の目的に沿った、高い企画能力を発揮している。 ○ 平成15年10月に企画指導部に移管された調査室においては、同部の経営指導課と連携して、平成17年度において、新たに「福祉施設の整備と福祉医療機構による福祉貸付の動向」に関する調査結果を取りまとめたほか、経営診断分析の基礎資料の提供を行い、経営診断機能の強化に貢献した。 	
---	---	--

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
<p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項</p> <p>(2) 業務管理の充実 業務の計画的な推進を図るとともに、継続的な業務改善やリスク管理の徹底のための仕組みを導入することにより、業務管理を充実させること。</p>	<p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(4) 事業部門ごとに業務目標を設定し、業務処理の進行管理を行うことにより、計画的な業務管理を実施する。また、業務管理手法の高度化を図るため、中期目標期間中に、業務別のコストを適切に把握するための管理会計の仕組みの導入計画を策定し、段階的な導入を目指す。</p>	<p>第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(5) 機構の業務活動に適合した管理会計の活用のある方を検討するための調査・研究を行い、機構における管理会計導入の目的・手法・課題を洗い出す。</p>	<p>【業務目標の適切な管理】#7</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各事業部門においては、平成17年度計画に基づき、上期及び下期毎に組織の重点目標を定めるとともに、人事評価制度を活用して各職員の個人目標として展開した。 ○ 組織目標の進捗状況については、QMSに基づき毎月の経営企画会議において、マネジメントレビューを行った。これにより、トップマネジメントは常に業務の進捗状況を把握し、適切な経営判断を行うことができた。 ○ また、QMSと合わせて、人事評価制度において個人目標の進捗管理を徹底することにより、組織目標の達成に向けて、業務を効率的かつ効果的に実施することができた。 <p>【管理会計制度の検討】#8</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人という特性を踏まえた管理会計の導入方策の方向付けを行うため、平成17年度においては、活動コスト分析手法の確立を目的として、2か月にわたり、2現業部門における職員のタスク別活動状況を調査し、活動コストの分析を行った。 ○ この結果、活動コスト分析に基づくコスト管理に当たっては、コストによって生み出される成果との関係を分析することによりコスト管理の妥当性を評価することが必要との結論を得た。このことを踏まえて、平成18年度においては費用対効果分析の測定手法について具体的検討を行うこととしている。 <p style="text-align: right;">〈添付資料：5〉</p>

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
<p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項</p> <p>(2) 業務管理の充実 業務の計画的な推進を図るとともに、継続的な業務改善やリスク管理の徹底のための仕組みを導入することにより、業務管理を充実させること。</p>	<p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(5) 業務運営におけるリスク管理の徹底を図るため、リスク管理委員会（仮称）を設置するなど機構業務全般にわたる仕組みを段階的に導入する。その際、業務委託先や助成先に対する監査業務の成果を業務上の問題点把握に役立て機構業務全般にわたる恒常的なリスク管理に活用する。</p> <p>さらに、福祉医療貸付事業については、審査業務におけるリスク把握手法の改善を図るとともに、債権管理業務における貸付先のフォローアップやリスク債権の管理の徹底、債権の保全方法の改善等を行うことにより、貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率が中期目標期間中2.0%を上回らないように努める。</p>	<p>第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(6) 事務リスク管理については、引き続き顧客からの苦情処理等経営に係る事務リスクについて検討を進め、リスク回避等その対応策を取りまとめる。</p> <p>福祉医療貸付事業については、引き続きリスク管理債権について、債権区分別に適切に管理するとともに、審査業務に資するためリスク管理債権の発生要因別の分析及び診療報酬債権等担保融資制度の適切な債権管理・回収を行う。</p> <p>また、リスク管理債権の抑制を図るため、業況注視等を要する貸付案件を継続的にフォローする処理体制の充実を図る。</p>	<p>リスク管理体制の強化</p> <p>【事務リスクへの対応】#9</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「苦情処理状況」について、現業部門における実態を調査し、 <ul style="list-style-type: none"> a 制度・予算に関するもの b 事務処理方法等に関するもの に整理した上で、業務プロセスに問題があるものを中心に改善することとした。 ○ 個人情報の適切な管理を徹底するため、関係部署に対する業務監査を実施し、管理体制や業務委託先との契約等について改善することとした。 ○ 外部からの不当な要求に適正に対処するため、不当要求防止責任者を設置するとともに、関係部に対し適正な対応方法を周知した。 <p>【個人情報保護及び情報セキュリティ対策】#10</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年4月の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の施行に合わせて、個人情報管理規程等の整備を行った。 ○ また、個人情報管理規程に基づき個人情報及び情報セキュリティに関する研修会を9回開催し、全職員に個人情報管理を徹底するとともに、業務委託先との契約書等に個人情報管理に関する事項を追加し、業務委託先を含めた情報管理の徹底を図った。 <p>福祉医療貸付における適切な債権管理</p> <p>【リスク管理債権の債権区分別管理】#11</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 債権者区分別に専任担当者を配置し、体制を強化することにより業務の効率化を図った。 ○ リスク管理債権の債権区分別の管理・処理状況、発生要因、個別債権の状況等について、四半期ごとに分析結果を取りまとめ、債権管理業務遂行の基本資料とするとともに、役員等幹部に報告し、関係者の認識の統一を図った。 ○ 破綻先債権については、必要に応じ法的処置（担保権の実行等5件）を実施し、リスク管理債権の解消を図った。

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
			<p>○ 貸出条件緩和債権については、担当部内に設置した審査会において、貸付先からの改善計画書等をもとに厳格な審査を行い、適正な管理を行った。</p> <p>【リスク管理債権の発生要因の分析及び職員の資質の向上】 #12</p> <p>○ リスク管理債権の発生要因等を分析し、貸付担当部署にフィードバックのための情報交換会を実施（4回）し、審査実施のレベルアップに努めた。</p> <p>○ 貸付及び債権管理担当部署の職員を対象として、専門家（顧問弁護士、不動産鑑定士、公認会計士）による勉強会を開催（3回）し、融資業務・債権管理のスキルアップに努めた。</p> <p>【診療報酬債権等担保融資制度に係る債権管理・回収】 #13</p> <p>○ 債権管理・回収マニュアルに基づき適切に債権管理・回収を実施するとともに、約定延滞案件については、きめ細かい督促を行い回収の強化を図った。 (平成17年度における回収は6件22百万円)</p> <p>○ 貸付後の経営状況等について、直近の決算書等により調査を実施し、必要に応じて債務引受等の保全措置を進めた。</p> <p>【業況注視案件の継続的フォロー】 #14</p> <p>○ リスク管理債権の抑制を図るため、業況注視を要する案件について、継続的なフォローを実施した。 (平成17年度における継続的なフォロー案件は8件)</p>

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績																																							
			<p>【リスク管理債権比率及びその比率の変動要因】 #15</p> <p>○ リスク管理債権について、債権区分別に適切な管理回収を行い、以下のとおり、平成17年度において11,929百万円の解消を図った。</p> <table border="1" data-bbox="1675 339 2179 515"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>件 数</th> <th>回収額又は債権額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回収努力により完済したもの</td> <td>16件</td> <td>3,246百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞又は条件緩和の解消により正常化したもの</td> <td>26件</td> <td>8,400百万円</td> </tr> <tr> <td>債権償却したもの</td> <td>7件</td> <td>283百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>49件</td> <td>11,929百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 平成17年度においては、貸出条件緩和債権について改善計画に沿った経営の見直し状況をきめ細かく継続的にフォローすることに努めた。これにより貸出条件緩和債権の正常化等が図られ、福祉医療貸付におけるリスク管理債権比率等は、以下のとおり改善した。</p> <table border="1" data-bbox="1675 715 2179 1082"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成17年3月末</th> <th>平成18年3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権比率</td> <td>1.53%</td> <td>1.23%</td> </tr> <tr> <td>破綻先債権</td> <td>0.14%</td> <td>0.09%</td> </tr> <tr> <td>6か月以上延滞債権</td> <td>0.49%</td> <td>0.49%</td> </tr> <tr> <td>3か月以上延滞債権</td> <td>0.03%</td> <td>0.02%</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td>0.87%</td> <td>0.63%</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td>51,109百万円</td> <td>42,328百万円</td> </tr> <tr> <td>総貸付残高</td> <td>3,341,797百万円</td> <td>3,435,572百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)総貸付残高には、貸付受入金を含む。</p>	区 分	件 数	回収額又は債権額	回収努力により完済したもの	16件	3,246百万円	延滞又は条件緩和の解消により正常化したもの	26件	8,400百万円	債権償却したもの	7件	283百万円	計	49件	11,929百万円	区 分	平成17年3月末	平成18年3月末	リスク管理債権比率	1.53%	1.23%	破綻先債権	0.14%	0.09%	6か月以上延滞債権	0.49%	0.49%	3か月以上延滞債権	0.03%	0.02%	貸出条件緩和債権	0.87%	0.63%	リスク管理債権	51,109百万円	42,328百万円	総貸付残高	3,341,797百万円	3,435,572百万円
区 分	件 数	回収額又は債権額																																								
回収努力により完済したもの	16件	3,246百万円																																								
延滞又は条件緩和の解消により正常化したもの	26件	8,400百万円																																								
債権償却したもの	7件	283百万円																																								
計	49件	11,929百万円																																								
区 分	平成17年3月末	平成18年3月末																																								
リスク管理債権比率	1.53%	1.23%																																								
破綻先債権	0.14%	0.09%																																								
6か月以上延滞債権	0.49%	0.49%																																								
3か月以上延滞債権	0.03%	0.02%																																								
貸出条件緩和債権	0.87%	0.63%																																								
リスク管理債権	51,109百万円	42,328百万円																																								
総貸付残高	3,341,797百万円	3,435,572百万円																																								

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
<p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項</p> <p>(2) 業務管理の充実 業務の計画的な推進を図るとともに、継続的な業務改善やリスク管理の徹底のための仕組みを導入することにより、業務管理を充実させること。</p>	<p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(6) 福祉医療貸付の原資についての自己資金調達拡大による金利リスクの拡大が予測されるなか、健全な財務構造を維持するため、ALM（資産負債管理）システムを活用する。そのうえで、市場動向を見極めながら、次のような方策を選択し、適用する。</p> <p>① 調達市場の金利動向を見極めながら、金利リスクを最小化するための財投機関債の発行期間を検討する。</p> <p>② 調達の状況を反映した貸付条件の改定等を行う。</p> <p>③ 貸付の動向を踏まえた長期借入金と自己資金調達の割合をコントロールする。</p> <p>また、調達に関しリスクヘッジを行う金融商品や資産担保証券（ABS）の活用可能性を調査・研究する。</p>	<p>第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(7) ALM（資産負債管理）システムの月次モデルの本格運用を開始し、機構の貸付に係る財務構造の状況の定期的な把握及び予算要求等のタイミングに合わせた分析を行い、経営企画会議に報告する。</p> <p>また、調達に関し資産担保証券（ABS）等の活用可能性の検討を進める。</p>	<p>【ALMシステムの活用】#16</p> <p>○ 平成17年度においては、月次モデルを用いて、以下の財務構造分析を行い、経営企画会議等に報告した。</p> <p>a 財投機関債発行方針策定のため、財投機関債がALMバランスに与える影響を試算</p> <p>b 平成16年度決算データに基づきマチュリティラダー及びデュレーションを分析</p> <p>c 繰上償還がALMバランスに与える影響を試算</p> <p>d 政策コスト分析時に、ALMモデルを活用して検証</p> <p>【信用リスクモデル分析の実施】#17</p> <p>○ 今まで蓄積してきたリスク債権データをもとに、「リスク管理債権将来推計モデル」を試行的に構築し、今後、データの蓄積を進める中で改善を加えていくこととした。</p> <p>また、倒産予知モデルについて、先行研究事例の調査を実施した。</p> <p>【資産担保証券（ABS）の活用可能性の検討】#18</p> <p>○ 資産担保証券（ABS）について、民間金融機関及び既に証券化を実施している中小企業金融公庫から実施方法、問題点について情報を収集し、機構が実施するに当たっての基礎的整理は終了した。</p> <p>○ ABSの発行は、資金調達手続の多様化には資するものの、財投機関債よりコスト増となる、機構債権の特性を踏まえた工夫が必要であるなどの課題があることから、平成18年度においては、これらの課題を踏まえて、発行環境・発行条件等について更に分析を行うこととした。</p>

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
<p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項</p> <p>(2) 業務管理の充実 業務の計画的な推進を図るとともに、継続的な業務改善やリスク管理の徹底のための仕組みを導入することにより、業務管理を充実させること。</p>	<p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(7) 電子政府化については、政府及び厚生労働省の電子政府構築計画における独立行政法人の在り方に即し、各事業の業務の整理・合理化を踏まえ、適切に対応する。</p>	<p>第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(8) 効率的な事務処理を推進する観点から各種業務、資料等の電子化の推進に努める。</p>	<p>【電子政府化への対応】#19</p> <p>長寿・子育て・障害者基金事業における助成手続きの電子化の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成手続きの電子化を進めるため、他の助成団体等が行っている電子申請について調査等を行い、実施に当たっての問題点等を整理した。 ○ 平成18年度助成事業分から、ホームページ上に助成が内定した団体の専用ページを新たに設置し、交付申請、完了報告、事後評価などの手続に必要な書式等のダウンロードや、「助成金の手引き」の閲覧ができるようにした。 <p>退職手当共済事業における請求書等作成支援システムの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「退職手当金請求書・被共済職員退職届」の記入漏れや記入ミスを防ぐために、表計算ソフトを利用（ダウンロード）して届書を作成するための支援システムを、平成17年5月24日に機構ホームページに掲載し、同サービスの提供を開始した。 ○ また、社会福祉施設職員等退職手当共済法改正に伴う支給乗率、届出様式の改正に対応するため、退職届入力補助システムの修正を行い、平成18年3月27日に機構ホームページに掲載した。
<p>評価の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業部門毎の業務目標が設定され、適切な進行管理が行われているか。 ○ 機構にふさわしい管理会計の仕組みについて調査・検討を行い、導入計画を策定し、計画に沿った取り組みを行ったか。 	<p>自己評価 A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <p>【業務目標の進行管理】#7</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各事業部門は中期計画と連動して平成17年度の業務目標を定めるとともに、人事評価制度を活用して各職員の個人目標として展開した。これらの組織目標及び個人目標は、QMSと人事評価制度に基づき適切に進行管理が行われ、平成17年度においても、機構業務全般にわたり高い実績を上げることができた。 <p>【管理会計制度の検討】#8</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年度においては、活動コスト分析の確立を目的として、2現業部門の活動コストの実態調査とその分析を行い、非営利で公共性の高い機構業務については管理会計としてのコスト分析を実施するためには、コストによって生み出される成果との関係で評価しなければならないことが明らかになった。 このため、平成17年度の成果を踏まえ、平成18年度はコストと関連付けられるべき事業成果の測定手法について具体的な検討を行うこととしている。 	<p>評価 A</p> <p>評価項目 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務目標が設定され、進行管理が実施されている。また、貸付業務においてリスク管理が行われ、リスク管理債権比率が1.53%から1.23%に減少している。さらに、一部の支援システム等の運用を開始している。以上より、目標に合致していると判断する。 ○ 業務管理全般に関して、精度の高い内容が実現されていると料する。 ○ 適切に組織の特質に合った管理を検討している。また、リスク管理債権比率に改善が見られる。 ○ 人事評価制度を活用している。 ○ ALM分析の導入を評価する。 	

○ リスク管理を担当する委員会が設置・運営されるなど、機構業務全般にリスク管理体制が確立されているか。
その際、業務委託先や助成先も含めた業務上の問題点の把握も行われているか。

○ 福祉医療貸付事業については、リスク管理の改善が図られ、リスク管理債権比率が中期計画の数値を達成しているか。
なお、介護報酬及び診療報酬の大幅改定等に伴う福祉施設及び医療施設の経営環境の著しい悪化や貸付先からの繰上償還等により機構の貸付残高の著しい変動が生じた場合等は、その事情を考慮する。

○ 定期的な財務構造の把握、財投機関債の発行期間の検討及び貸付条件の見直し等にALMシステムが適切に活用されているか。

○ 各事業の整理・合理化を踏まえ業務の電子化に適切に対応できているか。
なお、本事項の遂行に当たっては、厳しい経費削減目標との関係上、可能な範囲での実施となる事情を考慮する。

【事務リスクの管理】#9.10

○ 事務リスクの管理については、平成17年度において、以下の取組を行い、事務リスクを軽減することとした。
a 現業部門の苦情の実態調査を実施し、業務プロセスに問題があるものを中心に改善することとした。
b 個人情報の適切な管理のための監査を実施し、改善することとした。
c 不当要求防止責任者を設置し、不当要求に対する対応方法を関係部署に周知した。

○ 個人情報の保護に関する法律の施行に合わせて、個人情報管理規程等の整備を行うとともに、職員に対する研修、業務委託先との契約内容の見直しなどを実施し、個人情報保護管理の徹底を図った。

【リスク管理債権比率】#11.12.13.14.15

○ 平成17年度においては、リスク管理債権区分を適切に管理するため、債権者区分別に専任担当者を設置して体制を強化するとともに、債権管理部門と貸付担当部門との連携の強化を図り、積極的な債権回収を実施した。特に貸出条件緩和債権について改善計画に沿った経営の見直し状況をきめ細かくフォローし、当該債権の正常化等に努めた。

○ このようにリスク管理債権に対する取組を強化したことにより、医療施設等の経営が厳しい中であって、全体のリスク管理債権比率は過去3年で最も低く、前年度末の1.53%から1.23%に改善した。

【ALMシステムの活用】#16

○ 平成17年度においては、財投機関債の発行条件決定に際し、ALM分析を実施したほか、繰上償還の影響などについても分析し、財務構造の把握に活用した。

【信用リスクモデル分析の実施】#17

○ 今まで蓄積してきたリスク債権データをもとに、「リスク管理債権将来推計モデル」を試行的に構築できた。なお、このモデルについては、今後、更にデータの蓄積を進める中で改善を加えていくこととしている。

○ また、倒産予知モデルについて、先行研究事例の調査を実施した。

【資産担保証券（ABS）の活用可能性の調査・研究】#18

○ 資産担保証券（ABS）の活用可能性について、平成16年度に引き続き調査を実施し、証券化のメリット・デメリット、証券化に適した貸付資産の条件、証券化により生じる新たな事務負担等について、取りまとめることができた。

【電子政府化への対応】#19

○ 基金事業について、平成18年度助成事業分からホームページ上に内定団体用のページを作成し、交付申請から完了報告、事後評価などに必要な書式等のダウンロードや、「助成金の手引き」の閲覧を可能とした。

	<ul style="list-style-type: none">○ 退職手当共済事業について、「退職手当金請求書・被共済職員退職届」のうち共済契約者が記入する退職届部分の記入漏れや記入ミスを防ぐための支援システムを、平成17年5月24日に機構ホームページに掲載し、提供を開始した。 <p>【業務・システムの最適化】#24</p> <ul style="list-style-type: none">○ 情報化統括責任者（CIO）及び同補佐官の設置並びに業務・システム最適化計画策定に関する業者選定を行い、「業務・システム最適化計画」の策定に向けて業務を円滑に推進する体制を整備することができた。	
--	--	--

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績																					
<p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項</p> <p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費については、効率的な利用に努め、中期目標の期間の最終の事業年度において、平成14年度と比べて13%程度の額を節減すること。</p> <p>なお、労災年金担保貸付事業に係る一般管理費、労災年金担保貸付業務経費等の経費については、中期目標の期間の最終の事業年度において、事業開始年度である平成16年度と比べて9%程度の額を節減すること。</p> <p>また、承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務に係る一般管理費及び業務経費等の経費（承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費並びに抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る転貸法人への業務委託費を除く。）については、中期目標の期間の最終の事業年度において、業務開始年度である平成18年度と比べて3%程度の額を節減すること。</p> <p>さらに、福祉医療貸付事業費については、中期目標の期間の最終の事業年度において、平成14年度と比べて5%程度の削減を目指すこと。この場合、社会経済情勢の変化等を踏まえた政策的要請や金融情勢の変化により影響を受けることについて配慮する。</p> <p>「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間に於いて、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。これを実現するため、現中期目標期間の最終年度までの間においても、必要な取組を行うこと。</p> <p>併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。</p>	<p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(8) 一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費については、効率的な利用に努め、中期目標の期間の最終の事業年度において、平成14年度と比べて13%程度の節減額を見込んだ中期計画の予算を作成する。</p> <p>なお、労災年金担保貸付事業に係る一般管理費、労災年金担保貸付業務経費等の経費については、中期目標の期間の最終の事業年度において、事業開始年度である平成16年度と比べて9%程度の節減額を見込んだ中期計画の予算を作成する。</p> <p>また、承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務に係る一般管理費及び業務経費等の経費（承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費並びに抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る転貸法人への業務委託費を除く。）については、中期目標の期間の最終の事業年度において、業務開始年度である平成18年度と比べて3%程度の節減額を見込んだ中期計画の予算を作成する。</p> <p>さらに、福祉医療貸付事業費については、中期目標の期間の最終の事業年度において、平成14年度と比べて5%程度の削減額を見込んだ中期計画の予算を作成する。この場合、社会経済情勢の変化等を踏まえた、政策的要請や金融情勢の変化による影響を考慮する。</p> <p>「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間に於いて、人件費について、5%以上の削減を行う。これを実現するため、現中期目標期間の最終年度までの間においても、平成17年度を基準として2%以上の削減に取り組むこととする。</p> <p>ただし、平成18年度に承継される年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準とする。</p> <p>併せて、国家公務員の給与構造改革も踏まえ、引き続き、勤務実績の給与への反映等の取組を行う。</p>	<p>第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(9) 一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費については、経費節減に関する中期目標の達成を念頭に置きつつ、引き続き効率的な利用に努める。（共済勘定のうち社会福祉施設職員等退職手当共済法改正に伴うシステム開発等に係る経費を除く。）</p> <p>また、福祉医療貸付事業については、削減方針にそって貸付回収金充当費を廃止（削減）した予算を組むとともに、事業費削減に関する中期目標の達成に向けて継続的に取組を行う。</p>	<p>【一般管理費等の削減】#20</p> <p>○ 機構においては、一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費について、中期目標・中期計画に定める経費削減目標を達成するため、以下のとおり各年度別の削減対象経費額の目標値を定め、各年度の予算を作成することとしている。</p> <p>○ 平成17年度においては、平成14年度と比較して、経費を7.5%削減した予算を作成し、その執行に当たり、業務計画の見直し等による節約等を行った結果、一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費を予算に対して97.6%の執行に抑えることができた。</p> <p>≪一般管理費（労災年金担保貸付事業に係るものを除く）、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費≫ (単位：百万円、%)</p> <table border="1" data-bbox="1680 726 2177 821"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>14年度 基準年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>削減対象経費</td> <td>5,901</td> <td>2,889</td> <td>5,618</td> <td>5,466</td> <td>5,237</td> <td>5,133</td> </tr> <tr> <td>対14年度比</td> <td>100.0</td> <td>49.0</td> <td>95.2</td> <td>92.5</td> <td>89.7</td> <td>87.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 17年度には、特殊要因分である社会福祉施設職員等退職手当共済法改正に伴うシステム開発等経費（80百万円）は含まない。</p> <p>※ 15年度は、独立行政法人設立後の6か月分を計上している。</p> <p>(添付資料：6.7)</p> <p>【労災年金担保貸付事業に係る経費の削減】#21</p> <p>○ 機構においては、労災年金担保貸付業務経費等の経費について、中期目標・中期計画に定める経費削減目標を達成するため、以下のとおり各年度別の削減対象経費額の目標値を定め、各年度の予算を作成することとしている。</p> <p>○ 平成17年度においては、平成16年度と比較して、経費を3.0%削減した予算を作成し、その執行に当たり、業務計画の見直し等による節約等を行った結果、予算に対して94.3%の執行に抑えることができた。</p>	項目	14年度 基準年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	削減対象経費	5,901	2,889	5,618	5,466	5,237	5,133	対14年度比	100.0	49.0	95.2	92.5	89.7	87.0
項目	14年度 基準年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																		
削減対象経費	5,901	2,889	5,618	5,466	5,237	5,133																		
対14年度比	100.0	49.0	95.2	92.5	89.7	87.0																		

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績															
			<p>《労災年金担保貸付事業に係る一般管理費、労災年金担保貸付事業に係る業務経費等の経費》 (単位：百万円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>16年度 基準年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>削減対象経費</td> <td>36</td> <td>35</td> <td>34</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>対16年度比</td> <td>100.0</td> <td>97.0</td> <td>94.0</td> <td>91.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>【福祉医療貸付事業費の削減】#22 ○ 福祉医療貸付事業費については、平成17年度において平成14年度と比較して10.4%削減した予算を設定し、その範囲内での執行となった。</p>	項目	16年度 基準年度	17年度	18年度	19年度	削減対象経費	36	35	34	33	対16年度比	100.0	97.0	94.0	91.0
項目	16年度 基準年度	17年度	18年度	19年度														
削減対象経費	36	35	34	33														
対16年度比	100.0	97.0	94.0	91.0														
<p>評価の視点</p> <p>○ 一般管理費（労災年金担保貸付事業に係る一般管理費、労災年金担保貸付業務経費等を除く。）、福祉保健医療情報サービス事業等の削減対象経費について、中期計画予算における一般管理費、人件費、各業務経費及び減価償却費の合算額が、平成14年度の相当経費と比較して中期目標の数値を達成しているか。 なお、削減対象経費のうち自己収入を得るために要した費用については考慮する。</p> <p>○ 労災年金担保貸付事業に係る一般管理費、労災年金担保貸付業務経費等の削減対象経費について、平成16年度においては、円滑な業務移管に配慮しつつ、節約に努めるとともに、平成17年度以降においては、中期計画予算における一般管理費、人件費及び業務経費の合算額が、平成16年度の相当経費と比較して中期目標の数値を達成しているか。</p> <p>○ 福祉医療貸付事業費の削減対象経費について、中期計画予算における支払利息、業務委託費、債券発行諸費及び貸付回収金充当費の合計額が平成14年度の相当経費と比較して中期目標の数値を達成しているか。 なお、この場合、社会経済情勢の変化等を踏まえた政策的要請による貸付残高の変動や金融情勢の変化に伴う金利変動による影響を控除する。</p>	<p>自己評定 A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <p>【一般管理費等の削減】#20 ○ 一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費については、平成17年度において超過勤務手当の削減、課長代理手当の整理等、人件費の削減等を行った結果、一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費が予算額に対し97.6%の執行となり、削減を行うことができた。</p> <p>【労災年金担保貸付事業に係る経費の削減】#21 ○ 平成17年度において他の勘定と同様に超過勤務手当の削減、課長代理手当の整理等、人件費の削減を行った結果、一般管理費、労災年金担保貸付業務経費等の経費が予算額に対し94.3%の執行となり、削減を行うことができた。</p> <p>【福祉医療貸付事業費の削減】#22 ○ 福祉医療貸付事業費については、金利情勢の変化に伴う当該影響を控除した平成17年度における支払利息、業務委託費、債券発行諸費の合計額が平成14年度の相当経費と比較し、11,453百万円の削減を行い、対平成14年度86.5%の執行を行うことができた。</p>	<p>評価項目 3</p>	<p>評定 A</p> <p>○ 予算額に対する一般管理費等の削減率は2.4%、労災年金担保貸付事業に係る経費の削減率は5.7%であり、目標を十分に上回っているとみられる。</p> <p>○ 人件費削減について、ポストの数を減らすなど、具体的な努力がみられるので評価する。</p> <p>○ 国の政策として経費削減目標が甘いとも考えられるが、それを更に削減した点を評価する。</p> <p>○ 中期目標をほとんど達成している。ただし、平成19年度以降、約20億円に及ぶ随意契約（100万円以上）の効率性・経済性（しかも30件、平均70百万円超）の評価をどのように行うかが大きなテーマであると考える。</p>															

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績																
<p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項</p> <p>(4) 利用者に対するサービスの向上 個人情報保護に配慮しつつ、利用者情報の総合化や利用者に対する調査の実施により、業務運営における利用者対応の充実を図ること。</p>	<p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(9) 利用希望者の利便性を向上させるため、各種事業における利用手続き、利用対象者、利用条件その他事業利用に当たって必要な情報を、ホームページ等を積極的に活用して迅速かつ正確に提供する。また、利用者対応の迅速化、利用者の利便性の向上に資するため、顧客情報の総合化を、各事業の横断的な連携を踏まえ、段階的に推進する。</p>	<p>第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(10) 利用希望者の利便性を向上させるため、各種事業における利用手続き、利用対象者、利用条件その他事業利用に当たって必要な情報を、引き続きホームページ等を積極的に活用して迅速かつ正確に提供する。</p>	<p>【ホームページを活用した迅速かつ正確な情報提供】#23</p> <p>○ 機構のサービスの利用者等の利便性の向上を図るため、ホームページに、全ての事業についての事業概要、制度案内、利用手続き等を掲載し、迅速かつ正確な情報提供に努めた。</p> <p>○ また、機構のホームページは利用者等への情報発信源であり、利用者等の関心が高い情報については、速やかに最新の情報を「新着情報」として掲載し、その周知徹底を図った。 なお、平成17年度に新設又は更新した主な重要情報は、以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1675 587 2175 1222"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>平成17年度実施状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉医療貸付事業</td> <td>・貸付金利の改定情報(11回更新) ・福祉貸付における協調融資制度の概要と契約締結金融機関(20回更新)</td> </tr> <tr> <td>福祉施設指導事業</td> <td>・平成17年度セミナーの開催案内</td> </tr> <tr> <td>長寿・子育て・障害者基金事業</td> <td>・平成18年度募集要領 ・平成16事業年度分事後評価結果</td> </tr> <tr> <td>退職手当共済事業</td> <td>・社会福祉施設職員等退職手当共済制度の改正に関する資料</td> </tr> <tr> <td>心身障害者扶養保険事業</td> <td>・平成16年度決算に基づく心身障害者扶養保険財務状況将来予測</td> </tr> <tr> <td>年金担保貸付事業</td> <td>・貸付金利の改定情報(9回更新) ・公的年金貸付制度の変更に係る資料 ・悪質な貸金業者に対する注意喚起のための具体的事例</td> </tr> <tr> <td>労災年金担保貸付事業</td> <td>・貸付金利の改定情報(9回更新) ・公的年金貸付制度の変更に係る資料 ・悪質な貸金業者に対する注意喚起のための具体的事例</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 介護保険制度改革において、地域密着型サービスの創設など新たな介護サービス体系が平成18年度から施行されることとなり、小規模多機能型居宅介護事業に対する機構の融資条件などの地域密着サービスに係る情報の提供と各種相談を一体的に行うためのコーナーをホームページ上に開設し、新たな介護サービス体系に関する介護関連事業者の理解の促進を図り、普及に努めた。</p>	事業	平成17年度実施状況	福祉医療貸付事業	・貸付金利の改定情報(11回更新) ・福祉貸付における協調融資制度の概要と契約締結金融機関(20回更新)	福祉施設指導事業	・平成17年度セミナーの開催案内	長寿・子育て・障害者基金事業	・平成18年度募集要領 ・平成16事業年度分事後評価結果	退職手当共済事業	・社会福祉施設職員等退職手当共済制度の改正に関する資料	心身障害者扶養保険事業	・平成16年度決算に基づく心身障害者扶養保険財務状況将来予測	年金担保貸付事業	・貸付金利の改定情報(9回更新) ・公的年金貸付制度の変更に係る資料 ・悪質な貸金業者に対する注意喚起のための具体的事例	労災年金担保貸付事業	・貸付金利の改定情報(9回更新) ・公的年金貸付制度の変更に係る資料 ・悪質な貸金業者に対する注意喚起のための具体的事例
事業	平成17年度実施状況																		
福祉医療貸付事業	・貸付金利の改定情報(11回更新) ・福祉貸付における協調融資制度の概要と契約締結金融機関(20回更新)																		
福祉施設指導事業	・平成17年度セミナーの開催案内																		
長寿・子育て・障害者基金事業	・平成18年度募集要領 ・平成16事業年度分事後評価結果																		
退職手当共済事業	・社会福祉施設職員等退職手当共済制度の改正に関する資料																		
心身障害者扶養保険事業	・平成16年度決算に基づく心身障害者扶養保険財務状況将来予測																		
年金担保貸付事業	・貸付金利の改定情報(9回更新) ・公的年金貸付制度の変更に係る資料 ・悪質な貸金業者に対する注意喚起のための具体的事例																		
労災年金担保貸付事業	・貸付金利の改定情報(9回更新) ・公的年金貸付制度の変更に係る資料 ・悪質な貸金業者に対する注意喚起のための具体的事例																		

評価の視点	自己評定	評定
<p>○ 利用希望者の利便性を向上させるため、どのような措置が講じられたか。</p>	<p>— (理由及び特記事項)</p> <p>【ホームページを活用した迅速かつ正確な情報提供】#23 事業毎の実績で評価</p>	

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
<p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項</p> <p>(5) 業務・システムの最適化の実施 福祉医療貸付事業、福祉保健医療情報サービス事業、退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務の業務の見直しと併せて、システム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図ること。 このため、当該事業等に係る業務・システムの監査及び刷新可能性調査を実施し、これらを踏まえ、平成19年度までに業務・システムの最適化計画を策定し、公表すること。</p>	<p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(10) 業務・システムの最適化の実施のため、福祉医療貸付事業、福祉保健医療情報サービス事業、退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務の業務の見直しと併せて、システム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図る。 このため、当該事業等に係る業務・システムの監査及び刷新可能性調査を実施し、これらを踏まえ、平成19年度までに業務・システムの最適化計画を策定し、公表する。</p>	<p>第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(11) 業務・システムの最適化等を実施するため、情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を設置する。 また、業務・システムの最適化の実施に向けて、システムの監査、刷新可能性調査、業務・システムの最適化計画策定のための業者を選定する。</p>	<p>【業務・システム最適化】#24</p> <p>○ 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成17年6月29日 各府省情報統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、次の事項を実施した。</p> <p>a 情報化統括責任者（CIO）及び情報システム等に関する専門的知見を有する情報化統括責任者（CIO）補佐官を設置した。</p> <p>b 平成18年度に実施するシステムの監査、刷新可能性調査、平成19年度に公表する業務・システムの最適化計画を策定するための業者を選定した。</p>
<p>評価の視点</p>	<p>自己評価 一 (理由及び特記事項)</p> <p>【業務システムの最適化】#24 評価項目2で評価</p>	<p>評定</p>	

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績																																				
<p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する目標及び同項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標のうち、事業毎に掲げるものは、次のとおりとする。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>独立行政法人通則法第30条第2項第1号の業務運営の効率化に関する目標及び同項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標のうち、事業毎に掲げるものは、次のとおりとする。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとった措置</p>																																				
<p>1 福祉医療貸付事業</p> <p>福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>また、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定、以下「整理合理化計画」という。）に基づき、貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、引き続き適切に実施するとともに、病院等融資については、中期目標期中も「民間でできるものは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を医療政策上真に必要なものに限った上で、コストに応じた金利設定の導入を検討し、段階的に実施すること。</p>	<p>1 福祉医療貸付事業</p> <p>福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>また、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）に基づき、貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、引き続き適切に実施するとともに、病院等融資については、中期目標期間中も「民間でできるものは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を医療政策上真に必要なものに限った上で、コストに応じた金利設定の導入を検討し、段階的に実施する。</p>	<p>1 福祉医療貸付事業</p> <p>福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>なお、当該事業に係る貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。</p> <p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成17事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>464,300,000</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>467,900,000</td> </tr> <tr> <td>原</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資</td> <td></td> </tr> <tr> <td>財政融資資金借入金</td> <td>369,700,000</td> </tr> <tr> <td>貸付回収金等</td> <td>98,200,000</td> </tr> <tr> <td>(うち財投機関債)</td> <td>(79,000,000)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成17事業年度		千円	貸付契約額	464,300,000	資金交付額	467,900,000	原		資		財政融資資金借入金	369,700,000	貸付回収金等	98,200,000	(うち財投機関債)	(79,000,000)	<p>1 福祉医療貸付事業</p> <p>福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p> <p>なお、当該事業に係る貸付契約額、資金交付額及び原資の実績は次のとおりである。</p> <p>(実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成17事業年度 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>402,561,500</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>422,900,000</td> </tr> <tr> <td>原</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資</td> <td></td> </tr> <tr> <td>財政融資資金借入金</td> <td>302,100,000</td> </tr> <tr> <td>貸付回収金等</td> <td>120,800,000</td> </tr> <tr> <td>(うち財投機関債)</td> <td>(78,973,500)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成17事業年度 (実績)		千円	貸付契約額	402,561,500	資金交付額	422,900,000	原		資		財政融資資金借入金	302,100,000	貸付回収金等	120,800,000	(うち財投機関債)	(78,973,500)
区 分	平成17事業年度																																						
	千円																																						
貸付契約額	464,300,000																																						
資金交付額	467,900,000																																						
原																																							
資																																							
財政融資資金借入金	369,700,000																																						
貸付回収金等	98,200,000																																						
(うち財投機関債)	(79,000,000)																																						
区 分	平成17事業年度 (実績)																																						
	千円																																						
貸付契約額	402,561,500																																						
資金交付額	422,900,000																																						
原																																							
資																																							
財政融資資金借入金	302,100,000																																						
貸付回収金等	120,800,000																																						
(うち財投機関債)	(78,973,500)																																						

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績																																												
<p>(1) 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>ア 国の福祉政策や医療政策における政策目標を着実に推進するため、政策融資の果たすべき役割を踏まえつつ、政策効果の高い融資内容となるよう努めること。</p>	<p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 国の政策と密接に連携し、ゴールドプラン21、新エンゼルプラン、新障害者プラン等に基づく介護、子育て支援、障害者の社会参加等の基盤整備を推進するとともに、医療制度改革に対応し医療施設の質的向上と効率化を推進することにより、福祉及び医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。また、国の要請に基づき、災害、民間金融機関の貸し渋り等への緊急措置等に臨機応変に対応する。</p> <p>こうした政策融資の果たすべき役割を踏まえつつ、政策優先度に応じて重点化した融資メニューや合理的な金利体系への改善を図ることにより費用対効果を高めていく。</p>	<p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 福祉医療貸付事業については、国の政策と密接に連携し、国のプラン、指針等に即して地方公共団体が策定する公的介護施設等の整備計画、次世代育成支援に関する行動計画、障害者計画等に基づく、介護、子育て支援、障害者の社会参加等の基盤整備を推進し、また、国の新たな交付金制度に対応するとともに、医療制度改革に対応し医療施設の質的向上と効率化を推進することにより、福祉及び医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。</p>	<p>【福祉貸付事業の実績】#25</p> <p>○ 平成17年度の福祉貸付事業における貸付審査の実績は、以下のとおりである。</p> <p>《貸付審査の実績》 (金額：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1671 391 2181 590"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類の</th> <th colspan="4">貸付審査の実績</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>割合</th> <th>金額</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人福祉関係施設</td> <td>330</td> <td>43.3%</td> <td>126,701</td> <td>84.2%</td> </tr> <tr> <td>うち特別養護老人ホーム</td> <td>276</td> <td>36.2%</td> <td>115,836</td> <td>76.9%</td> </tr> <tr> <td>児童福祉関係施設</td> <td>231</td> <td>30.3%</td> <td>12,158</td> <td>8.1%</td> </tr> <tr> <td>うち保育所</td> <td>205</td> <td>26.9%</td> <td>9,363</td> <td>6.2%</td> </tr> <tr> <td>障害者福祉関係施設</td> <td>193</td> <td>25.3%</td> <td>10,466</td> <td>6.9%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8</td> <td>1.1%</td> <td>1,212</td> <td>0.8%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>762</td> <td>100.0%</td> <td>150,537</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 障害者福祉関係施設には「つなぎ資金」の18件を含んでいる。</p> <p>【福祉貸付に係る政策適合性】#26</p> <p>老人福祉関係</p> <p>○ 介護サービス基盤の整備については、ゴールドプラン21の終了に伴い、平成17年度からは各地方公共団体の介護保険事業計画と整合性をもって定められる市町村整備計画及び都道府県が定める施設環境改善計画に即して推進されることとなり、これらの計画に合致した施設整備に対しては、それぞれ市町村交付金又は都道府県交付金が交付されることとなった。</p> <p>○ 機構においては、国及び地方公共団体の政策を支援する観点から、市町村交付金及び都道府県交付金等の補助金が交付された施設整備に対して重点的融資を実施し、平成17年度の老人福祉関係施設に対する機構融資（330件）の99.7%（329件）が交付金等の補助金が交付された施設に対する融資となっている。</p> <p>児童福祉関係</p> <p>○ 児童福祉関係施設の整備についても老人福祉関係施設と同様の交付金化に伴い、交付金等の補助金が交付された施設整備に対して重点的融資を実施し、平成17年度の児童福祉関係施設に対する機構融資（231件）の99.1%（229件）が交付金等の補助金が交付された施設に対する融資となっている。</p>	施設の種類の	貸付審査の実績				件数	割合	金額	割合	老人福祉関係施設	330	43.3%	126,701	84.2%	うち特別養護老人ホーム	276	36.2%	115,836	76.9%	児童福祉関係施設	231	30.3%	12,158	8.1%	うち保育所	205	26.9%	9,363	6.2%	障害者福祉関係施設	193	25.3%	10,466	6.9%	その他	8	1.1%	1,212	0.8%	計	762	100.0%	150,537	100.0%
施設の種類の	貸付審査の実績																																														
	件数	割合	金額	割合																																											
老人福祉関係施設	330	43.3%	126,701	84.2%																																											
うち特別養護老人ホーム	276	36.2%	115,836	76.9%																																											
児童福祉関係施設	231	30.3%	12,158	8.1%																																											
うち保育所	205	26.9%	9,363	6.2%																																											
障害者福祉関係施設	193	25.3%	10,466	6.9%																																											
その他	8	1.1%	1,212	0.8%																																											
計	762	100.0%	150,537	100.0%																																											

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績																				
			<p>障害者福祉関係</p> <p>○ 障害者福祉関係施設の整備は、平成15年に策定された新障害者プランに基づき推進されており、平成17年度の障害者福祉関係施設に対する機構融資（175件）の98.9%（173件）が補助金の交付された施設に対する融資となっている。 ※ 機構融資件数には「つなぎ資金」を含まない。</p> <p>＜交付金等に対する主な施設の整備状況＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>整備目標施設</th> <th>貸付審査した整備量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">地域介護・福祉空間整備等交付金等</td> <td>都道府県交付金 ・特別養護老人ホーム (30人以上) ・ケアハウス (30人以上)</td> <td>14,757人分 1,486人分</td> </tr> <tr> <td>市町村交付金 ・小規模特養 (29人以下) ・小規模特定施設 (ケアハウス29人以下)</td> <td>84人分 59人分</td> </tr> <tr> <td>・認知症高齢者グループホーム</td> <td>299人分</td> </tr> <tr> <td>・認知症対応型デイサービスセンター</td> <td>28か所</td> </tr> <tr> <td>次世代育成支援対策施設整備交付金等</td> <td>保育所 児童養護施設</td> <td>203か所 15か所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">新障害者プラン</td> <td>通所授産施設</td> <td>2,064人分</td> </tr> <tr> <td>ショートステイ グループホーム</td> <td>12人分 20人分</td> </tr> </tbody> </table> <p>アスベスト対策事業に係る融資条件の緩和</p> <p>○ 平成17年度補正予算において、社会福祉施設等におけるアスベスト対策事業に係る整備事業に対する機構融資について優遇措置（融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ）が講じられた。</p> <p>○ 平成18年2月3日の補正予算成立に伴い、厚生労働省と調整の上、2月6日付で各都道府県に対し通知し、社会福祉施設からの融資相談等に対応できる体制を整備した。</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：8〉</p>	区 分	整備目標施設	貸付審査した整備量	地域介護・福祉空間整備等交付金等	都道府県交付金 ・特別養護老人ホーム (30人以上) ・ケアハウス (30人以上)	14,757人分 1,486人分	市町村交付金 ・小規模特養 (29人以下) ・小規模特定施設 (ケアハウス29人以下)	84人分 59人分	・認知症高齢者グループホーム	299人分	・認知症対応型デイサービスセンター	28か所	次世代育成支援対策施設整備交付金等	保育所 児童養護施設	203か所 15か所	新障害者プラン	通所授産施設	2,064人分	ショートステイ グループホーム	12人分 20人分
区 分	整備目標施設	貸付審査した整備量																					
地域介護・福祉空間整備等交付金等	都道府県交付金 ・特別養護老人ホーム (30人以上) ・ケアハウス (30人以上)	14,757人分 1,486人分																					
	市町村交付金 ・小規模特養 (29人以下) ・小規模特定施設 (ケアハウス29人以下)	84人分 59人分																					
	・認知症高齢者グループホーム	299人分																					
	・認知症対応型デイサービスセンター	28か所																					
次世代育成支援対策施設整備交付金等	保育所 児童養護施設	203か所 15か所																					
新障害者プラン	通所授産施設	2,064人分																					
	ショートステイ グループホーム	12人分 20人分																					

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績																																																																																																												
			<p>障害者自立支援法の施行に伴うつなぎ資金の特例貸付</p> <p>○ 平成18年4月からの障害者自立支援法の施行に伴い、事業者に対する運営費の支払が約3か月遅れることとなり、事業者の資金繰りが苦しくなることから、最初の運営費（自立支援給付）が支払われるまでの間のつなぎ資金（経営資金）について特例貸付を行うこととし、その周知等必要な準備を行った。 (添付資料：9)</p> <p>【医療貸付事業の実績】#27</p> <p>○ 平成17年度の医療貸付事業における貸付審査の実績は、以下のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(金額：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1684 571 2190 724"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>病院</th> <th>診療所</th> <th>介護老人保健施設</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査件数</td> <td>86</td> <td>164</td> <td>76</td> <td>3</td> <td>329</td> </tr> <tr> <td>構成割合%</td> <td>(26.1)</td> <td>(49.9)</td> <td>(23.1)</td> <td>(0.9)</td> <td>(100.0)</td> </tr> <tr> <td>審査済金額</td> <td>81,532</td> <td>9,460</td> <td>44,389</td> <td>1,057</td> <td>136,438</td> </tr> <tr> <td>構成割合%</td> <td>(59.8)</td> <td>(6.9)</td> <td>(32.5)</td> <td>(0.8)</td> <td>(100.0)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※件数とは施設件数である。</p> <p>【医療貸付に係る政策適合性】#28</p> <p>病院の病床不足地域及び診療所不足地域に対する融資</p> <p>○ 国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するため、病院の病床不足地域及び診療所不足地域における施設整備に対し優遇金利を適用し、都道府県医療計画に即した施設の整備を推進した。</p> <p>○ 平成17年度の病院病床・診療所不足地域及び充足地域に対する貸付審査の実績は、以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1684 1078 2190 1279"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th> <th colspan="4">病院病床・診療所不足地域</th> </tr> <tr> <th colspan="2">新築資金</th> <th colspan="2">甲種増改築資金</th> </tr> <tr> <th>資金の種類</th> <th>件数</th> <th>病床数</th> <th>件数</th> <th>病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院</td> <td>6件</td> <td>1,028</td> <td>49件</td> <td>10,359</td> </tr> <tr> <td>構成割合</td> <td>7.0件</td> <td>6.0%</td> <td>57.0%</td> <td>60.8%</td> </tr> <tr> <td>診療所</td> <td>129件</td> <td>207</td> <td>28件</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>構成割合</td> <td>78.7%</td> <td>57.3%</td> <td>17.1%</td> <td>40.2%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>135件</td> <td>1,235件</td> <td>77件</td> <td>10,504件</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1684 1305 2190 1506"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th> <th colspan="2">病院病床・診療所不足地域</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th colspan="2">乙種増改築資金</th> <th>件数</th> <th>病床数</th> </tr> <tr> <th>資金の種類</th> <th>件数</th> <th>病床数</th> <th>件数</th> <th>病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院</td> <td>31件</td> <td>5,651件</td> <td>86件</td> <td>17,038</td> </tr> <tr> <td>構成割合</td> <td>36.0%</td> <td>33.2%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>診療所</td> <td>7件</td> <td>9</td> <td>164件</td> <td>361</td> </tr> <tr> <td>構成割合</td> <td>4.2%</td> <td>2.5%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>38件</td> <td>5,660</td> <td>250件</td> <td>17,399</td> </tr> </tbody> </table>	区分	病院	診療所	介護老人保健施設	その他	計	審査件数	86	164	76	3	329	構成割合%	(26.1)	(49.9)	(23.1)	(0.9)	(100.0)	審査済金額	81,532	9,460	44,389	1,057	136,438	構成割合%	(59.8)	(6.9)	(32.5)	(0.8)	(100.0)	施設の種類	病院病床・診療所不足地域				新築資金		甲種増改築資金		資金の種類	件数	病床数	件数	病床数	病院	6件	1,028	49件	10,359	構成割合	7.0件	6.0%	57.0%	60.8%	診療所	129件	207	28件	145	構成割合	78.7%	57.3%	17.1%	40.2%	計	135件	1,235件	77件	10,504件	施設の種類	病院病床・診療所不足地域		計		乙種増改築資金		件数	病床数	資金の種類	件数	病床数	件数	病床数	病院	31件	5,651件	86件	17,038	構成割合	36.0%	33.2%	100.0%	100.0%	診療所	7件	9	164件	361	構成割合	4.2%	2.5%	100.0%	100.0%	計	38件	5,660	250件	17,399
区分	病院	診療所	介護老人保健施設	その他	計																																																																																																										
審査件数	86	164	76	3	329																																																																																																										
構成割合%	(26.1)	(49.9)	(23.1)	(0.9)	(100.0)																																																																																																										
審査済金額	81,532	9,460	44,389	1,057	136,438																																																																																																										
構成割合%	(59.8)	(6.9)	(32.5)	(0.8)	(100.0)																																																																																																										
施設の種類	病院病床・診療所不足地域																																																																																																														
	新築資金		甲種増改築資金																																																																																																												
資金の種類	件数	病床数	件数	病床数																																																																																																											
病院	6件	1,028	49件	10,359																																																																																																											
構成割合	7.0件	6.0%	57.0%	60.8%																																																																																																											
診療所	129件	207	28件	145																																																																																																											
構成割合	78.7%	57.3%	17.1%	40.2%																																																																																																											
計	135件	1,235件	77件	10,504件																																																																																																											
施設の種類	病院病床・診療所不足地域		計																																																																																																												
	乙種増改築資金		件数	病床数																																																																																																											
資金の種類	件数	病床数	件数	病床数																																																																																																											
病院	31件	5,651件	86件	17,038																																																																																																											
構成割合	36.0%	33.2%	100.0%	100.0%																																																																																																											
診療所	7件	9	164件	361																																																																																																											
構成割合	4.2%	2.5%	100.0%	100.0%																																																																																																											
計	38件	5,660	250件	17,399																																																																																																											

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績																												
			<p>中小規模病院に対する融資</p> <p>○ 200床未満の中小規模病院は、大規模病院に比べ必ずしも経営資源が良好とは言えず、資金調達に困難を伴う傾向があるため、これらの病院の施設整備に対する機構融資については、通常より高い融資率(90%)を適用し、医療の進歩に合わせた施設の更新、病床不足地域における施設の整備が円滑に行われるようその支援を行った。</p> <p>○ 平成17年度の病床規模別の貸付審査の実績は、以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1682 523 2190 576"> <thead> <tr> <th>審査件数(平成17年度総数)</th> <th>200床未満の病院の審査件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>86件</td> <td>47件</td> <td>54.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>臨床研修病院及び近代化整備事業に対する融資</p> <p>○ 国の医療政策に即し、臨床研修病院の整備及び老朽病院の円滑な建替えを推進するため、これらの施設整備に対する機構融資については、通常より高い融資率(90%)を適用し、整備の支援を行った。なお、病床充足地域における近代化整備事業は、病床の削減を伴う老朽病院の建替えであり、機構融資においては融資率の特例に加えて、金利においても特例措置(優遇金利の適用)を講じている。</p> <table border="1" data-bbox="1682 852 2190 927"> <thead> <tr> <th>審査件数(平成17年度総数)</th> <th>臨床研修病院及び近代化整備事業の審査件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>86件</td> <td>20件</td> <td>23.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>医療の機能分化の推進</p> <p>○ 平成15年8月に厚生労働省が策定した「医療提供体制の改革ビジョン」に掲げられた施策の推進に貢献するため、平成17年度においては、医療の機能分化の観点から以下のとおり貸付審査を行い、特定病院等の整備促進に努めた。平成17年度の特定病院等の審査件数103件のうち重複項目を除くと71件であり、全病院の審査件数86件に対し、82.6%を占めている。</p> <table border="1" data-bbox="1682 1206 2190 1433"> <thead> <tr> <th>病院の種類</th> <th>平成17年度貸付審査の実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域医療支援病院</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>医育機関付属病院(大学病院)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>臨床研修病院</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td>200床以上の精神(指定)病院</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td>100床以上の医師会立開放型病院</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>100床以上の特殊診療機能を有する病院</td> <td>25件</td> </tr> <tr> <td>療養病床を有する病院</td> <td>50件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※該当項目重複の場合有り。</p>	審査件数(平成17年度総数)	200床未満の病院の審査件数	割合	86件	47件	54.7%	審査件数(平成17年度総数)	臨床研修病院及び近代化整備事業の審査件数	割合	86件	20件	23.3%	病院の種類	平成17年度貸付審査の実績	地域医療支援病院	—	医育機関付属病院(大学病院)	—	臨床研修病院	15件	200床以上の精神(指定)病院	12件	100床以上の医師会立開放型病院	1件	100床以上の特殊診療機能を有する病院	25件	療養病床を有する病院	50件
審査件数(平成17年度総数)	200床未満の病院の審査件数	割合																													
86件	47件	54.7%																													
審査件数(平成17年度総数)	臨床研修病院及び近代化整備事業の審査件数	割合																													
86件	20件	23.3%																													
病院の種類	平成17年度貸付審査の実績																														
地域医療支援病院	—																														
医育機関付属病院(大学病院)	—																														
臨床研修病院	15件																														
200床以上の精神(指定)病院	12件																														
100床以上の医師会立開放型病院	1件																														
100床以上の特殊診療機能を有する病院	25件																														
療養病床を有する病院	50件																														

○ 機構の増改築資金の融資により、一般病床の回復期リハビリテーション病床や緩和ケア病床等への機能分化及び精神病床の精神療養病床や老人性認知症疾患治療病床等への機能分化等が推進された。

一般病床の増改築	既存病床 (A)		計画後病床 (B)		増減 (B) - (A)	
	病床数	割合%	病床数	割合%	病床数	割合%
一般病床	5,560	96.4	5,081	92.9	△479	△8.6
亜急性期病床	10	0.2	10	0.2	0	0.0
回復期リハビリテーション病床	176	3.0	309	5.7	133	75.6
緩和ケア病床	24	0.4	68	1.2	44	183.3
合計	5,770	100.0	5,468	100.0	△302	△5.2

精神病床の増改築	既存病床 (A)		計画後病床 (B)		増減 (B) - (A)	
	病床数	割合%	病床数	割合%	病床数	割合%
精神一般病床	4,937	79.8	3,200	52.1	△1,737	△35.2
精神療養病床	668	10.8	1,467	23.9	799	119.6
老人性認知症疾患治療病床	196	3.2	579	9.4	383	195.4
老人性認知症疾患療養病床	230	3.7	278	4.5	48	20.9
精神科急性期治療病床	153	2.5	515	8.4	362	236.6
精神科救急病床	0	0.0	108	1.7	108	皆増
合計	6,184	100.0	6,147	100.0	△37	△0.6

療養病床の増改築	既存病床 (A)		計画後病床 (B)		増減 (B) - (A)	
	病床数	割合%	病床数	割合%	病床数	割合%
療養病床	2,625	94.0	3,564	82.7	939	35.8
回復期リハビリテーション病床	70	2.5	581	13.5	511	730.0
特殊疾患療養病床	98	3.5	166	3.8	68	69.4
合計	2,793	100.0	4,311	100.0	1,518	54.4
一般病床から療養病床へ転換 (再掲)			609	14.1	609	皆増

アスベスト対策に係る融資条件の特例

○ 平成17年度補正予算において、病院等におけるアスベスト対策に係る整備事業に対する機構融資について特例措置（融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ）が講じられた。

○ 平成18年2月3日の補正予算成立に伴い、厚生労働省と調整の上、各都道府県及び受託金融機関に対し通知し、病院等からの融資相談等に対応できる体制を整備した。

〈添付資料：8〉

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
<p>イ 政策融資としての機能を毎年点検することとし、事業内容を不断に見直す等事業の効率化を進めること。また、中期目標期間中の新規契約分のうち、国の政策目的の達成のために特に定めるもの以外は、将来にわたる利差益を確保するよう事業運営を行うこと。</p>	<p>イ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度が低下したものに対しては、貸付対象、貸付条件、貸付形態等を見直す。 こうした事業の効率化を進めることにより、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情によるものの外、新規契約分の利差額に関する中期目標を達成する。</p>	<p>イ 国の政策目的の達成のために特に定めるものを除外し、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情による影響を控除した上で、新規契約分の利差額の状況を適切に把握する。</p>	<p>【融資条件の見直し】 #29</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特殊法人等整理合理化計画に伴う措置として、病院等融資について、政策融資としての機能を点検し、平成17年度においては、以下のとおり医療貸付の融資条件の見直しを行った。 <ul style="list-style-type: none"> a 介護老人保健施設の融資率の引下げ及び貸付利率の見直し b 「調剤専門薬局」及び「主として調剤を行う薬局」に対する融資率の引下げ c 医療従事者養成施設に対する融資率の引下げ d 断層撮影装置（CT含む）を融資額の特例の対象から除外 e 社会福祉法人のみに認められていた施設の機能の充実を図るための機械購入資金を融資対象から除外 f 社会福祉法人のみに認められていた病床の増床、入所定員の増員等に伴い必要となる長期運転資金を融資対象から除外 g マンモグラフィ（乳房断層撮影装置）の特例貸付の創設 h アスベスト除去等の工事に係る特例貸付の創設 ○ また、福祉貸付においても、平成17年度において、以下のとおり見直しを行った。 <ul style="list-style-type: none"> a 元金償還据置期間（2年以内）の導入に伴い、原則として無利子期間（2年以内）を廃止 b 介護関連施設及び養成施設の融資率の引下げ及び貸付利率の見直し c 一般有料老人ホームを融資対象から除外 d アスベスト対策事業に係る整備事業に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ e 障害者自立支援法の施行に伴うつなぎ資金の特例貸付 f 老朽整備等貸付金償還一部免除制度の廃止 <p>【利差益の確保】 #30</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年度における福祉医療貸付事業における新規契約分の利差額の状況については、国の政策目的の達成のために特に定めるものを除外し、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情による影響を控除した新規契約分において、貸付金利と資金調達のコスト差0.086%、利差額198百万円を確保することができた。 <p style="text-align: right;">〈添付資料：10〉</p>

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
<p>ウ 既存施設の増改築や新設施設の中長期の需要動向を可能な限り事前予測することにより、事業の計画的な推進を図ること。</p>	<p>ウ 事業の計画的な推進を図るため、国の政策動向や国庫補助整備状況を勘案し、利用者に対する定期調査を行うことにより中長期の需要動向の事前予測に努める。</p> <p>なお、福祉貸付については、国庫補助対象事業による整備動向を把握し、3プラン等重点分野に対し優先的に貸し付ける。</p>	<p>ウ 福祉貸付においては、国庫補助金又は交付金による対象事業の整備動向を把握するとともに、都道府県等地方公共団体に対する需要調査を行い、事業の計画的推進を図る。</p> <p>医療貸付においては、事業の計画的な推進を図るため、国の政策動向や国庫補助整備状況を勘案し、平成17年度上期に実施する利用者に対する定期調査の結果を用いて中長期の需要動向の事前予測に努める。</p>	<p>【福祉貸付の需要動向予測】 #31</p> <p>○ 国の政策と密接に連携した融資を実施するため、都道府県等地方公共団体に対し、機構融資についての需要調査を行った。機構においては、この調査結果を踏まえ、限られた事業枠の中でより政策優先度の高い事業を着実に支援するため、地方公共団体の交付金等が採択された事業を優先する取扱いとした。</p> <p>【医療貸付の需要動向予測】 #32</p> <p>○ 医療貸付の中長期の需要動向の事前予測を行うため、平成17年3月に民間病院に対し、「病院の施設整備動向調査（アンケート調査）」の調査票を郵送し、平成17年5月に回収した。この調査結果については、平成17年度以降の予算の円滑な執行及び平成18年度予算の要求に活用した。</p>
<p>エ 民業補完の観点から、貸付対象となる事業の政策上の重要性を勘案しつつ、民間金融機関による融資の促進策等、民間資金の一層の活用を図る方策を検討し、段階的に導入すること。</p>	<p>エ 民業補完の観点から他の政策金融の例も参考にしつつ、民間金融機関との協調融資のあり方を適宜検討し、中期目標期間中に民間資金の一層の活用を促す仕組みに改善する。</p>	<p>エ 政策優先度に応じて、融資率の変更等による融資条件の見直しを行い、より一層の民間資金の活用を促進する。</p> <p>また、平成16年度に構築した福祉貸付における協調融資制度について、覚書締結金融機関の拡大を図るとともに、制度の適切な運用に努める。</p>	<p>【協調融資制度の覚書締結金融機関の拡大】 #33</p> <p>○ 平成17年度に審査した協調融資制度の対象となる社会福祉法人が整備する介護保険対象施設315件のうち、186件（59.0%）が同制度を利用した。</p> <p>○ また、協調融資制度における覚書締結金融機関は、平成16年度末の72機関から、平成17年度末で177機関に拡大した。</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：11〉</p>

評価の視点	自己評定 A	評定 A																																																																							
<p>○ ゴールドプラン21、新エンゼルプラン、新障害者プランや医療制度改革など、福祉及び医療の政策目標に沿った融資実績となっているか。</p> <p>○ 国の要請等を受けて、政策融資として災害、民間金融機関の貸し渋り等への緊急措置に臨機応変に対応できたか。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">評価項目 4</div> <p>【福祉貸付事業の実績と政策適合性】 #25. 26</p> <p>○ 平成17年度の福祉貸付事業において、老人福祉関係施設については地域介護・福祉空間整備等交付金等の補助金が交付された施設整備、児童福祉関係施設については次世代育成支援対策施設整備交付金等の補助金が交付された施設整備、障害者福祉関係施設については新障害者プランに基づく施設整備等の補助金が交付された施設整備等に対する融資件数が機構全体の融資件数の99.2%を占め、国及び地方公共団体の政策に即した施設整備を支援することができた。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>貸付審査の実績 (つなぎ資金を除く)</th> <th>うち交付金等の補助金が交付された施設整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人福祉関係施設</td> <td>330件</td> <td>329件</td> </tr> <tr> <td>児童福祉関係施設</td> <td>231件</td> <td>229件</td> </tr> <tr> <td>障害者福祉関係施設</td> <td>175件</td> <td>173件</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8件</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>744件</td> <td>738件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 平成17年度補正予算に基づくアスベスト対策事業に係る融資条件の緩和及び障害者自立支援法の施行に伴うつなぎ資金（経営資金）の特例融資の実施について、厚生労働省と調整を行い、迅速な対応を行うことができた。</p> <p>【医療貸付事業の実績と政策適合性】 #27. 28</p> <p>○ 機構は、良質で効率的な医療提供を目指して施設整備を計画している医療機関の中で政策優先度の高い施設整備や資金調達が難しい施設整備に対して、融資条件を優遇し、国等の政策に即した施設整備を支援している。平成17年度の医療貸付事業において貸付審査した86件のうち、85件は、病床不足地域における病院の整備、200床未満の中小規模病院の整備又は特定病院の整備のいずれかに該当しており、政策的性の高い融資を実施することができた。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">病床不足地域</th> <th colspan="2">病床充足地域</th> </tr> <tr> <th>整備内容</th> <th>件数</th> <th>整備内容</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">200床以上</td> <td>特定病院</td> <td>22</td> <td>特定病院</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>(うち近代化整備事業)</td> <td>(3)</td> <td>(うち近代化整備事業)</td> <td>(3)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3</td> <td>その他</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>(うち近代化整備事業)</td> <td>(1)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>25</td> <td>計</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">200床未満</td> <td>特定病院</td> <td>23</td> <td>特定病院</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>(うち近代化整備事業)</td> <td>(1)</td> <td>(うち近代化整備事業)</td> <td>(1)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>7</td> <td>その他</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>(うち近代化整備事業)</td> <td>(1)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>30</td> <td>計</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	貸付審査の実績 (つなぎ資金を除く)	うち交付金等の補助金が交付された施設整備	老人福祉関係施設	330件	329件	児童福祉関係施設	231件	229件	障害者福祉関係施設	175件	173件	その他	8件	7件	計	744件	738件	区分	病床不足地域		病床充足地域		整備内容	件数	整備内容	件数	200床以上	特定病院	22	特定病院	13	(うち近代化整備事業)	(3)	(うち近代化整備事業)	(3)	その他	3	その他	1	(うち近代化整備事業)	(1)				計	25	計	14	200床未満	特定病院	23	特定病院	13	(うち近代化整備事業)	(1)	(うち近代化整備事業)	(1)	その他	7	その他	4	(うち近代化整備事業)	(1)				計	30	計	17	<p>○ 政策適合性、融資条件等の見直し、新規契約分の利差益確保、協調融資の運用のそれぞれに関して、当事者である機構の説明は合理的であると考える。</p> <p>○ 福祉政策及び医療政策と連動した貸付を行っている。アスベスト対策等緊急措置にも臨機応変に対応している。以上より、目標を十分に上回っているとみられる。</p> <p>○ 平成17年度計画及び評価の視点で求められている水準以上の業務が行われている。</p> <p>○ 政策の変化に沿って適切に対応している。</p> <p>○ 民間資金の積極的活用を評価する。</p> <p>○ 評価が難しい事業である。中期目標に数値目標がある訳ではないので、実施が迅速で妥当であるかを判断基準とした。</p> <p>○ 医療貸付審査については、件数が減少しているため、今後も減少傾向が続くようであれば、人の配置を再考してもよいのではないかと。また、経営に関しての適切な指導を行うことによって、貸付の推進を図るような計画を期待する。</p>
施設の種類	貸付審査の実績 (つなぎ資金を除く)	うち交付金等の補助金が交付された施設整備																																																																							
老人福祉関係施設	330件	329件																																																																							
児童福祉関係施設	231件	229件																																																																							
障害者福祉関係施設	175件	173件																																																																							
その他	8件	7件																																																																							
計	744件	738件																																																																							
区分	病床不足地域		病床充足地域																																																																						
	整備内容	件数	整備内容	件数																																																																					
200床以上	特定病院	22	特定病院	13																																																																					
	(うち近代化整備事業)	(3)	(うち近代化整備事業)	(3)																																																																					
	その他	3	その他	1																																																																					
	(うち近代化整備事業)	(1)																																																																							
	計	25	計	14																																																																					
200床未満	特定病院	23	特定病院	13																																																																					
	(うち近代化整備事業)	(1)	(うち近代化整備事業)	(1)																																																																					
	その他	7	その他	4																																																																					
	(うち近代化整備事業)	(1)																																																																							
	計	30	計	17																																																																					

<p>○ どのような観点から融資メニューや金利体系の見直しが行われたか。</p> <p>○ 新規貸付契約平均利率と新規調達平均利率との比較において、中期目標の定める利差益が確保されているか。 なお、貸付金利の設定において、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情による影響を控除する。</p>	<p>○ 国は医療の機能分化为推進しており、平成17年度に機構が貸付審査を実施した病院の増改築に係る融資において、一般病床から療養病床に609床の転換が行われ、また、一般病床及び精神病床の中においても、特殊機能病床等への転換が進められた。</p> <p>○ 平成17年度補正予算に基づくアスベスト対策に係る特例融資の実施について、厚生労働省と調整を行い、迅速な対応を行うことができた。</p> <p>○ 平成17年度に介護老人保健施設について地方公共団体が交付金事業として採択した事業48件のうち、32件(66.7%)について、機構は融資の決定(審査終了)をし、地方公共団体の介護基盤整備の政策を支援できた。 また、補助金等が厳しくなる中で、平成17年度においては、交付金対象外の44施設について都道府県等の意見を聴いた上で機構融資の決定(審査終了)をし、都道府県の介護保険事業支援計画の推進に貢献した。</p> <p>【融資メニュー及び金利体系の見直し】#29</p> <p>○ 特殊法人等整理合理化計画の趣旨を踏まえ、融資対象事業、融資条件等を政策上真に必要なものにしていくとの観点から、平成17年度においては、政策上特別に優遇していた一部の貸付条件等を標準的な水準にする、民間資金を活用しやすい事業の融資率を引き下げる、アスベスト除去等の工事に係る特例融資を創設するなど、国の政策要請等を踏まえ、適切な見直しを行うことができた。</p> <p>○ 金利体系については、平成17年度において、介護関連施設の整備に係る金利を「財政融資資金借入金利と同率」から「財政融資資金借入金利+0.1%」へ引き上げるとともに、福祉貸付における無利子期間の廃止を行った。これにより、将来にわたり利子補給金の抑制を行うことができた。</p> <p>【新規契約分の利差益の確保】#30</p> <p>○ 平成17年度の福祉医療貸付事業における新規契約分の利差益については、国の政策目的の達成のために特に定めるものを除外し、政策変更、緊急措置等やむを得ない事情による影響を控除した新規契約分において、貸付金利と調達金利の金利差0.086%を確保することができた。</p>	
--	---	--

<p>○ 福祉貸付については、国庫補助対象事業による整備動向を適切に把握し、重点分野に対する貸付が優先されているか。</p> <p>○ 医療貸付については、整備計画、資金需要等に関するアンケート調査を実施し、中長期需要動向の予測に反映させているか。</p> <p>○ 民間金融機関との協調融資のあり方等についてどのような検討が行われ、民間資金の一層の活用を促す方向で適切な改善策が実施されたか。</p>	<p>【福祉貸付の需要動向予測】 #31</p> <p>○ 平成17年度に社会福祉施設整備に対する補助金の交付金化などの制度改革が行われることを踏まえ、平成17年3月に都道府県等地方公共団体に対して機構融資についての需要調査を行った。この調査結果をもとに、平成17年度の融資方針を策定し、地方公共団体から交付金等が交付された施設整備事業に対して円滑な融資を行うことができた。</p> <p>【医療貸付の需要動向予測】 #32</p> <p>○ 医療貸付の中長期の需要動向の事前予測を行うため、「病院の施設整備動向調査（アンケート調査）」を実施（平成17年3月に調査票を郵送し、5月に回収）し、平成17年度の円滑な予算執行及び平成18年度予算の要求に活用することができた。</p> <p>【協調融資制度の効果的な運用】 #33</p> <p>○ 平成17年度に貸付審査した協調融資制度の対象となる融資案件315件のうち186件（59.0%）が同制度を利用したほか、覚書締結金融機関も平成16年度末の72機関から平成17年度末には177機関に拡大し、協調融資制度の効果的な運用を行うことができた。</p>	
---	---	--

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績									
<p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>1 福祉医療貸付事業</p> <p>(2) 業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 審査業務の迅速化により、特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの年平均所要期間を、中期目標期間中に福祉貸付については4か月以内に、医療貸付については3か月以内に短縮すること。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 福祉医療貸付事業</p> <p>(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 相談・審査体制の強化、審査方針の見直し、事務の合理化等により審査業務の迅速化を進め、審査期間に関する中期目標を達成する。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 福祉医療貸付事業</p> <p>(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 継続的な審査方針の見直し、事務の合理化等により、審査期間に関する中期目標の達成を念頭に置きつつ、審査業務の迅速化に努める。</p>	<p>【審査業務の迅速化】#34</p> <p>○ 平成16年度に引き続き、審査承認手続きの効率化、業務進行管理の徹底、融資相談体制の強化（医療貸付）等の取組を行い、以下のとおり、中期計画期間の目標値を上回ることができた。また、医療貸付においては審査内容の充実を図るため、新たな分析評価手法を構築するための検討を行い、審査評価表を作成し、試行した。</p> <p>《借入申込受理から貸付内定通知までの平均所要期間》</p> <table border="1" data-bbox="1713 635 2145 715"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成17年度</th> <th>中期計画期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉貸付</td> <td>56日</td> <td>79日</td> </tr> <tr> <td>医療貸付</td> <td>41日</td> <td>50日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)特殊異例な案件を除いた平均所要期間</p>	区 分	平成17年度	中期計画期間	福祉貸付	56日	79日	医療貸付	41日	50日
区 分	平成17年度	中期計画期間										
福祉貸付	56日	79日										
医療貸付	41日	50日										
<p>イ 貸付契約締結後の資金交付については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後20営業日以内に行うこと。</p>	<p>イ 資金交付業務の迅速化を図ることにより、資金交付時期に関する中期目標を達成する。</p>	<p>イ 資金交付時期に関する中期目標の達成を念頭に置きつつ、資金交付業務の迅速化に努める。</p>	<p>【資金交付業務の迅速化】#35</p> <p>○ 平成16年度に引き続き、契約・交付業務の進行管理の徹底、請求書の記載内容の点検業務の効率化に取り組んだほか、「福祉貸付契約マニュアル」を作成し、事務処理の効率化を図ったことにより、資金交付に係る業務処理期間について、以下のとおり、中期目標を達成することができた。</p> <p>a 福祉貸付 平成17年度に資金交付した1,859件全てについて20営業日以内に資金交付</p> <p>b 医療貸付 平成17年度に資金交付した905件全てについて20営業日以内に資金交付</p>									
<p>ウ 借入申込み書類の簡素合理化等により、利用者の事務手続き負担の軽減を図ること。</p>	<p>ウ 利用者の事務手続負担の軽減を図るため、借入申込み書類を簡素合理化する。</p>	<p>ウ 制度改正に伴う借入申込書の記載事項や様式等の変更に当たっては、利用者の事務負担を軽減する視点で改正を行う。</p>	<p>【借入申込書等の見直し】#36</p> <p>○ 福祉貸付においては、様式及び添付書類について施設整備に対する補助金の交付金化に伴う改正に合わせて、利用者負担軽減の観点からも全般的な見直しを実施した。</p> <p>また、「福祉貸付資金借入申込書類の作成要領」について、過去に照会のあった事項を参考に、記載例及び回答集を掲載し、分かりやすく利便性の高い内容とした。</p> <p>○ 医療貸付においては、平成17年度において、医療貸付資金単独の申込書の作成、複数書類の一本化等を行い、借入申込書類の簡素合理化を行った。</p>									

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
<p>エ 相談窓口の体制整備や受託金融機関への業務指導の徹底により、契約前の利用者サービスの向上を図ること。</p>	<p>エ 契約前の利用者サービスを向上させるため、相談窓口の体制を充実するとともに、受託金融機関への業務の指導を強化する。</p>	<p>エ 相談窓口の体制を充実するため、受託金融機関への業務の指導を強化する実務者研修を実施するとともに、全国数か所で融資相談会を開催する。</p> <p>また、福祉貸付においては、各都道府県市の実務担当者を対象として貸付事業に関する説明会を実施することとし、交付金対象事業に係る融資の取扱いについても周知を図る。</p>	<p>【受託金融機関等に対する業務指導】 #37</p> <p>○ 医療貸付においては、受託金融機関の相談窓口における利用者サービスの向上を図るため、平成17年度において、以下のとおり、受託金融機関業務研修会議を開催し、受託金融機関に対する業務指導を行った。</p> <p>a 第1回受託金融機関業務研修会議 平成17年5月10日に東京で開催し、受託金融機関96機関が参加</p> <p>b 第2回受託金融機関業務研修会議 平成17年5月12日に大阪で開催し、受託金融機関77機関が参加</p> <p>また、参加した受託金融機関に対し、研修会議の内容及び代理貸付業務に関するアンケート調査（回収率92.4%）を行い、今後の業務改善の検討事項の把握に努めた。</p> <p>○ 福祉貸付においては、各都道府県市の実務担当者を対象とした福祉貸付事業に関する説明会を平成17年7月に開催し、平成17年度事業計画及び融資方針等について説明し、管轄する社会福祉法人等に対する周知、指導等を依頼した。</p> <p>【医療貸付の融資相談会の開催等】 #38</p> <p>○ 申込み前の利用者サービスの向上を図るため、相談窓口の体制整備の一環として、平成17年度後半及び平成18年度に医療関係施設・介護老人保健施設等の整備を予定している者を対象とした個別融資相談会を以下のとおり全国を7ブロックに分けて、計15回開催した。</p> <p>a 平成17年8、9月期開催分（前期分） 全国7ブロックで開催し、76件の融資相談を行った。</p> <p>b 平成18年2月期開催分（後期分） 全国7ブロックで開催し、72件の融資相談を行った。</p> <p>○ 機構の融資事業についての理解を深めるため、融資条件等を簡潔に表記したリーフレットを作成し、関係団体等に配布した。</p> <p>【福祉貸付利用者に対するアンケート調査】 #39</p> <p>○ 顧客満足度の向上と効率的な業務運営に資するため、平成17年7月から福祉貸付の利用者に対する顧客満足度に関するアンケート調査を実施し、業務改善の取組に活用した。</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：12〉</p>

評価の視点	自己評定 A	評定 A
<p>○ 相談体制の強化、審査方針の見直し、事務の合理化等がどのように実施されたか。</p> <p>○ 審査期間に関する適切な業務管理に基づき審査業務の迅速化が進められ、中期目標が達成されたか。 なお、特殊異例な案件については、その事情を考慮し評価対象から除外する。</p> <p>○ 資金交付期間に関する適切な業務管理に基づき資金交付業務の迅速化が進められ、中期目標が達成されたか。 なお、請求内容の不備が著しいもの等については、評価対象から除外する。</p> <p>○ 借入申込書等について、以前と比較して、どの程度簡素合理化が図られているか。</p> <p>○ 受託金融機関への業務指導が強化されたか。</p> <p>○ 相談窓口体制が充実されたか。</p> <p>○ その他、契約前の利用者サービスの向上のために何か改善が図られたか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">評価項目 5</p> <p>【審査業務の迅速化】#34</p> <p>○ 平成17年度においては、福祉貸付及び医療貸付ともに審査件数が減少したという要因はあったが、平成16年度に引き続き、審査承認手続きの効率化、業務進行管理の徹底等に努めた結果、借入申込み受理から内定通知までの平均所要期間について、福祉貸付で56日（平成16年度90日）と前年度より短縮でき、医療貸付については41日（平成16年度39日）とほぼ前年並みであった。なお、福祉貸付及び医療貸付ともに、中期目標を大幅に上回る実績となっている。また、医療貸付においては審査内容の充実を図るため、新たな分析評価手法を構築するための検討を行い、審査評価表を作成し、試行した。</p> <p>【資金交付業務の迅速化】#35</p> <p>○ 平成16年度に引き続き契約・交付業務の進行管理の徹底、請求書の記載内容の点検業務等の効率化に取り組んだことにより、福祉貸付及び医療貸付ともに、資金交付を行ったすべての案件について20営業日を超えたものはなく、中期目標を十分に達成できた。</p> <p>【借入申込書等の見直し】#36</p> <p>○ 福祉貸付においては、利用者負担軽減の観点から、様式及び添付書類の全般的見直しを行うとともに、「福祉貸付資金借入申込書類の作成要領」を分かりやすく利便性の高い内容に改正した。</p> <p>○ 医療貸付については、医療貸付資金単独の申込書の作成、複数書類の一体化等を行い、借入申込書類の簡素合理化を行った。</p> <p>【受託金融機関等に対する業務指導】#37</p> <p>○ 福祉貸付においては、平成17年度の機構融資方針等の周知等を図ったことにより、施設整備に対する補助金が交付金へと制度変更された中で、円滑に融資を行うことができた。各都道府県市の実務担当者を対象とした福祉貸付事業に関する説明会を平成17年7月に開催した。</p> <p>○ 医療貸付においては、平成17年5月に東京及び大阪において代理貸付業務を委託している金融機関に対する「業務指導研修会議」を開催した。当研修会議に参加した金融機関に対し、開催時期、説明の分かりやすさ等についてアンケート調査（回答121機関、回答率92.4%）を実施したところ、「非常に満足・満足」と回答したのが37機関（30.6%）、「やや不満足・不満足」と回答したのは3機関（2.5%）で、受託金融機関から概ねよい評価を得ることができた。なお、今回のアンケートにより受託金融機関から寄せられた意見等については、平成18年度の研修会議の開催に反映させた。</p> <p>【相談窓口体制整備の一環としての融資相談会の開催】#38</p> <p>○ 医療貸付の融資相談会については、平成17年度に計15回開催し、平成16年度と比較して新たに福島県で開催するなど、その充実に努めた。</p> <p>○ この結果、医療制度改革を前に施設整備需要が低迷している中で、148件の相談があり、当相談会は相談者の利便の向上と相談業務の集中的実施による機構業務の効率化に大きく貢献した。</p>	<p>○ 人員と業務量との関係や、審査案件の複雑化も含め、業務全般の迅速化が達成されたことは、重要であると考え。また、公的資金貸付者である機構が、利用者へのサービスの向上を積極的に考えることは、たいへん重要であり評価できる。</p> <p>○ 審査業務の迅速化について、中期目標を上回ったことを評価する。</p> <p>○ 関連する各項目ともに十分な成果が得られている。</p> <p>○ 目標達成の要因として、資金借入申込書類の様式の見直しなどの努力が認められる。</p> <p>○ 審査期間は、福祉貸付では短縮されたが、医療貸付では前年並みであった。しかし、資金交付業務では、迅速化目標を達成しており、また、説明会や相談会を実施しているため、目標に合致した実績と判断される。</p>

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績						
<p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>2 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）、個別経営診断及び開業医承継支援事業）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>2 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）、個別経営診断及び開業医承継支援事業）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>2 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）、個別経営診断及び開業医承継支援事業）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>2 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）、個別経営診断及び開業医承継支援事業）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p>						
<p>(1) 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>ア 集団経営指導については、開催方法の工夫等による効率化や適正な受講料の設定に努めること。</p>	<p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 集団経営指導については、適正な受講料を設定するとともに、必要に応じ開催経費等の見直しを行うなど効率化を図りながら、最低限実費相当経費を自己収入で賄う。 また、地方における福祉・医療両経営セミナーの同時期、同一場所での開催等を含め、開催の時期、場所等を工夫することにより、効率的な開催・運営を行う。</p>	<p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 集団経営指導については、収支相償の維持に努める。 また、業務の効率化を一層図る観点から、経費削減の効果がであると判断されたものについて、業務の一部を外部に委託するとともに、地方における福祉・医療両経営セミナーの同時期、同一場所での開催を試みる。</p>	<p>【集団経営指導（セミナー）における収支相償】#40</p> <p>○ 集団経営指導の平成17年度の収支状況については、業務の一部を外部委託するなど、効率的な運用を実施した結果、以下のとおり収支相償を維持することができた。</p> <table border="1" data-bbox="1702 742 2072 821"> <tr> <td>受講料収入</td> <td>31,296千円</td> </tr> <tr> <td>開催必要経費</td> <td>25,287千円</td> </tr> <tr> <td>差引き</td> <td>6,009千円</td> </tr> </table> <p>(注) 開催必要経費：会場借料、謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費</p> <p>【セミナーの効率的な開催】#41</p> <p>○ 平成17年度においては、7回のセミナーにおいて、業務の一部を外部委託した結果、591千円の経費削減を行うことができた。</p> <p>○ 福岡において、福祉と医療の2つの経営セミナーを連日開催としたことにより、399千円の経費削減を行うことができた。</p>	受講料収入	31,296千円	開催必要経費	25,287千円	差引き	6,009千円
受講料収入	31,296千円								
開催必要経費	25,287千円								
差引き	6,009千円								

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
<p>イ 個別経営診断については、実地調査を伴うもの及び償還の緩和申請や経営安定化資金の融資申請に義務付けられているものを除き、事務処理の迅速化により、申込書の受理日から報告書の提示までの期間を中期目標期間の平均で60日以内に短縮すること。</p>	<p>イ 個別経営診断については、必要に応じ経営診断・指導マニュアルの見直し等を行って事務処理の迅速化を図ることにより、所要日数に関する中期目標を達成するとともに、最低限実費相当経費を自己収入で賄う。</p>	<p>イ 個別経営診断については、引き続き事務処理の迅速化を図るとともに、収支相償の維持に努める。 また、経営診断料の設定方式及び額の見直しを行う。</p>	<p>【個別経営診断の処理日数短縮】#42</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年度の個別経営診断の平均処理日数については、品質の維持に留意しつつ、事務処理の迅速化に努め、以下のとおり、平成16年度より短縮することができた。 平成17年度処理日数：平均39.3日 (参考：平成16年度45.7日) 中期計画期間：平均44.9日 <p>【診断料の設定方式等の見直し】#43</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個別経営診断の診断内容を見直し、併せて新たな料金設定を行った。 <p>【個別経営指導における収支相償】#44</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個別経営診断における平成17年度の収支状況は、以下のとおりであり、診断に必要な経費を診断料収入で賄うことができた。 診断料収入 1,120千円 必要経費 692千円 差引き 428千円 (参考 16年度：139千円) (注) 必要経費：パンフレット作成 経営診断事業に必要な文庫収集費 施設等実態調査費

評価の視点	自己評定	評価項目	評定
<p>○ セミナー受講料収入によりセミナー開催経費が賄われているか。</p> <p>○ セミナーの効率的な開催・運営のため、どのような工夫がなされたか。</p> <p>○ 申込書受理日から報告書提示までの所要期間が中期目標を達成しているか。</p> <p>○ 実費相当経費が自己収入で賄われているか。</p>	<p>A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <p>【集団経営指導（セミナー）における収支相償】#40</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 集団経営指導においては、効率的な開催により経費を節減できたこと、セミナーの内容の充実、広報の強化に取り組んだことにより、受講者が平成16年度対比で28%増加したこと等により、開催経費を6,009千円（平成16年度は3,393千円）上回る受講料収入を上げることができた。 <p>【セミナーの効率的な開催】#41</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡における福祉と医療の2つの経営セミナーの連日開催、7回のセミナーにおける一部業務の外部委託を実施したことにより、989千円の経費削減を行うことができた。 <p>【個別経営診断の処理日数短縮】#42</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年度の個別経営診断の平均処理日数については、品質の維持に留意しつつ、事務処理の迅速化に努めたことにより、39.3日に短縮できた。これは平成16年度の平均処理日数を6.4日短縮する水準であり、中期計画期間累計も44.9日と目標の60日を引き続きクリアした。 <p>【個別経営指導における収支相償】#43.44</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個別経営診断における収支状況については、経費の節減と経営診断件数の増加により、必要経費を428千円（平成16年度は139千円）上回る診断料収入を上げることができた。 	<p>6</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経費を上回るセミナー受講料収入を上げたこと、個別経営診断を行い、その処理日数も平成16年度と比較して6.4日短縮していることなど、目標を十分に上回ると判断される。 ○ セミナー、指導等の事業における収入で事業経費を賄ったこと、さらに収益をあげたことは、評価できる。 ○ 従来よりも多い収支、セミナーの効率的な開催等、改善がみられる。 ○ 事業実績経年資料等により、充実・改善の事実が確認できた。 ○ 関連する各項目ともに十分な成果が得られている。

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
<p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>2 福祉医療経営指導事業</p> <p>(2) 業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 経営指導業務の質の向上を図るため、担当部門の調査研究能力の充実強化に努めること。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>2 福祉医療経営指導事業</p> <p>(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 経営指導業務の質の向上を図るため、調査研究能力の充実強化のための体制づくりを行うとともに、担当職員の資質向上を図る。また、調査研究の成果のうち施設経営の参考指標については、その対象施設の種別を中期目標期間中に4種類以上に増加させる。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>2 福祉医療経営指導事業</p> <p>(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 経営指導業務の質の向上を図るため、福祉・医療施設等の実態調査、外部セミナーや研修への参加をするとともに、経営指導業務の充実に資するテーマ等について外部の専門家を招聘することにより研究会を開催し、担当職員のスキルアップを図る。</p>	<p>【小規模多機能サービスに関する研究会の実施】#45</p> <p>○ 介護保険法の改正により新たなサービスとして導入される小規模多機能型居宅介護事業を先駆的に行っている事業者の経営実態を調査・研究するために「小規模多機能サービスに関する研究会」を設置し、平成17年12月に報告書を取りまとめた(研究会3回開催)。</p> <p>なお、報告書については、ホームページ及びセミナーにて公表した。</p> <p>【担当職員の専門能力向上】#46</p> <p>○ 平成17年度においては、以下の取組を行い、担当職員の専門能力の向上を図るとともに、当該情報を業務に活用し、診断業務等の質の向上に努めた。</p> <p>a 小規模多機能サービスを提供している施設の実態調査</p> <p>b 老人性認知症疾患療養病棟を有する精神科病院への実地調査</p> <p>c 外部専門家との福祉医療施設の人事管理についての勉強会</p> <p>d 外部セミナーへの職員参加</p>
<p>イ 集団経営指導については、セミナー利用者の受講機会を確保するため、中期目標期間の平均で遅くとも実施2か月前までに開催内容を告知すること。</p> <p>また、中期目標期間中においては、国の政策、方針により受講対象者が変動する法人・施設開設者向けのセミナーを除き、中期目標期間中の延べ受講者数を、9,600人以上とすること。</p>	<p>イ 集団経営指導については、セミナーの開催の時期、場所、回数、内容等に係る関係者との調整を迅速に行うとともに、開催告知内容等を工夫し、事前告知に関する中期目標を達成する。</p> <p>また、アンケート調査の実施により受講希望者のニーズの把握に努め、開催の時期、場所、回数、内容等を工夫し、セミナーを毎年17回程度開催することにより、受講者数に関する中期目標を達成するとともに、アンケート調査における受講者の満足度指標を65ポイント以上にする。</p>	<p>イ 集団経営指導については、引き続き告知までの事務処理の迅速化を図ることにより、実施2か月前までの開催告知に努めるとともに、周知広報の強化を図る。</p> <p>セミナーの開催に当たっては年17回程度開催するとともに、アンケート調査における受講者数の満足度指標を65ポイント以上、既存施設向け福祉セミナー及び医療セミナーを対象とし、延べ受講者2,000人以上の確保に努める。</p>	<p>【セミナーの開催実績】#47</p> <p>○ 平成17年度においては、セミナーを17回開催した。なお、年度計画に定めた各目標の達成状況は、以下のとおりである。</p> <p>a 2か月前までの開催告知</p> <p>平成17年度の告知日：平均64.9日前 (参考：平成16年度 平均68.1日前)</p> <p>中期計画期間：平均68.4日前</p> <p>b 満足度指標</p> <p>平成17年度：68.8ポイント (参考：平成16年度 67.2ポイント)</p> <p>中期計画期間：67.5ポイント</p> <p>c 延べ受講者数</p> <p>平成17年度：2,754人 (参考：平成16年度 2,015人)</p> <p>中期計画期間累計：6,491人</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：13〉</p>

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
			<p>【広報の強化】#48</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年度の新しい試みとして、年度当初にセミナーの年間実施予定表のリーフレットを作成し、関係団体等に配布するなど、セミナーに関する広報の強化を行った。
<p>ウ 個別経営診断については、社会福祉や医療の制度変更、経営環境の変化等による経営者のニーズを的確に把握し経営診断の対象拡大又は診断手法の確立を行うこと。</p>	<p>ウ 個別経営診断については、関係団体のセミナーで個別経営診断事業をPRする等、事業の広報宣伝を充実強化することにより、中期目標期間中の延べ診断件数を150件以上とする。また、利用者ニーズに対応して診断手法の改善に努めるとともに、支援費対象施設を経営診断対象に追加するため、経営指標の策定、診断手法の確立等に関する年次計画に基づき、段階的に導入する。</p>	<p>ウ 個別経営診断については、中期目標期間中の中期計画の達成を念頭に置きつつ、診断実施に努める。</p> <p>また、病院については、「損益分岐点比率」及び「借入金比率」を加味して診断を実施する。</p> <p>併せて、支援費施設の経営診断については、対象施設や指標項目の確定等、システム開発に向けた準備を完了する。</p>	<p>【個別経営診断実績】#49</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年度の個別経営診断の実績は、以下のとおりである。 平成17年度：42件（福祉19件、医療23件） （平成16年度：40件（福祉24件、医療16件）） <p>中期計画期間累計：100件（福祉49件、医療51件）</p> <p>【診断手法の改善】#50</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年度から病院の経営診断項目に「損益分岐点比率」及び「借入金比率」を加えて経営診断を実施した。 <p>【支援費施設の経営診断】#51</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者支援施設に関する報酬体系やサービス体系が確定しなかったことを踏まえ、平成17年度においては、今後の報酬体系等が施設の経営に与える影響等を分析するための準備を行った。
<p>エ 開業医承継支援事業について中期目標期間中における紹介件数の総数を135件以上とするとともに、譲渡希望及び開業希望の登録後のフォローアップ・サービスを充実強化すること。</p>	<p>エ 開業医承継支援事業については、雑誌広告や地区医師会等に対するポスター掲示依頼など広報宣伝を充実強化することにより、紹介件数に関する中期目標を達成する。また、登録者のニーズに対応し、インターネットを通じた情報提供等を行うことにより、フォローアップ・サービスの充実強化に努める。</p>	<p>エ 開業医承継支援事業については、雑誌広告などの広報宣伝により、中期目標期間中の中期目標の達成を念頭に置きつつ、紹介件数の確保に努める。</p> <p>また、登録者に対するフォローアップ・サービスとして、引き続き譲渡希望医の物件案内についてメール及び郵送により配信する。</p>	<p>【開業医承継支援事業実施状況】#52</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年度の紹介実績は、以下のとおりである。 平成17年度の紹介件数：40件 （参考：平成16年度 52件） 中期計画期間累計：128件 <p>【登録者に対するフォローアップ】#53</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登録者に対するフォローアップ・サービスとして、譲渡希望医の物件案内を毎月1回開業希望医に対して郵送又はメール配信した。 （郵送登録者259名、メール配信登録者100名）

評価の視点	自己評定 A	評価項目 7	評定 A
<p>○ 調査研究能力の充実強化のため、どのような体制づくりが行われたか。</p> <p>○ 公表した施設経営の参考指標の対象施設の種類について中期計画の数値を達成しているか。 なお、経営参考指標については、対象施設の決算処理に起因するデータの信頼性の問題で、参考指標にまとめることが困難な場合は、その事情を考慮する。</p> <p>○ 職員の資質向上に向け、どのような取り組みがなされているか。</p> <p>○ セミナーの開催告知について、中期目標に定められた期間内にホームページへ掲載できたか。</p> <p>○ セミナーの受講者数について、中期目標の数値を達成しているか。</p> <p>○ 受講者へのアンケート調査の結果、満足度指標が中期計画の数値を達成しているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>【担当職員の専門能力向上】#45.46</p> <p>○ 新たな介護サービス形態である小規模多機能型居宅介護事業を先駆的に行っている事業者の経営実態について、厚生労働省及び有識者とともに研究することを通じて、国の政策に対する理解を深め、また、多様な介護サービスに対する経営分析ノウハウを蓄積することができた。</p> <p>○ 精神療養病棟を有する精神科病院への実地調査、外部専門家による福祉医療施設における人事管理についての勉強会の開催、外部セミナーへの職員参加、外部セミナーへの職員の講師派遣等により、担当職員の専門能力の向上を図るとともに、最新の医療・福祉経営情報を入手し、業務に活用することにより、診断業務等の質の向上に努めた。</p> <p>【セミナーの開催告知】#47</p> <p>○ セミナーの開催については、平成17年度平均で開催の64.9日前に告知を行い、中期目標の2か月前を上回ることができた。</p> <p>【セミナーの受講者数】#47.48</p> <p>○ セミナーの年間実施予定を記載したリーフレットを年度当初に作成し、関係団体等に配布するなど、周知広報の強化を図ったことから、年度計画目標である2,000人を大幅に上回る2,754人の受講者を確保することができた。これは平成16年度実績(2,015人)を28%上回る水準である。</p> <p>【満足度指標】#47</p> <p>○ 平成17年度のセミナーにおいては、新しい試みとして、障害者施設・保育所・精神科病院など個別施設に焦点を絞ったセミナーを開催するなど、内容の多様化及び充実を図った結果、アンケート調査における満足度指標について、中期計画の目標値(65ポイント)を上回る68.8ポイントを達成することができた。これは、平成16年度実績(67.2ポイント)を更に上回る水準であり、アンケート調査の回答者の75.2%が「満足」と回答したのと同水準である。</p>	<p>○ 小規模多機能型居宅介護事業の経営実態の調査・研究のための研究会の設置や、精神療養病棟を有する精神科病院への実地調査、外部セミナー等により、職員の専門能力の向上に努めている。また、セミナーの受講者数も目標をかなり上回っている上、満足度も高い。以上より、目標を十分に上回っているとみられる。</p> <p>○ 管理、評価、教育により、内部改善の意識が実績の向上につながったことを評価する。</p> <p>○ セミナーに関し、リーフレットの作成による周知徹底等により、集客力が向上している。</p> <p>○ セミナー受講者の累計が、6,491人となったことを評価する(中期目標9,600人以上)。</p> <p>○ 中期目標を達成、もしくは上回っているとの印象を得た。ただし、セミナー受講生に対するアンケート調査が満足度だけというのは、あまり関心できない。更なる向上のために改良すべき点などを拾い上げるようにしたらよかった。</p>	

<p>○ 個別経営診断について、延べ診断件数が中期計画の数値を達成しているか。</p> <p>○ 経営者のニーズに対応して、経営診断の対象拡大や診断手法の確立等に向けてどのような取り組みが行われたか。</p> <p>○ 紹介件数について、中期目標の数値を達成しているか。</p> <p>○ インターネットを通じた情報提供等、フォローアップ・サービスの充実強化のための取り組みがなされたか。</p>	<p>【個別経営診断件数】#49</p> <p>○ 平成17年度の経営診断件数は42件で、中期計画期間累計では100件となった。これは中期計画（150件以上）の66.7%の水準であり、順調に実績を上げている。</p> <p>【経営診断手法の改善】#50</p> <p>○ 病院の経営診断では、経営診断項目に「損益分岐点比率」及び「借入金比率」を加えて、より効果的・多面的な経営診断を実施した。</p> <p>【開業医承継支援事業の紹介件数】#52</p> <p>○ 平成17年度の紹介件数は40件で、中期計画期間累計では128件となった。これは、中期目標（135件以上）の94.8%の水準であり、中期目標達成の目処がついた。</p> <p>【登録者に対するフォローアップ】#53</p> <p>○ 登録者に対するフォローアップ・サービスとして、譲渡希望医の物件案内を毎月1回開業希望医に対して郵送又はメール配信した。</p>	
--	--	--

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
<p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>3 長寿・子育て・障害者基金事業</p> <p>長寿・子育て・障害者基金事業については、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益（独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号。以下「機構法」という。）附則第11条第1項に基づく場合にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。）を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針の下で、効果的に資金助成を行うことにより、多様な福祉ニーズに対応できる社会環境の醸成に努めること。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>3 長寿・子育て・障害者基金事業</p> <p>長寿・子育て・障害者基金事業（以下「基金事業」という。）においては、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益（独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号。以下「機構法」という。）附則第11条第1項に基づく場合にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。）を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針により本中期目標期間内における基金事業を実施し、効果的に資金助成を行うことにより、多様な福祉ニーズに対応できる社会環境の醸成に努めることとする。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>3 長寿・子育て・障害者基金事業</p> <p>長寿・子育て・障害者基金事業（以下「基金事業」という。）においては、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益（独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号。以下「機構法」という。）附則第11条第1項に基づく場合にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。）を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針により、平成16事業年度分の助成事業の適切な評価、平成17事業年度分の助成事業の適正な実施、並びに平成18事業年度分の助成事業の募集及び選定の適正な実施に努めることとする。</p>	<p>3 長寿・子育て・障害者基金事業</p> <p>長寿・子育て・障害者基金事業（以下「基金事業」という。）においては、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益（独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号。以下「機構法」という。）附則第11条第1項に基づく場合にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。）を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針により、平成16事業年度分の助成事業の適切な評価、平成17事業年度分の助成事業の適正な実施、並びに平成18事業年度分の助成事業の募集及び選定の適正な実施に努めた。</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：14〉</p>
<p>① 国における社会福祉施策の推進とあいまって、高齢者・障害者の在宅福祉と生きがい・健康づくり、子育て支援、障害者の社会参加等、社会福祉の振興を図ること。</p> <p>その際、助成団体としての専門性・自主性を発揮して、民間福祉活動の推進が必要な分野に資金助成が適切に行われるように配慮すること。</p> <p>その中で、専門的助成団体として、地域における独創的・先駆的な事業への助成について、国の政策の動向や事業評価の結果も踏まえ、毎年度4分野以上重点助成分野を設け、優先的に助成を行うこと。</p>	<p>① 長寿社会福祉基金、高齢者・障害者福祉基金、子育て支援基金及び障害者スポーツ支援基金の4基金により、高齢者・障害者の在宅福祉と生きがい・健康づくり、子育て支援、障害者の社会参加等様々な民間福祉活動からの資金助成ニーズに対応していく。</p> <p>なお、この場合、次の点に留意する。</p> <p>a 各基金の助成分野に跨る活動や従来の枠を超えた新しい活動に対しても助成対象としていくよう努める。</p> <p>b 民間福祉活動の専門的助成団体としての戦略的視点に立ち、事業評価の結果も踏まえ、地域における特定非営利活動法人などによる民間福祉活動の育成・支援の観点から、重点的助成分野を設定するなど、特に必要な分野に適切かつ重点的に助成を実施していく方針を検討し、可能なものから実施することにより、重点分野に関する中期目標を達成する。</p>	<p>① 長寿社会福祉基金、高齢者・障害者福祉基金、子育て支援基金及び障害者スポーツ支援基金の4基金により、高齢者・障害者の在宅福祉と生きがい・健康づくり、子育て支援、障害者の社会参加等様々な民間福祉活動からの資金助成ニーズに対応していく。</p> <p>なお、この場合、次の点に留意する。</p> <p>a 世代間交流を内容とする事業や幅広い者を対象とする事業など、必ずしも従来の枠に留まらない新しい事業に係る要望についても、行政施策や地域のニーズの動向等を踏まえ、積極的に助成する方向で選定するとともに、関係方面に広報する。</p> <p>b 平成18事業年度分の募集にあたり、4基金のそれぞれにつき、国の政策方針等を勘案した重点助成分野を設定し、その重点助成分野に該当する要望について優先的に採択する。</p>	<p>【新しい活動への助成】#54</p> <p>○ 平成18年度分の助成事業の募集・選定に当たり、募集要領及び選定方針に、「新しい発想に基づく従来の枠を超えた活動について積極的に対象とする」ことを明記し、機構のホームページへの掲載、ダイレクトメールの送付により周知を図るとともに、新たに社会福祉協議会に対する事務説明会を開催するなど、きめ細かな対応に努めた。</p> <p>○ 平成18年3月に、審査・評価委員会において上記選定方針に基づき選定した結果、従来の枠に留まらない新しい事業として、55事業（参考：平成17年度27事業）を採択した。</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：15, 16, 17〉</p> <p>【重点助成分野の設定】#55</p> <p>○ 平成18年度分の助成事業の募集に当たり、募集要領に4基金で5項目の重点助成分野を設定し、機構のホームページへの掲載、ダイレクトメールの送付により周知を図るとともに、新たに社会福祉協議会に対する事務説明会を開催するなど、きめ細かな対応に努めた。</p>

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績															
<p>また、機構法附則第11条第1項に基づき、障害者スポーツの振興のために特に必要な助成の対象とする活動は、独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）の制定趣旨を踏まえ、障害者スポーツ国際大会の開催及び選手派遣（選手強化に関する活動を含む。）に関する活動とすること。</p>	<p>また、機構法附則第11条第1項に基づき、障害者スポーツの振興のために障害者スポーツ国際大会の開催及び選手派遣（選手強化に関する活動を含む。）に関する活動に対し、特に必要な助成を行う。</p> <p>c 民間福祉活動育成という趣旨に鑑み、地域における独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、事業継続の能力及び意向の確認を重視した審査を行うことにより、中期目標期間内において、平均して80%以上の助成団体において助成終了後も事業が継続されるようにするものとする。</p>	<p>また、機構法附則第11条第1項に基づき、障害者スポーツの振興のために障害者スポーツ国際大会への選手派遣（選手強化に関する活動を含む。）に関する活動に対し、特に必要な助成を行う。</p> <p>c 平成15事業年度分の地域における独創的・先駆的事業（特別分）及び地域の実情に即したきめ細かな事業（地方分）の継続状況を確認するとともに、平成18事業年度分の特別分及び地方分助成事業の選定においても、事業継続の能力及び意向の確認を重視した審査を行うことにより、助成事業の80%以上につき、助成終了後も当該団体において事業が継続されるようにするものとする。</p>	<p>○ また、選定方針に、「重点助成分野に関する助成事業を優先的に選定すること」を明記し、平成18年3月に審査・評価委員会において上記選定方針に基づき選定した結果、重点助成分野に関する事業として、以下のとおり141（136+複数年事業5）事業（参考：平成17年度121事業）を採択した。</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：18〉</p> <table border="1" data-bbox="1686 440 2179 815"> <thead> <tr> <th>基金の種類</th> <th>重点助成分野</th> <th>採択事業数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長寿社会福祉基金</td> <td>認知症の高齢者を介護する家族負担軽減に関する事業</td> <td>11事業</td> </tr> <tr> <td>高齢者・障害者福祉基金</td> <td>障害者の自立生活・就労支援に関する事業</td> <td>61事業</td> </tr> <tr> <td>子育て支援基金</td> <td>子育て支援のネットワークづくりに関する事業 児童虐待に関する活動への支援強化に関する事業</td> <td>61事業</td> </tr> <tr> <td>障害者スポーツ支援基金</td> <td>新しい障害者スポーツの啓発・普及に関する事業</td> <td>8事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>【障害者スポーツ国際大会への選手派遣に関する活動への助成】#56</p> <p>○ 平成16年度の機構法改正の趣旨を踏まえ、特に必要な事業として冬季パラリンピック（平成18年3月にトリノで開催）に向けての選手強化事業等に対し助成を実施し、障害者の自立と社会参加に対する理解の向上を図った。</p> <p>【平成15年度助成事業の継続】#57</p> <p>○ 平成15年度分助成事業に関して助成終了後も引き続き事業を継続しているかについて、フォローアップ調査を平成17年6月に実施した。その結果、以下のとおり、助成終了後も多くの事業が継続して実施されており、助成が事業の立ち上げや新しい展開を支援していることが確認できた。</p> <p>なお、当調査結果については、平成17年11月に開催した審査・評価委員会評価部会に報告の上、広報誌及び機構ホームページ等により公表した。</p>	基金の種類	重点助成分野	採択事業数	長寿社会福祉基金	認知症の高齢者を介護する家族負担軽減に関する事業	11事業	高齢者・障害者福祉基金	障害者の自立生活・就労支援に関する事業	61事業	子育て支援基金	子育て支援のネットワークづくりに関する事業 児童虐待に関する活動への支援強化に関する事業	61事業	障害者スポーツ支援基金	新しい障害者スポーツの啓発・普及に関する事業	8事業
基金の種類	重点助成分野	採択事業数																
長寿社会福祉基金	認知症の高齢者を介護する家族負担軽減に関する事業	11事業																
高齢者・障害者福祉基金	障害者の自立生活・就労支援に関する事業	61事業																
子育て支援基金	子育て支援のネットワークづくりに関する事業 児童虐待に関する活動への支援強化に関する事業	61事業																
障害者スポーツ支援基金	新しい障害者スポーツの啓発・普及に関する事業	8事業																

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績																
			<table border="1" data-bbox="1684 212 2172 443"> <thead> <tr> <th>助成事業の種類</th> <th>助成事業数 (a)</th> <th>継続事業数 (b)</th> <th>継続率 (b/a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別分助成 (独創的・先駆的事業を 対象)</td> <td>81事業 (75事業)</td> <td>73事業 (68事業)</td> <td>90.1% (90.7%)</td> </tr> <tr> <td>地方分助成 (地域の実情に即したきめ 細かな事業を対象)</td> <td>534事業 (528事業)</td> <td>505事業 (486事業)</td> <td>94.6% (92.0%)</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>615事業 (603事業)</td> <td>578事業 (554事業)</td> <td>94.0% (91.9%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ () の中は、平成16年度実績。</p> <p>【平成18年度分助成事業の事業継続】 #58</p> <p>○ 平成18年度分助成事業の選定に当たり、選定方針に「事業継続の能力及び意向を重視した審査を行う」ことを明記し、当方針に基づき、平成18年3月に審査・評価委員会において選定した。</p> <p>○ なお、平成18年度分の助成事業の事業継続状況の確認については、事業終了後1年以上継続していることを確認するため、平成20年度のフォローアップ調査において実施することとしている。</p> <p>【特別分における複数年助成の創設】 #59</p> <p>○ 平成16年度評価部会の事後評価報告書の提言を受け、従来から要望の多かった複数年助成事業について、特別分において若干数募集することとし、複数年にわたって助成することにより一層の事業効果や成果が期待できる事業にも柔軟に対応できるようにした。</p> <p>○ 複数年助成の助成対象としては、重点助成分野の中から更に募集対象事業を絞り込み、国においてもその推進の必要性が認められているような重要性や緊急性の高い事業、先進的な取り組みを行う事業などを優先して支援する方針の下に募集し、5事業を採択した。</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：19〉</p>	助成事業の種類	助成事業数 (a)	継続事業数 (b)	継続率 (b/a)	特別分助成 (独創的・先駆的事業を 対象)	81事業 (75事業)	73事業 (68事業)	90.1% (90.7%)	地方分助成 (地域の実情に即したきめ 細かな事業を対象)	534事業 (528事業)	505事業 (486事業)	94.6% (92.0%)	合 計	615事業 (603事業)	578事業 (554事業)	94.0% (91.9%)
助成事業の種類	助成事業数 (a)	継続事業数 (b)	継続率 (b/a)																
特別分助成 (独創的・先駆的事業を 対象)	81事業 (75事業)	73事業 (68事業)	90.1% (90.7%)																
地方分助成 (地域の実情に即したきめ 細かな事業を対象)	534事業 (528事業)	505事業 (486事業)	94.6% (92.0%)																
合 計	615事業 (603事業)	578事業 (554事業)	94.0% (91.9%)																

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績		
			基金の種類	助成対象	採択数
			長寿社会福祉基金	<ul style="list-style-type: none"> 地域における介護サービス等の連携を図り、認知症の早期発見の推進、認知症の相談・告知及び高齢者の権利擁護に関する地域で高齢者を支えるネットワーク等の仕組みを構築し、本人、家族の負担軽減を図る事業 	1事業
			高齢者・障害者福祉基金	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療・教育・福祉・就労の各分野と協力関係を構築し、障害者の就労支援や職場への適応援助、在宅就労等に対する支援及び地域で生活するための生活支援を行うシステム作りを行い、障害者の地域生活全般を総合的に支援する仕組みを構築する事業 	1事業
			子育て支援基金	<ul style="list-style-type: none"> 自治体や地域の諸組織と協力し、地域に存在する子育ての人的資源（支援者）を発掘・育成・ネットワーク化し、地域全体で子育て力を向上させる仕組みを構築する事業や、親自身が相互に助け合い、成長するためのネットワークづくりを行い、親自身の主体的な取り組みや親の子育て力を高める仕組みを構築する事業 行政や弁護士、カウンセラー、福祉関係者、医師などの専門家とのネットワークを構築し、被虐待児童の援助を行うとともに、被虐待児童を一時的に保護するシェルターなど、一時保護所以外の多様な保護の場を運営のうえ、その運営マニュアル等を作成し、他団体の参考に資する事業 	2事業

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績															
			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1675 212 1809 496">障害者スポーツ支援基金</td> <td data-bbox="1809 212 2078 496"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電動車椅子サッカーやツインバスケットボールのような、地域において重度障害者が楽しめる新しいスポーツの体験会・講習会等を開催するとともに、他の障害者スポーツ団体等とのネットワークを構築し、新しい障害者スポーツの啓発・普及を図る事業 </td> <td data-bbox="2078 212 2154 496">1事業</td> </tr> </table>	障害者スポーツ支援基金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電動車椅子サッカーやツインバスケットボールのような、地域において重度障害者が楽しめる新しいスポーツの体験会・講習会等を開催するとともに、他の障害者スポーツ団体等とのネットワークを構築し、新しい障害者スポーツの啓発・普及を図る事業 	1事業												
障害者スポーツ支援基金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電動車椅子サッカーやツインバスケットボールのような、地域において重度障害者が楽しめる新しいスポーツの体験会・講習会等を開催するとともに、他の障害者スポーツ団体等とのネットワークを構築し、新しい障害者スポーツの啓発・普及を図る事業 	1事業																
<p>② 全国的な活動から地域の実情に即したきめ細かな活動、あるいは独創的・先駆的な活動など、多種多様に展開される民間福祉活動に幅広く対応することとする。</p> <p>このため、中期目標期間内において、地域における特定非営利活動法人等による活動の育成・支援に特に留意すること。</p>	<p>② 全国的な活動、地域におけるきめ細かな活動、そして独創的・先駆的活動のそれぞれへの助成の募集及び選定の方針及び方法につき、適宜見直しを行い、多様なニーズに適切に対応できる助成となるよう努め、助成のうち70%以上は、地域において特定非営利活動法人等が実施する独創的・先駆的事業や地域の実情に即したきめ細かな事業に助成するものとする。</p>	<p>② 平成18事業年度分の助成事業の選定において、地域における特定非営利活動法人等による活動の育成・支援に特に留意し、そのうち70%以上は、地域において特定非営利活動法人等が実施する独創的・先駆的事業や地域の実情に即したきめ細かな事業に助成するものとする。</p>	<p>【独創的・先駆的事業等への助成】 #60</p> <p>○ 平成18年度分の助成事業の選定に当たり、選定方針に「地域における独創的・先駆的な活動や地域の実情に即したきめ細かな事業など、地域における民間の創意工夫を活かした福祉活動を推進するため、『特別分』及び『地方分』助成事業が全助成事業の70%以上となるよう配慮する」ことを明記し、平成18年3月に開催した審査・評価委員会において、以下のとおり選定を行った結果、昨年度より56件多い698件を採択した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1675 847 1809 922">全助成事業数 (a)</th> <th colspan="2" data-bbox="1809 847 2078 890">特別分+地方分</th> <th colspan="2" data-bbox="2078 847 2154 922">占有率 (b/a)</th> </tr> <tr> <td></td> <th data-bbox="1809 890 1899 922">(b)</th> <th data-bbox="1899 890 1989 922">特別分</th> <th data-bbox="1989 890 2078 922">地方分</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1675 922 1809 951">857</td> <td data-bbox="1809 922 1899 951">698</td> <td data-bbox="1899 922 1989 951">81</td> <td data-bbox="1989 922 2078 951">617</td> <td data-bbox="2078 922 2154 951">81.5%</td> </tr> </tbody> </table>	全助成事業数 (a)	特別分+地方分		占有率 (b/a)			(b)	特別分	地方分		857	698	81	617	81.5%
全助成事業数 (a)	特別分+地方分		占有率 (b/a)															
	(b)	特別分	地方分															
857	698	81	617	81.5%														
<p>③ 整理合理化計画に基づき、助成した事業の事後評価の実施、評価結果を反映した資源配分を実施すること。</p> <p>このため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>③ 全助成事業を対象として事後評価を実施し、その成果を、事業の採択及び基金事業運営の改善に活かしていくことにより、評価結果を反映した資源配分を実施する。</p> <p>このため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めることとする。</p>	<p>③ 平成15事業年度分の全助成事業を対象とした事後評価の成果を踏まえ、平成18事業年度分の助成事業の募集要領を策定するとともに、平成16事業年度分の全助成事業を対象とした事後評価を実施し、その成果を平成18事業年度分の助成事業の選定に反映する。</p> <p>このため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めることとする。</p>	<p>【平成15年度分助成事業の事後評価の成果の反映】 #61</p> <p>○ 平成17年3月に取りまとめた「平成15年度助成事業に関する事後評価報告書」において提言された以下の3項目について、平成18年度分助成事業の募集要領に反映させた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業成果の取りまとめ及び公表、普及のあり方 事業内容の更なる適正化 先行事例を踏まえた取組みの促進 <p>【平成16年度分助成事業の事後評価の実施】 #62</p> <p>○ 平成16年度分助成事業の事後評価については、中間取りまとめとして、平成17年12月に「平成18年度助成事業の選定に当たっての留意事項」が取りまとめられ、その内容が「平成18年度分助成事業の選定方針」に反映され、同方針に基づき、審査・評価委員会において平成18年度の助成事業の選定が行われた。</p> <p>なお、個別評価実績については、平成18年度分助成事業の審査に有効に活用した。</p>															

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
			<ul style="list-style-type: none"> ○ また、助成団体による自己評価、審査・評価委員会（評価部会）及び機構事務局によるヒアリング評価並びに機構事務局による書面評価のプロセスを経て、平成18年3月に「平成16年度助成事業に関する事後評価報告書」（以下「事後評価報告書」という。）を取りまとめた。 ○ 事後報告書において以下の提言がなされ、これらの提言は平成19年度分助成事業の募集要領の見直しに反映させることとしている。 <ul style="list-style-type: none"> a 事業目的の明確化 b 事業成果の取りまとめ及び公表、普及のあり方 c 地域資源との連携やその活用 d 利用者本位の取組み e 物品購入費等のあり方 <p style="text-align: right;">〈添付資料：20〉</p>

評価の視点	自己評定	評定
<ul style="list-style-type: none"> ○ 助成対象先の選定に当たっては、従来の枠を超えた新しい活動を助成対象としているか。 ○ 重点助成分野の設定数は中期目標を達成しているか。 ○ 障害者スポーツの振興のため特に必要と認められる活動に対し特に必要な助成が行われているか。 ○ 地域における独自の・先駆的事业及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、助成終了後も事業を継続している助成団体割合が中期計画の数値を達成しているか。（助成事業実施の翌々年度に測定） ○ 総助成件数に占める特定非営利活動法人等が実施する独自の・先駆的事业及び地域の実情に即したきめ細かな事業への助成件数の割合が中期計画の数値を達成しているか。 ○ 事後評価の成果が、資源配分に適切に反映されているか。 	<p style="text-align: center;">—</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <p>評価項目9で評価</p>	

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績									
<p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>3 長寿・子育て・障害者基金事業 (1) 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>ア 基金の運用については、安全かつ確実な方法による運用を基本としながらも可能な限り運用効率を高めるよう努めること。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>3 長寿・子育て・障害者基金事業 (1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 以下の措置を講じることにより、中期目標期間における助成が効率的かつ安定的なものとなるよう努める。</p> <p>(ア) 本中期目標期間内の各年度における各基金の運用益、助成額等について、一定の前提の下に中期助成計画を策定し、金融情勢の変動を踏まえ、定期的にその見直しを行う。</p> <p>(イ) 安全かつ確実な方法による運用を基本としながらも、経済情勢や市場状況に関する情報を不断に把握し、適切な運用資産及び金融機関の選択に努めることにより可能な限り運用効率を高める。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>3 長寿・子育て・障害者基金事業 (1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 中期助成計画及び金利情勢を踏まえ、平成18事業年度分の事業計画及び運用計画を策定する。</p> <p>イ 基金の運用については、安全かつ確実な方法を基本としながらも、経済情勢や市場状況に関する情報を不断に把握し、適切な運用資産及び金融機関の選択に努めることにより可能な限り運用効率を高める。</p>	<p>【事業計画及び運用計画の策定】#63</p> <p>○ 平成18年度分の事業計画及び運用計画については、平成18年3月の審査・評価委員会の審議等を経て、中期助成計画を踏まえた上で策定した。また、平成18年度分の助成事業の選定に当たっては、限られた財源の中で効果的な助成を行うため、「選定方針」に重点助成分野に関する助成事業を優先的に選定することなどを定め、平成18年度分の助成事業の選定を行った。</p> <p>【基金の運用効率の向上】#64</p> <p>○ 平成17年度の基金の運用については、運用計画に基づき、安全確実で、かつ、効率的な運用を図るとの観点から、財投機関債を中心とした運用を行った結果、再運用した540億円について、以下のとおり長期金利の指標である国債の平均利回りを0.14%上回る実績を上げることができた。</p> <table border="1" data-bbox="1704 869 2159 970"> <thead> <tr> <th colspan="3">《平均運用利回り》</th> </tr> <tr> <th>17年度実績</th> <th>国債で運用した場合</th> <th>差引き</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.38%</td> <td>1.24%</td> <td>0.14%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 最新の金融情勢や市場状況を把握し、運用効率の向上を図るため、専門誌等の文献情報、銀行、証券会社等からの情報を日常的に収集したほか、外部セミナーへの職員の派遣、エコノミスト等を招聘した勉強会を開催した。</p>	《平均運用利回り》			17年度実績	国債で運用した場合	差引き	1.38%	1.24%	0.14%
《平均運用利回り》												
17年度実績	国債で運用した場合	差引き										
1.38%	1.24%	0.14%										

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
<p>イ 助成金の交付申請の受理から交付決定までの所要期間について、事務処理の効率化を図り、申請内容の不備などを除き、中期目標期間最終年度において平均で30日以内で処理するよう努めるものとする。</p>	<p>イ 助成金の交付申請の受理から交付決定までの所要期間について、事務の合理化等により、毎年度計画的に縮減に努め、所要期間に関する中期目標を達成する。</p>	<p>ウ 平成17事業年度分の助成金の交付申請の受理から交付決定までの所要期間の短縮については、平均で30日以内で処理するよう努める。</p>	<p>【交付決定処理期間の短縮】#65</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年度助成金の交付決定において、以下の措置を講じたことなどにより、事務処理期間を全体で27.5日（前年度29.2日）まで短縮することができた。 《措置の内容》 「助成事業の事務手引き（団体用）」について、利用者の意見を反映して分かりやすい記述に改め、平成17年度分助成先団体に配布したことにより、交付申請書の記載内容の不備を少なくすることができた。 ○ 交付決定処理の更なる効率化、助成団体側における事務の簡素化等を図るため、平成18年度助成分より、次の措置を講じた。 <ul style="list-style-type: none"> a 様式の抜本的な簡略化を、関係規程の改正と併せて実施した。 b 助成事務処理に係るデータベースを構築し、交付決定のみならず、審査、採択、資金交付等を迅速に処理するシステムを整備した。

評価の視点	自己評価	評価
<p>○ 年度ごとの事業計画及び運用計画が策定されているか。</p> <p>○ 金融情勢や市場状況に関する情報収集を十分に行い、運用判断に活かしているか。</p> <p>○ 助成金交付申請書受理日から交付決定日までの所要期間について、中期目標の数値を達成しているか。</p>	<p style="text-align: center;">A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <p>【事業計画及び運用計画の策定】#63</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 低金利が継続する厳しい運用環境の中で、独自の・先駆的事业への助成及び地域におけるきめ細かな事業への助成を重視する方針のもと、中期助成計画に沿って、平成18年度分の事業計画及び運用計画を的確に策定することができた。また、平成17年度に引き続き、重点助成分野を5分野設け、限られた財源の効果的な配分に努めた。 <p>【基金の運用効率の向上】#64</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な運用判断を行うため、最新の金融情勢や市場状況に関する日常的な情報収集に加え、他の財投機関等の債券投資家向け説明会に参加するなど積極的な情報収集を行った。その結果、平成17年度の基金の運用については、長期金利の指標である国債の平均利回り（1.24%）を上回る運用実績（1.38%）を上げることができた。 <p>【交付決定処理期間の短縮】#65</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年度分の助成金の交付申請処理に当たって、平成16年度に実施した事務処理方法の問題点等の分析結果を基に、助成事業の事務手引き（団体用）について更なる改善を実施した結果、交付申請から交付決定までの所要期間を中期目標の30日以内に納めることができた ○ 交付決定までの所要期間は、全体平均所要期間が27.5日となり、平成16年度の29.2日を更に短縮することができた。 ○ 平成18年度助成分において交付決定処理期間を更に短縮するため、平成17年度に様式の抜本的な簡略化、事務処理を迅速に行うためのデータベースを構築した。 	<p style="text-align: center;">A</p> <p>評価項目 8</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年度分の事業計画・運用計画は策定されており、経済情勢に対する情報収集も行っている。また、交付決定日までの所要期間も中期目標を達成し、平成16年度と比較しても短縮している。以上より、目標を十分に上回っているとみられる。 ○ 処理期間の短縮化を達成している。 ○ 目標を少しであるが上回っている。

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
<p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>3 長寿・子育て・障害者基金事業</p> <p>(2) 業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 助成の仕組みや手続が国民に理解しやすく利用しやすいものとなるように、その見直しを進め、手続の簡素合理化、相談対応や広報の充実を図ることにより、活動団体の応募機会の確保及び便宜に努めること。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>3 長寿・子育て・障害者基金事業</p> <p>(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 助成の仕組みや手続が国民に理解しやすく利用しやすいものとなるよう、次の措置を講じる。</p> <p>(ア) 助成の募集の広報を幅広く積極的に行い、周知を図るとともに、様々な相談に対応する。このため、募集要領を募集締め切りの2か月前までにホームページなどで公開する。</p> <p>(イ) 助成の応募などの手続について電子申請の実現に向けて準備を進める。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>3 長寿・子育て・障害者基金事業</p> <p>(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 助成の仕組みや手続が国民に理解しやすく利用しやすいものとなるよう、次の措置を講じる。</p> <p>(ア) ホームページなどの活用により、助成事業に関する情報提供を幅広く積極的に行い、周知を図るとともに、様々な相談に対応する。また、募集要領は募集締め切りの2か月前までにホームページなどで公開するなど、早期の情報提供に努める。</p> <p>(イ) 平成15・16年度のニーズ等調査の結果を踏まえ、電子申請の導入に向けて、他団体の取組み状況等も調査した上で課題整理等を行う。</p>	<p>【情報提供の実施・募集要領の公開】#66</p> <p>○ 国民が助成事業に関する情報に容易にアクセスできるように、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 各都道府県・市町村の行政・社会福祉協議会等に加えて、特定非営利活動法人について法人データの更新を行い、新たに約400件を追加し、現在認証されている全ての福祉・保健・医療関連の特定非営利活動法人約4,900件に対して募集案内用パンフレットを配布した。 b 全国紙及び各種専門誌等での広報について、平成16年度より掲載先数等を増やすなど充実を図った。 c 募集締め切りの2か月前までにホームページで募集要領を公開した。また、ホームページでの募集に当たり、応募団体がスムーズに応募手続を進められるようにQ&Aを拡充した。 d 新たに創設した特別分の複数年助成分の募集について、ホームページで公開するとともに、専用のパンフレットを作成し、広く募集した。 <p>○ 国民が助成の仕組みや手続を理解しやすく利用しやすくするために、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 募集案内用パンフレットを分かりやすく改善した。 b 応募手続きを分かりやすいものとするため、利用者等の意見を踏まえて、助成金交付要望書の様式、記載要領・記載例を分かりやすい内容に全面改正した。 c 地方分の応募団体の窓口となる都道府県・指定都市社会福祉協議会が、助成先団体に対して適切な助言等を行えるように、事務説明会を新たに開催するとともに、社会福祉協議会の助成事務担当者向けのQ&A集を作成した。 d 助成団体の事業成果をホームページで閲覧できるようにした。 <p>【助成手続きの電子化の準備】#67</p> <p>○ 助成手続きの電子化を進めるため、他の助成団体等が行っている電子申請について調査等を行い、実施に当たっての問題点等を整理した。</p>

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績																																									
<p>イ 助成事業の事後評価を徹底し、その成果を、助成事業採択や基金事業運営の改善、助成団体への指導助言に活かしていくとともに、評価の高い助成事例については、広く周知を図ることにより、民間団体の活動の推進に資するとともに、有望な助成案件の把握に努めること。</p>	<p>イ 助成事業の選定及び事後評価について、外部有識者の委員会を設けて一体的に審議するとともに、以下の措置を講じる。</p> <p>(ア) 助成事業の選定にあたっては、客観性及び透明性を確保するため、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 助成については、原則として単年度限りとし、全国的規模の事業については、事業の内容によっては3年間まで継続を認めるが、毎年度の事業終了後に行う事業評価の結果によっては打ち切る。 ・ 上記委員会において、審査及び選定の方針を定め、それに基づき選定を行う。 ・ 採択した事業については、毎年1回4月下旬までにホームページや広報誌などで公開する。 	<p>イ 助成事業の選定及び事後評価について、外部有識者からなる「基金事業審査・評価委員会」（以下、「審査・評価委員会」という。）において一体的に審議するとともに、以下の措置を講じる。</p> <p>(ア) 平成18事業年度分の助成事業の選定に当たっては、客観性及び透明性を確保するため、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 助成については、原則として単年度限りとし、全国的規模の事業については、事業の内容によっては3年間まで継続を認める。なお、平成16事業年度分からの継続事業については、その事業評価の結果によっては打ち切る。 ・ 審査・評価委員会において、平成16事業年度分の事業評価の成果も踏まえ、平成18事業年度分の助成事業の選定方針を策定し、多様なニーズに適切に対応できる助成となるよう努める。 ・ 採択した事業については、平成18年4月下旬までにホームページや広報誌などで公開する。 	<p>○ 平成18年度助成事業分から、ホームページ上に助成が内定した団体の専用ページを新たに設置し、交付申請、完了報告、事後評価などの手続に必要な書式等のダウンロードや「助成金の手引き」の閲覧ができるようにした。</p> <p>【助成事業の選定】#68</p> <p>○ 平成18年度分助成事業については、事後評価の中間取りまとめの内容を踏まえ策定された「平成18年度分助成事業の選定方針」に基づき、審査・評価委員会において審議し、857事業（一般分159、特別分81、地方分617）を選定した。</p> <p>なお、利用者の意見を踏まえて、要望書等諸様式を全面改正した結果、より正確に記載できるものとなり、審査に必要な情報が更に把握しやすくなったことによって、一層良質な事業を選定することができた。</p> <p style="text-align: right;">(金額：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1675 821 2172 1173"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">要望</th> <th colspan="2">採択</th> <th colspan="2">採択率%</th> </tr> <tr> <th>事業数</th> <th>金額</th> <th>事業数</th> <th>金額</th> <th>事業数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般分</td> <td>167</td> <td>2,292</td> <td>159</td> <td>1,887</td> <td>95.2</td> <td>82.3</td> </tr> <tr> <td>特別分</td> <td>334</td> <td>1,217</td> <td>81</td> <td>297</td> <td>24.3</td> <td>24.4</td> </tr> <tr> <td>地方分</td> <td>960</td> <td>1,221</td> <td>617</td> <td>1,004</td> <td>64.3</td> <td>82.2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,461</td> <td>4,731</td> <td>857</td> <td>3,188</td> <td>58.7</td> <td>67.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 地方分の「要望」については、各社会福祉協議会に申請された件数及び金額である。</p> <p>○ 一般分159事業のうち、平成20年度まで3か年継続して事業を行うことを計画しているものは26事業である。</p> <p>なお、平成16年度から3か年継続実施している14事業について、いずれも事業評価により事業継続を認めた。</p>	区分	要望		採択		採択率%		事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	一般分	167	2,292	159	1,887	95.2	82.3	特別分	334	1,217	81	297	24.3	24.4	地方分	960	1,221	617	1,004	64.3	82.2	合計	1,461	4,731	857	3,188	58.7	67.4
区分	要望		採択		採択率%																																							
	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額																																						
一般分	167	2,292	159	1,887	95.2	82.3																																						
特別分	334	1,217	81	297	24.3	24.4																																						
地方分	960	1,221	617	1,004	64.3	82.2																																						
合計	1,461	4,731	857	3,188	58.7	67.4																																						

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
			<p>【多様なニーズへの対応】 #69</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年度分の助成事業については、平成16年度分助成事業の事後評価の中間取りまとめを踏まえて平成17年12月に策定した選定方針に基づき選定を行い、以下のとおり、多様なニーズに適切に対応した事業に助成を行うことができた。 <ul style="list-style-type: none"> a 独創的・先駆的事业及び地域の実情に即したきめ細かな事業の占める割合が81.5%に達した。 (参考：年度計画の目標70%以上) b 従来の枠に留まらない新しい事業として、55事業(参考：平成17年度27事業)を採択した。 c 重点分野に関する助成事業として、141事業(参考：平成17年度121事業)を採択した。 ○ 助成事業は単年度助成を原則としているが、従来より要望が多い複数年助成について、評価部会の事後評価報告書の提言(平成17年3月)を受けて、平成18年分の特別分において若干数募集することとし、これにより、事業の特性等に応じた多様なニーズに柔軟かつ効果的に対応できるようにした。 平成18年度分の複数年助成については、この創設の趣旨を踏まえ、審査・評価委員会において審議した結果、重点助成分野の5事業を選定した。 <p>【採択事業の公開】 #70</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年度分として採択した事業については、平成17年4月27日に機構のホームページで公開するとともに、広報誌等にも掲載した。 ○ 採択団体が年度当初よりスムーズに事業を開始できるように、内定通知を従来より前倒して事業開始年度前に実施した。 ○ 平成18年度助成分の選定結果については、計画より1か月早い平成18年3月28日に機構ホームページで公開した。また、広報誌等については、4月下旬までに掲載できるように準備を行った。

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
	<p>(イ) 助成事業の事後評価については、適切に評価を行うため、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事後評価は、助成先団体が行う自己評価並びに上記委員会及び事務局が行う総合評価により行う。 評価結果については、ホームページ、広報誌などで公開する。また、評価結果の公表にあたっては、特に評価の高い事業を、毎年度平均20事業以上選び出し特に明記するとともに、年2回以上の各地での事業報告会、年4回発行する広報誌等で紹介し、広く周知を図る。 職員の専門性を高めるとともに、評価の専門家を確保することにより、助成団体の事業実施に対し的確な指導助言ができるように努める。 	<p>(イ) 平成16事業年度分の助成事業の事後評価については、適切に評価を行うため、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事後評価は、助成先団体が行う自己評価並びに審査・評価委員会及び事務局が行う総合評価により行う。自己評価及び総合評価の方法については、前年度の事業評価を踏まえ、その改善に努める。 評価結果については、ホームページ、広報誌などで公開する。また、評価結果の公表にあたっては、特に評価の高い事業を、20事業以上選び出し特に明記するとともに、平成17事業年度又は平成18事業年度における年2回以上の各地での事業報告会、年4回発行する広報誌等で紹介し、広く周知を図る。 事業評価に関する専門家による職員研修を行う。 	<p>【平成16年度分助成事業の事後評価】#71</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成16年度分助成事業の事後評価については、助成団体による自己評価、審査・評価委員会評価部会委員等によるヒアリング評価及び機構事務局による書面評価を以下のとおり実施し、平成18年3月の審査・評価委員会において、最終報告（平成16年度助成事業に関する事後評価報告書）を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 《最終報告書の主な項目》 <ul style="list-style-type: none"> 自己評価、ヒアリング評価及び書面評価を通じての助成事業の全般的な状況 各評価方法毎の3か年の全体的な状況 事後評価結果に基づく今後の課題 平成19年度募集要領等の策定に当たっての提言 ○ 最終報告書における提言については「平成19年度分助成事業の募集要領」の見直しに反映させるとともに、事後評価の実施過程で把握された課題については、平成17年度助成事業の事後評価の実施方法等に反映させることとしている。 <ul style="list-style-type: none"> 《平成16年度分助成事業の事後評価の内容》 <ul style="list-style-type: none"> a 自己評価 <ul style="list-style-type: none"> 全助成事業（742事業）について助成団体が自己評価を実施し、自己評価書が提出され、平成17年5月の審査・評価委員会評価部会にその概要を報告した。 平成16年度分助成事業の事後評価にあたっては、自己評価書の評価項目の見直しを行い、書面評価との比較を容易にできるようにした。 b ヒアリング評価 <ul style="list-style-type: none"> 全助成事業の14.0%に当たる104事業について実施した。 ヒアリング評価については、一般助成事業の3年間継続事業が、事後評価の結果によっては助成を打ち切られることを踏まえ、全14事業を対象に実施したほか、重点助成分野の事業及び新しい活動について、優先的に実施した。 平成16年度分助成事業の事後評価の中間取りまとめとして、ヒアリング評価までの成果等を取りまとめ、平成18年度助成事業の選定方針に反映した。 c 書面評価 <ul style="list-style-type: none"> 書面評価については、ヒアリング評価が終了した10月以降に集中的に実施していた従来の方法を改め、4月からの完了報告の処理時に併せて行うようにすることにより、ヒアリング評価を行った事業を除く全事業（638事業）について実施することができた。

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
<p>ウ 助成先の団体や、他の資金助成を行う団体などと積極的に情報交換・意見交換を行うとともに、基金による資金助成が真に必要な分野についての調査研究に努めること。</p>	<p>ウ 多様なニーズを踏まえた助成事業の運営を可能とするため、次の措置を講じる。 (ア) 助成先の団体との意見交換により民間福祉団体のニーズを把握するとともに、他の大手の民間資金助成団体との間で、基金事業における事業の実施・評価の情報提供等、情報交換・意見交換を年2回以上行うことにより、各民間資金助成団体との事業実施ノウハウの共有化、助成の効率化に資する。</p> <p>(イ) 我が国の福祉施策や地域福祉の動向、さらには本基金の果たしている役割、助成事業の社会的波及効果等について調査研究を行い、今後の基金助成の方向について検討する。</p>	<p>ウ 多様なニーズを踏まえた助成事業の運営を可能とするため、次の措置を講じる。 (ア) 助成先の団体との意見交換により民間福祉団体のニーズを把握するとともに、他の大手の民間資金助成団体との間で、基金事業における事業の実施・評価の情報提供等、情報交換・意見交換を年2回以上行うことにより、各民間資金助成団体との事業実施ノウハウの共有化、助成の効率化に資する。</p> <p>(イ) 事後評価の結果等を踏まえ、助成先団体の事業規模、活動年数及び事業分野等から見た基金事業の効果的な助成のあり方について調査研究を実施する。</p>	<p>【評価結果の公開等】 #72 ○ 平成16年度分助成事業の事後評価結果については、平成18年3月の審査・評価委員会で報告した後、平成18年3月27日に事後評価報告書をホームページに掲載し、周知を図った。</p> <p>○ また、平成16年度分助成事業の事後評価において高い評価を受け、他団体の活動の参考となると思われる特に優れた事業として32事業を選び出し、事後評価報告書に明記するとともに、ホームページで紹介した。 なお、これらの事業のうち一部については、機構が提供しているラジオ番組及び平成18年2月の在宅福祉活動支援セミナーにおいて紹介するとともに、新たに全国紙において広く周知を図った。</p> <p>【専門家による職員研修】 #73 ○ 民間の助成事業の審査及び評価に精通した専門家（有識者）による職員研修（3回）を実施するとともに、福祉関係制度・施策の変革に即応できる専門性を培うため、新たに実務担当者を中心とした研修（3回）を実施した。</p> <p>【民間助成団体との意見交換等】 #74 ○ 助成先の団体に対する事務指導及び助成事業終了後のフォローアップ調査等により、助成ニーズ等の把握に努めた。</p> <p>○ （財）助成財団センター、日本財団及び中央共同募金会との間で民間助成団体連絡会として意見交換会を実施した。 また、意見交換会の下に、実務担当者による分科会を新たに設置し、各団体が抱える課題の共有化、今後の改善の取組、民間福祉活動に対する支援のあり方等について意見交換を行った（合計4回）。</p> <p>○ 他の助成団体が開催するセミナーや助成事業を実施している団体との意見交換の場に積極的に参加し、他の助成団体やNPOの動向について情報収集などを行った。</p> <p>【基金事業の効果的な助成のあり方に関する調査研究】 #75 ○ 平成14年度及び15年度助成事業の事後評価により、特に優れた事業と認められた事業等を対象にして、効果的な助成のあり方について分析を行い、「優良助成事業例の特性から見た効果的な助成のあり方に関する調査研究報告書」を取りまとめた。</p>

評価の視点	自己評価 A	評価項目 9	評定 A
<p>○募集要領の公開について、中期計画で示された期日までにホームページへ掲載できたか。</p> <p>○助成金の電子申請について、どのような準備が進められたか。</p> <p>○基金事業審査・評価委員会が設置され、適切に運営されているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>【募集要領の公開】 #66</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成18年度助成分の募集に当たって、審査・評価委員会において、平成16年度に実施した事後評価の成果に基づく提言を「要望に当たっての留意事項」等に反映させた募集要領を策定し、事後評価の成果を活かした助成事業の募集を行うことができた。 ○募集要領のホームページでの公開については、中期計画・年度計画の目標である「募集締め切りの2か月以前(8月29日)」に公開した。 なお、ホームページ掲載に当たっては、応募団体がスムーズに応募手続を進められるようにQ&Aの拡充を行った。 ○募集要領等の周知については、従来から情報提供していた団体に加えて、昨今増加の著しい特定非営利活動法人について、法人データの更新を行い、新たに400件を追加し、保健・医療・福祉分野で認証されている全ての特定非営利活動法人(約4,900法人)に対しても情報提供を実施することができた。 ○助成団体のニーズ等を踏まえ、平成18年度助成分の募集より例外的に実施することとなった特別分の複数年助成分の募集について、ホームページで公開するとともに、専用のパンフレットを作成し、広く募集に努めたことにより、良質な事業の応募を得ることができた。 <p>【助成手続きの電子化の準備】 #67</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成16年度より開始したホームページ上での応募書類等の様式のダウンロード機能の拡充、助成が内定した団体向けの専用ページの設置を行い、助成団体がインターネットを活用しやすい基盤の整備を進めることができた。 ○また、電子申請の実現のために、他の助成団体等が行っている電子申請について調査等を行い、今後の具体化に向けて課題を整理することができた。 <p>【基金事業審査・評価委員会の運営】 #68</p> <ul style="list-style-type: none"> ○審査・評価委員会については、客観性及び透明性を確保するため、外部有識者(各福祉分野における専門家)により構成されており、平成17年度については、委員会2回、部会等を8回開催し、適切かつ厳格に審議を行うことができた。 		<ul style="list-style-type: none"> ○募集要領等の周知のため、法人データを新規に400件追加している。また、電子申請の準備を進め、委員会も円滑に運営されているようである。以上より、目標を十分に上回っていると認められる。 ○事後評価、フォローアップ調査、優れた事業の公表、全てのNPOへの情報提供など、きめ細かな対応を実施している。 ○募集対象を拡大している努力を評価したい。 ○準備・整備が進められたことなど、目標どおりの進捗状況であると思われる。 ○今後の課題として、助成したことによる成果・効果なども解析していただき、より効果的な事業に対しての助成に努めていただきたい。 ○努力はしているが、その成果は大きいとはいえない。

○ 助成事業の選定については、中期計画に示されたとおり適切に行われているか。

○ 助成対象先の選定に当たっては、従来の枠を超えた新しい活動を助成対象としているか。(前文①)

○ 重点助成分野の設定数は中期目標を達成しているか。(前文①)

【助成事業の選定】#58. 59. 68. 69

- 平成18年度助成分の募集に際して、審査・評価委員会において、平成16年度に実施した事後評価の結果による提言を反映させた募集要領を策定し、募集を実施することができた。
- 助成事業の選定に先立って、審査・評価委員会審査部会において、国の政策動向等を踏まえた効果的な資金助成を行うため、5つの重点助成分野に関する助成事業を優先採択する等の選定方針を策定した。
- 応募された事業については、この選定方針に基づき、3回にわたる審査・評価委員会審査部会において厳正に審査されたのち、評価委員を加えた審査・評価委員会において更に審査の上、採択された。
- また、平成16年度評価部会の事後評価報告書の提言を受け、平成18年度分募集から、特別分において、従来より要望の多かった複数年助成事業を若干数募集することとし、複数年にわたって助成することにより一層の事業効果や成果が期待できる事業にも対応できるようにした。
募集に当たっては、重点助成分野の中から更に募集対象事業を絞り込み、国においてもその推進の必要性が認められているような事業や先進的な取組を行う事業などを対象に募集した。
なお、採択に当たっては、選定方針に基づき、審査・評価委員会において審議し、重点助成分野に係る5事業について選定した。
- その結果、客観性及び透明性をもって事業の必要性、妥当性が認められた事業を厳選採択し、助成事業の選定を行うことができた。

【新しい活動への助成とその広報】#54. 69. 70

- 従来の枠を超えた新しい活動に対する助成については、平成18年度分の助成に係る募集要領に明記することで積極的に周知を図るとともに、選定方針にも当事業を積極的に助成対象とする旨を明記し、この選定方針に基づき審査を行った結果、昨年度の27事業を大幅に上回る55事業を採択できた。

【重点助成分野の設定及び優先採択】#55. 69

- 重点助成については、平成17年度においても、中期目標に掲げられた目標である4分野を上回る5分野を重点助成分野として設定した。また、選定方針に当分野の助成事業を優先的に選定する旨を明記し、この選定方針に基づき審査を行った結果、昨年度の121事業を大幅に上回る141事業(136+複数年事業5)を採択し、国の政策動向等を踏まえた選定を行うことができた。
- また、平成16年度評価部会の事後評価報告書の提言を受けて平成18年度分募集から特別分において設定した複数年助成事業については、政策的必要性が高い事業や先進的な取組を行う事業など5事業に対して採択を行うことができた。

<p>○ 障害者スポーツの振興のため特に必要と認められる活動に対し特に必要な助成が行われているか。(前文①)</p> <p>○ 地域における独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、助成終了後も事業を継続している助成団体割合が中期計画の数値を達成しているか。(助成事業実施の翌々年度に測定) (前文①)</p> <p>○ 総助成件数に占める特定非営利活動法人等が実施する独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業への助成件数の割合が中期計画の数値を達成しているか。(前文②)</p> <p>○ 事後評価については、中期計画に示されたとおり適切に行われているか。</p> <p>○ 事後評価の成果が、資源配分に適切に反映されているか。(前文③)</p>	<p>【障害者スポーツ国際大会の開催に関する活動への助成】 #56</p> <p>○ 平成16年度の機構法改正の趣旨を踏まえ、特に必要な事業として冬季パラリンピック(平成18年3月にトリノで開催)に向けての選手強化事業等に対して必要な助成を実施することができた。</p> <p>○ 冬季パラリンピックにおける、日本選手の活躍を通して、障害者スポーツに対する国民の理解も深まり、障害者の自立と社会参加の環境作りに貢献することができた。</p> <p>【助成終了後のフォローアップ】 #57</p> <p>○ 平成15年度分助成事業に関して、助成終了後の事業の継続状況及び自己評価あるいは事後評価等では十分に把握できなかった事業の波及効果等について確認するため、平成17年6月にフォローアップ調査を実施した。当該調査結果については平成17年11月に開催した評価部会に報告の上、年内に機構広報誌で公表することができた。</p> <p>○ なお、平成15年度分助成事業においては、助成終了後も引き続き事業を継続しているものの割合は、特別分で90.1%、地方分で94.6%と、中期計画目標値である80%を超えていることが確認できた。</p> <p>【独創的・先駆的事業等への助成】 #60</p> <p>○ 独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業の合計件数が全助成事業件数に占める割合は81.5%に達し、前年度に引き続き中期計画で目標とした70%を大きく上回ることができた。</p> <p>【平成15年度助成分の事後評価成果の反映】 #61</p> <p>○ 平成17年3月に取りまとめられた「平成15年度助成事業に関する事後評価報告書」における提言(3項目)に基づき、平成18年度分助成事業の募集要領の見直しを行い、事後評価の成果を活かして、適切な助成申請の促進を図ることができた。</p> <p>【平成16年度分助成事業の事後評価の実施】 #62. 71. 72</p> <p>○ 平成16年度分助成事業の事後評価については、助成団体による自己評価、審査・評価委員会(評価部会)及び機構事務局によるヒアリング評価並びに機構事務局による書面評価に基づく総合評価を重層的に実施した。また、それぞれの評価方法とその評価結果について、実施3か年目として傾向分析や総括、課題抽出などを行った。</p> <p>○ 特に、平成16年度分の事後評価の特徴としては、昨年度に引き続き全ての助成事業について自己評価を行うことができたことのほか、ヒアリング評価についても平成16年度助成事業全体の14.0%(参考:昨年度11.6%)に当たる104事業について実施することができたことが挙げられる。</p>	
---	---	--

<p>○ 民間福祉団体との意見交換の実施にあわせて、民間資金助成団体との情報交換・意見交換を中期計画に示されたとおり実施しているか。</p> <p>○ 本基金の果たしている役割、助成事業の社会的波及効果等についての調査研究が、中期計画に示されたとおり適切に実施されているか。</p>	<p>○ 平成16年度分の事後評価結果に基づき、平成18事業年度分助成事業の選定方針に「団体の実施体制から見た事業計画の妥当性」、「他団体や行政、専門職等との適切な連携」等に留意して選定することを盛り込むとともに、平成19事業年度分助成事業の募集要領等について、「地域資源との連携やその活用」、「利用者本位の取組み」等を推進する観点からの見直しを図ることとした。</p> <p>さらに、事業評価の項目について、ヒアリング評価と書面評価との比較が容易になるよう自己評価様式の見直しを行ったほか、評価項目のあり方及び評価基準の改善に向けて、2年間の成果と課題を踏まえつつヒアリング評価表の見直しを図った。この結果、自己評価とヒアリング評価表の評価項目及び評価基準の統一化が図られた。</p> <p>○ このように、平成16年度分の事後評価の成果は、平成18年度分の助成事業選定に反映され、適切な資源配分の推進が図られた。また、平成19年度分の助成事業の募集にも同様に反映していくこととしている。</p> <p>【民間助成団体との意見交換等】#74</p> <p>○ 助成先の団体に対する事務指導やヒアリング評価を活用し、助成ニーズ等の把握に努めた。</p> <p>また、(財)助成財団センター、日本財団及び中央共同募金会との間で各団体の抱える課題、今後の改善点や民間福祉活動に対する支援のあり方等について意見交換(合計4回)を行い、連携の強化と情報の共有化を図ることができた。</p> <p>【調査研究の実施】#75</p> <p>○ 平成14年度及び15年度助成事業の事後評価により、特に優れた事業と認められた事業等を対象にして、効果的な助成のあり方について分析を行い、「優良助成事業例の特性から見た効果的な助成のあり方に関する調査研究報告書」を取りまとめることができた。</p>	
---	---	--

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績																				
<p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>4 退職手当共済事業</p> <p>退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>4 退職手当共済事業</p> <p>退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>4 退職手当共済事業</p> <p>退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>また、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号。以下「共済法」という。）の改正に伴う事務取扱の変更等の準備を進める。</p> <p>なお、当該事業における被共済職員数、退職手当金支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。</p> <table border="1" data-bbox="1176 614 1632 949"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成17事業年度 変更後予定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日現在の被共済職員数</td> <td>661,065人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給者数</td> <td>70,411人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給額</td> <td>83,699,088千円</td> </tr> <tr> <td>単位掛金額</td> <td>42,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考)</p>	区 分	平成17事業年度 変更後予定額	4月1日現在の被共済職員数	661,065人	退職手当金支給者数	70,411人	退職手当金支給額	83,699,088千円	単位掛金額	42,300円	<p>4 退職手当共済事業</p> <p>退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めた。</p> <p>また、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号。以下「共済法」という。）の改正に伴う事務取扱の変更等を行った。</p> <p>なお、当該事業における被共済職員数、退職手当金支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額の実績は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1682 614 2139 949"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成17事業年度 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日現在の被共済職員数</td> <td>661,065人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給者数</td> <td>71,023人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給額</td> <td>83,699,088千円</td> </tr> <tr> <td>単位掛金額</td> <td>42,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 退職手当金の支給者数及び支給額は、当初計画では、58,845人、68,325,229千円であったが、国の補正予算成立（平成18年2月3日）に伴い、70,411人、83,699,088千円に年度計画を変更している。</p>	区 分	平成17事業年度 (実績)	4月1日現在の被共済職員数	661,065人	退職手当金支給者数	71,023人	退職手当金支給額	83,699,088千円	単位掛金額	42,300円
区 分	平成17事業年度 変更後予定額																						
4月1日現在の被共済職員数	661,065人																						
退職手当金支給者数	70,411人																						
退職手当金支給額	83,699,088千円																						
単位掛金額	42,300円																						
区 分	平成17事業年度 (実績)																						
4月1日現在の被共済職員数	661,065人																						
退職手当金支給者数	71,023人																						
退職手当金支給額	83,699,088千円																						
単位掛金額	42,300円																						
<p>業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均所要期間を中期目標期間中に75日以内に短縮すること。</p>	<p>業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図るとともに、掛金等の給付財源が早期に確保できるような必要な措置を講ずることによって、請求書の受付から給付までの平均所要期間に関する中期目標を達成する。</p>	<p>業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 受付から給付までの期間を短縮するため、次のことを実施する。</p> <p>(ア) 国庫補助金等の退職手当金支給に必要な資金について、請求の動向に対応し迅速に支払いが出来るよう、国及び都道府県とも調整を図り、その確保に努める。</p> <p>(イ) 請求書の審査事務について、更に簡素化を進める。</p>	<p>【平均支給期間】#76</p> <p>○ 請求件数の増加に対応するため、事務処理方法を改善したことにより、書類審査に要した日数を平成16年度の51.7日から36.9日に14.8日間短縮した。</p> <p>○ しかしながら、退職手当金の平均支給期間については、次の理由により資金調達が遅延したことから84.2日（前年度101.7日）となった。</p>																				

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
<p>イ 提出書類の簡素化等により、利用者の手続き面での負担の軽減に努めること。</p>	<p>イ 提出書類の簡素化、提出書類の作成支援を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減する。</p>	<p>イ ホームページ上で、退職手当金請求書・被共済職員退職届（以下「請求書・退職届」という。）の作成支援をするシステムの運用を開始する。 また、提出書類の簡素化の観点から、記載内容の見直しを実施する。</p>	<p>① 請求件数の増加により当初予算では給付財源が大幅に不足したが、追加財源の措置について、国庫補助金補正予算の成立（平成18年2月）を待たなければならなかったこと</p> <p>② 都道府県補助金に係る単位金額が引き上げられたため、同補助金の納付が年度後半にずれたこと</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：21〉</p> <p>【請求書等作成支援システムの提供】#77</p> <p>○ 「退職手当金請求書・被共済職員退職届」の記入漏れや記入ミスを防ぐために、表計算ソフトを利用（ダウンロード）して届書を作成するための支援システムを、平成17年5月24日に機構ホームページに掲載し、同サービスの提供を開始した</p> <p>○ また、共済法改正に伴う支給乗率、届出様式の改正に対応するため、退職届入力補助システムの修正を行い、平成18年3月27日に機構ホームページに掲載した。</p> <p>【提出書類の見直し】#78</p> <p>○ 共済法の改正に合わせて、利用者の事務負担の軽減の観点から、以下のとおり届出様式の改正等を行った。</p> <p>a 申請・届出の事由ごとに細分化されていた様式をできる限り大括りで集約し、まとめて申請・届出をできるようにした。</p> <p>b 届出の際の提出書類の廃止、記載事項の簡素化を行った。</p>
<p>ウ 業務委託先への業務指導を徹底することにより、窓口相談、届出受理の機能強化を図ること。</p>	<p>ウ 年次計画を定め、順次業務委託先を通じて、共済契約者の事務担当者に対する実務者研修を実施することとし、研修会開催が困難な業務委託先には、現地における事務指導を行う機会を設けるなど全都道府県において共済契約者の事務担当者に研修の機会を提供する。</p>	<p>ウ すべての業務委託契約者（都道府県社会福祉協議会等）を対象とした事務打合会を実施することとし、共済法改正に伴う事務取扱の変更等に支障がないよう周知を図る。 また、約30都道府県において開催される共済契約者の事務担当者に対する実務研修会（都道府県社会福祉協議会等主催）に赴き指導するとともに、請求書・退職届の記載誤りが多い共済契約者について、個別に指導する。 なお、直近5年間に於いて実務研修会を開催していない業務委託契約先を訪問し、個別に事務指導を行う。</p>	<p>【業務指導等の強化】#79</p> <p>○ 共済法改正による事務取扱の変更内容を周知徹底するため、平成17年10月及び平成18年2月にすべての業務委託契約者（都道府県社会福祉協議会等）を対象に、事務打合会を開催した。</p> <p>○ また、業務委託契約者（都道府県社会福祉協議会等）の主催する共済契約者の事務担当者に対する実務研修会（全都道府県において延べ67回開催）の全てに、機構の職員が赴き、共済法改正による事務取扱手続きや、請求書・退職届の記載誤りが多い事項等について必要な指導を行った。 なお、全都道府県において実務研修会が開催されたことから、個別の事務指導を実施する必要がなくなった。</p>

評価の視点	自己評価 A	評価項目 10	評価 A
<p>○ 請求書受付日から退職手当金の振込日までの所要期間について中期目標を達成できているか。 なお、退職手当金の支給原資のうち、国及び地方公共団体の補助金等の予算制約が生じた場合は、当該事情を考慮する。</p> <p>○ 提出書類の作成支援がどのように進められているか。</p> <p>○ 提出書類及び記載項目が以前と比較して簡素化が図られているか。なお、手続きについては、法令等により一定の制約があることを考慮する。</p> <p>○ 業務委託先への業務指導を徹底し、窓口相談、届出受理の機能強化が図られているか。</p> <p>○ 年次計画が定められ、共済契約者の事務担当者に対する研修会が年次計画どおりに開催されているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>【平均支給期間】#76 ○ 退職手当金の請求書受付から支給までの平均処理期間（中期目標75日）については、平成17年度において84.2日（平成16年度101.7日）、請求件数の増加に伴う退職手当金支給額に係る予算不足の影響を除外した場合には57.2日（平成16年度71.6日）となり、それぞれ前年度より処理期間を短縮することができた。 これは、平成17年度に、請求件数の増加に対応するため、事務処理方法を改善し、書類審査に要する日数を平成16年度より14.8日短縮できたこと等によるものである。</p> <p>【請求書等作成支援システムの提供】#77 ○ 平成16年度に試験運用を終え、平成17年5月24日から機構ホームページに掲載して本格運用を開始した。これにより、「退職手当金請求書・被共済職員退職届」の記入漏れや記入ミスが減少した。また、平成18年4月からの施行に合わせて、共済法の改正に伴う修正を行い、平成18年3月27日から運用を開始した。</p> <p>【提出書類の見直し】#78 ○ 共済法の改正に合わせて、利用者の事務負担の軽減の観点から、届出様式の統合、提出書類や記載事項の簡素化を行った。</p> <p>【業務指導等の強化】#79 ○ 事務打合せについては、共済法の改正を控え、業務委託者への業務指導を徹底するため、10月と2月の2回にわたり開催した（例年1回）。 また、実務研修会への職員の派遣についても、制度改正の周知を図るため、全都道府県において延べ67回に及ぶ研修会に全て派遣し、年度計画の30都道府県を大幅に上回った。</p>		<p>○ 平均支給期間は、かなり短縮している。請求書等作成支援システムは、本格運用を開始している。提出書類の簡素化や研修会開催にも積極的に対応している。以上より、目標を十分に上回っているとみられる。</p> <p>○ 書類審査日数の短縮については、評価できる。</p> <p>○ 事務的簡素化に努力している様子がうかがえる。</p>

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績																												
<p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>5 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。 また、扶養保険事業の財務状況について、加入者等に対し定期的に公表すること。 なお、中期目標期間の出来るだけ早い時期に事業が見直されるものとする。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>5 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 また、扶養保険事業の財務状況について、加入者等に対し定期的に公表すること。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>5 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的として、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>また、平成17年度が5年に一度の事業の見直しの年に当たることから、国とともに必要な検討を行う。</p> <p>平成16年度の決算を踏まえ、財務状況検討会で報告書を取りまとめ、国に提出するとともに、同報告書について、①道府県・政令指定都市に対しては、事務担当者会議において報告、②加入者等に対しては、ホームページで公表、③障害者関係団体（親の会等）に対しては、情報提供を行う。</p> <p>なお、当該事業における新規加入者数その他の次のとおり見込む。</p> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="1196 1153 1648 1385"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成17事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規加入者数</td> <td>1,860人</td> </tr> <tr> <td>新規年金受給者数</td> <td>1,897人</td> </tr> <tr> <td>保険対象加入者数</td> <td>94,908人</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金支払対象障害者数</td> <td>40,715人</td> </tr> <tr> <td>死亡・障害保険金額</td> <td>6,884,200千円</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金額</td> <td>9,859,432千円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成17事業年度	新規加入者数	1,860人	新規年金受給者数	1,897人	保険対象加入者数	94,908人	年金給付保険金支払対象障害者数	40,715人	死亡・障害保険金額	6,884,200千円	年金給付保険金額	9,859,432千円	<p>5 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的として、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p> <p>【事業の見直しの検討】#80 ○ 国において扶養共済制度の見直しの検討が行われたことから、国に対し必要な資料の作成及び情報の提供を行った。</p> <p>【財務状況の検討と公表】#81 ○ 平成17年7月26日に財務状況検討会を開催し、平成16年度決算に基づく心身障害者扶養保険財政状況将来予測を取りまとめ、8月8日に国に報告書を提出した。</p> <p>○ また、報告書について、以下のとおり、関係者への説明及び情報の公表等を行った。 a 平成17年10月5日に機構のホームページで公表した。 b 道府県・指定都市に対し、平成17年10月に事務担当者会議を開催（2か所）し、報告した c 障害者関係団体（親の会等）に平成17年11月に説明（2団体）を行った。</p> <p>なお、当該事業における新規加入者数その他の実績については、次のとおりである。</p> <p>(実績)</p> <table border="1" data-bbox="1711 1153 2141 1385"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成17事業年度 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規加入者数</td> <td>1,809人</td> </tr> <tr> <td>新規年金受給者数</td> <td>2,214人</td> </tr> <tr> <td>保険対象加入者数</td> <td>95,311人</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金支払対象障害者数</td> <td>41,310人</td> </tr> <tr> <td>死亡・障害保険金額</td> <td>8,015,600千円</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金額</td> <td>9,976,960千円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成17事業年度 (実績)	新規加入者数	1,809人	新規年金受給者数	2,214人	保険対象加入者数	95,311人	年金給付保険金支払対象障害者数	41,310人	死亡・障害保険金額	8,015,600千円	年金給付保険金額	9,976,960千円
区 分	平成17事業年度																														
新規加入者数	1,860人																														
新規年金受給者数	1,897人																														
保険対象加入者数	94,908人																														
年金給付保険金支払対象障害者数	40,715人																														
死亡・障害保険金額	6,884,200千円																														
年金給付保険金額	9,859,432千円																														
区 分	平成17事業年度 (実績)																														
新規加入者数	1,809人																														
新規年金受給者数	2,214人																														
保険対象加入者数	95,311人																														
年金給付保険金支払対象障害者数	41,310人																														
死亡・障害保険金額	8,015,600千円																														
年金給付保険金額	9,976,960千円																														

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
<p>(1) 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>扶養保険資金の運用については、市場動向を考慮し、中期目標期間中において、安全性を重視した運用に努めること。</p>	<p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>扶養保険資金については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、市場動向を考慮し、安全性を重視した運用を行う。また、運用の適正な実施を確保するため、共同受託者に対し定期的な運用成績等の報告を求めるとともに上記方針等に従って適切に指導を行う。</p>	<p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>扶養保険資金については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、市場動向を考慮し、安全性を重視した運用を行う。また、運用の適正な実施を確保するため、共同受託者に対し定期的な運用成績等の報告を求めるとともに上記方針等に従って適切に指導を行う。</p>	<p>【扶養保険資金の運用】#82</p> <p>○ 扶養保険資金の運用については、金銭信託契約に基づき、以下のとおり安全性を重視した運用を行い、9.54%の運用利回りとなった。 《運用の資産構成割合実績：平成17年度末》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債券などの安全資産 72.3%【50%以上】 ・株式、外貨建資産 27.7%【30%以下】 ・不動産 0%【20%以下】 <p>(注)【 】内は、金銭信託契約上の資産構成割合である。</p> <p>○ また、共同受託者に対して、四半期ごとに運用成績等の報告を求め、市場動向を考慮しつつ、安全性を重視した運用を行うよう指導を行った。</p> <p>○ 受託金融機関に支払う信託報酬について、資産残高に対する算定率を定率方式から残高の増加に応じて報酬率を逐減させる方式に改めたことにより、資産残高に対する報酬の比率を0.42%から0.37%（通年ベース）まで低減させた。 〈添付資料：22〉</p>
<p>(2) 業務の質の向上に関する事項</p> <p>心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるように連携を図ること。</p>	<p>(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議（年間2か所）を開催する。</p>	<p>(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 事務の効率化と年金受給者の負担の軽減を図るため、現況届書に添付する住民票の写しの省略について、国とともに検討する。</p> <p>イ 保険料免除加入者等が、年金や甲慰金の請求手続きを失念又は遅延しないようパンフレット等において周知する。</p>	<p>【適正な事務処理の実施】#83</p> <p>○ 現況届書に添付する住民票の写しの省略について国と検討を行い、実施に当たっては扶養共済制度の条例改正が必要なこと等を踏まえ、次の事業の見直しの時期に併せて行う方針とした。</p> <p>○ 保険料免除加入者等が年金や甲慰金の請求手続きを失念又は遅延しないように、平成17年4月にパンフレット（30,000部）を作成し、各道府県・指定都市に送付し加入者等に対する周知を行った。</p>

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
		<p>ウ 事務担当者会議を2か所で開催し、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かに対応する。</p>	<p>【事務担当者会議の開催】#84</p> <p>○ 平成17年度においては事務担当者会議を以下のとおり2か所で開催し、適正に事務処理を行うための留意事項の徹底を図るなど、地方公共団体との連携に努めた。</p> <p>—事務担当者会議開催日程—</p> <p>① 開催日 平成17年10月21日（金） 開催場所 長野県 出席者数 40名</p> <p>② 開催日 平成17年10月28日（金） 開催場所 京都府 出席者数 39名</p> <p>○ また、事務担当者会議における要望を踏まえ、平成17年12月から地方公共団体への通知に新規加入者の保険料免除開始時期を記載することにより、地方公共団体における事務処理の負担軽減を図った。</p>
<p>評価の視点</p> <p>○加入者等に対し、財務状況が定期的に公開されているか。</p> <p>○金銭信託契約に基づいて安全性を重視した運用が行われているか。</p> <p>○地方公共団体の担当者を対象とした事務担当者会議が中期計画どおり開催されているか。</p>	<p>自己評定 B</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <p>【財務状況の検討と公表等】#81</p> <p>○ 財務状況については、機構のホームページ等に財務諸表を掲載し、公開している。 また、平成16年度決算に基づく心身障害者扶養保険財務状況将来予測を取りまとめ、国、道府県・指定都市に報告するとともに、障害関連団体への説明、機構のホームページでの公開を実施した。</p> <p>【扶養保険資金の運用】#82</p> <p>○ 扶養保険資金の運用については、共同受託者からの運用成績等の定期的な報告を受けるとともに、適切な指導を行うことにより、安全性を重視した運用を行い、予定利率を上回る9.54%の運用利回りとなった。</p> <p>【事務担当者会議の開催】#84</p> <p>○ 中期計画どおり、事務担当者会議を2か所で開催し、適正に事務処理を行うための留意事項について周知を図った。</p>	<p>評価項目 11</p> <p>評定 B</p> <p>○ ホームページ上に財務諸表を掲載している。扶養保険資金の運用については、安全性を重視した運用により、予定利率を上回る運用実績を達成している。以上より、目標を十分に上回っているとみられる。</p> <p>○ 予定利率を上回る運用実績を上げるとともに、加入者への周知のためのパンフレットの配布等の努力がみられる。</p> <p>○ 目標に量的な表現がないため、目標を達成したとも、していないともいえるが、概ね達成したものと受け止めた。</p>	

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
<p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>6 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>6 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報を拡充することを目的とし、</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成12年度の介護保険制度の施行に際しては、指定事業者データの蓄積及び利用者への情報提供 平成13年度の福祉サービスの第三者評価事業の導入に当たっては、第三者評価機関及び受審事業者の評価結果の情報提供 平成15年度の障害者支援費制度の導入に当たっては、指定事業者データベースの構築及び利用者への情報提供 その他、社会福祉法人等の情報提供システムやデータベースの構築 <p>等、国の施策を支援するための事業を展開してきたところであるが、今後、事業の運営に当たっては、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>6 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報を拡充することを目的として、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>6 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報を拡充することを目的として、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料：23)</p>
<p>(1) 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>福祉及び保健医療情報の利用者ニーズに対応するため、効率的な情報提供基盤の整備及び活用を努めること。</p>	<p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア WAM NET事業の運営に当たっては、事業の効率的な運用及び管理のために必要な機器等基盤の整備に努める。</p>	<p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 都道府県から介護事業者情報を送信する仕組みについて、一般のインターネット接続環境を利用した送信方法に移行することにより、事業の効率的な運用を図るため、モデル県を選定し、移行試験を実施した上で、移行計画を策定する。</p>	<p>【送信方法移行計画の策定】#85</p> <p>○ 介護事業者情報の送信方法について、現在と同等のセキュリティを確保したインターネット接続環境を利用する新しい送信の仕組みを構築し、平成18年2月にモデル県において移行試験を実施の上、同年3月に移行計画を策定した。当計画に基づき、平成18年4月以降順次新方法に移行することにより、専用線を廃止し、また、都道府県の庁舎内LANのパソコンからの送信が可能となり、経費の削減及び事務の効率化を図ることができる。</p>

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
	<p>イ 支援費事業者情報システム等については、行政機関や関係団体がWAM NETに直接入力することにより、情報の蓄積、活用が同時に行えるという特性を活かし、情報収集の効率化や利便性の向上を図っているところであるが、今後は、他の事業についてもこのような特性を適用していく。</p>	<p>イ 厚生労働省が構築した看護師等養成所報告管理システムの保守・運用管理を行う。 また、今後厚生労働省が計画する福祉保健医療事業の中からWAM NETの特性を活かすことが期待できる事業をリストアップし、WAM NETの利活用の可能性について検討を行う。</p>	<p>【WAM NETの利活用】#86</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省が構築した看護師等養成所報告管理システムの保守・運用管理を平成17年4月から開始するとともに、WAM NETを活用して、厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の全国の児童相談所・婦人相談所のネットワークの運用を平成18年3月から開始した。
	<p>ウ 福祉及び保健医療分野において多様で多数の利用者が存在するというメリットやセキュリティの高いイントラネットの環境を活かし、他の機関の事務事業について、その執行の便宜性、効率性の観点からWAM NETの基盤を利活用することが有効と判断されるものについて、本事業の目的を損なわない範囲で委託を受け入れること等により収入の確保を目指す。</p>	<p>ウ WAM NETの本来事業の目的を損なわない範囲で収入事業の拡大を図り、バナー広告以外の収入計上を目指す。</p>	<p>【収入確保の実績】#87</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ バナー広告については、平成17年度全期間を通じて掲載枠3か所全てに広告掲載を行い、2,628千円の収入を計上した。 なお、掲載申込が多いため、平成18年度から、掲載枠を3か所から7か所に拡大することとした。 ○ また、バナー広告以外の収入確保のため、介護保険業務管理ソフトの広告の掲載を平成18年2月から開始し、252千円の収入を計上した。 ○ 看護師等養成所報告管理システムの保守・運用管理に係る受託業務収入として、平成17年度に9,000千円を計上した。

評価の視点	自己評価 A	評価項目 12	評価 A
<p>○ 事業の効率的な運用及び管理のために必要な基盤整備が適切に行われているか。 なお、本事業の遂行に当たっては、厳しい経費削減目標との関係上、可能な範囲での実施となる事情を考慮する。</p> <p>○ WAM NETの特性を活かして情報収集の効率化や利便性の向上が適切に図られているか。</p> <p>○ 既存コンテンツの見直しを含めた新たな有料コンテンツの構築、又は外部からの業務受託により収入確保につながっているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>【送信方法移行計画の策定】 #85 ○ インターネット接続環境を利用した介護事業者情報の新しい送信方法に移行するための「移行計画」を平成18年3月に策定した。これにより、4月以降順次新方式に移行することとなり、経費の削減及び事務の効率化が可能となった。</p> <p>【WAM NETの利活用】 #86 ○ 厚生労働省が構築した看護師等養成所報告管理システムの保守・運用管理を平成17年4月から、厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の全国の児童相談所・婦人相談所のネットワーク化の運用を平成18年3月から開始し、福祉医療政策推進の基盤づくりに貢献した。</p> <p>【収入確保の実績】 #87 ○ 有料広告（バナー広告）については、平成17年度全期間を通じて掲載枠3か所全てに広告掲載を行い、2,628千円の収入を計上することができた。このため、平成18年度は掲載枠を7か所に拡大することとし、3月末までに7社（7,560千円）の申込みがあった。</p> <p>○ 介護保険業務管理ソフトの広告掲載を平成18年2月から開始し、252千円の収入を計上することができた。また、平成18年度以降分として、3月末までに35社（2,205千円）の申込みがあった</p> <p>○ 看護師等養成所報告管理システムの保守・運用管理を平成17年4月から開始し、平成17年度に9,000千円の収入を計上することができた。</p>		<p>○ 基盤整備のための計画策定までの進捗状況のようであるが、目標がそこまでであるので、これを達成したといえる。また、有料管理システムの保守管理で収入をあげた点を評価する。</p> <p>○ 送信方法の工夫による経費削減を評価する。</p> <p>○ 当該事業は極めて重要であり、その内容の充実への試みは理解できた。</p> <p>○ 積極的な対応をしている。だが、WAM NETの運用費を考えると、一層の活用とさらなる収入の確保を期待する。以上より、目標には合致しているとみられる。</p>

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
<p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>6 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業) (2) 業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 福祉及び保健医療情報の総合的な情報窓口として、網羅的かつ速やかな情報提供と内容の充実に努めること。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>6 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業) (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 従来の福祉介護分野にとどまらず保健医療分野に至る国の施策に対する支援を基本としつつ、他の機関のホームページ等とリンクを拡張することにより、福祉及び保健医療を網羅する情報の充実に努め、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の医療制度改革に伴う医療機関の情報開示の一環として、行政機関情報の有効利用等による医療機関情報の提供 ・ 利用者の健康管理のための保健医療情報とリンクすることにより、時宜を得た迅速な情報提供 <p>などにより、利用者の利便性の向上を図っていく。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>6 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業) (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 福祉保健医療分野の行政情報について、厚生労働省と調整を行い、網羅性及び迅速性の更なる向上を図る。</p> <p>また、保健分野の情報の充実等、「福祉及び保健医療情報の総合窓口」としてのWAM NETの今後のあり方についての検討を行う。</p>	<p>【行政情報の網羅性及び迅速性の確保】#88</p> <p>○ 平成17年度においては、福祉保健医療分野の最新の行政情報を合計1,474件掲載した。これらの情報については、WAM NETへの迅速な掲載に努めるとともに、このうち482件については、WAM NET利用者の専門性等を考慮し、厚生労働省ホームページに掲載がない全国課長会議資料などの情報について、WAM NET独自の情報として掲載した。</p> <p>また、その他の情報992件についても、厚生労働省ホームページへの直接リンクを設定することにより、利用者の利便性の向上を図り、効率的な情報提供を行った。</p> <p>【制度改正への対応】#89</p> <p>○ 平成17年10月の介護報酬改定に合わせてWAM NETの介護報酬情報提供システムの改修を行い、11月から改定後の介護報酬情報の提供を開始した。</p> <p>○ 平成18年4月の改正介護保険法及び障害者自立支援法の施行に向けて、介護保険事業者情報システム及び支援費事業者情報システムの改修を行い、年度当初から新体系での事業者情報の提供が行えるように準備を完了した。</p> <p>○ また、障害者自立支援法の施行に当たり、事業体系の変更に伴うデータ移行方針の策定について厚生労働省に協力し、WAM NETを事業者台帳として利用している都道府県・市町村に対してはデータ移行方針に沿って、事業者情報のデータ移行の支援を行った。</p> <p>○ 福祉サービス第三者評価制度に関する情報提供について、厚生労働省及び全国社会福祉協議会と調整を行い、評価機関情報と評価結果をWAM NET上で公開するシステムを構築し、平成17年8月から順次運用を開始した。</p> <p>【WAM NETの今後のあり方の検討】#90</p> <p>○ 利用者の拡大や内容の充実など、WAM NETの今後のあり方について検討を行った。</p>

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績																								
<p>イ 利用者の利便性の向上を図るとともに、WAMNETの利用促進策を積極的に講じ、中期目標期間中に年間アクセス件数700万件以上、利用機関登録数5万件以上を達成すること。</p>	<p>イ WAMNET利用機関の中からモニターを抽出し、操作性、コンテンツなどについてのアンケート調査を定期的実施、意見聴取することにより、操作性の向上及びコンテンツの整備充実を図り、情報利用者の満足度を高め、利用者の拡大に繋げる。</p>	<p>イ WAMNETモニター調査を実施し、操作性、コンテンツ等について意見聴取を行うことにより、利用機関登録数やアクセス件数の増加に役立てる。また、機構の顧客等を対象に、WAMNETの有効活用を説明し、利用機関登録の促進を図るとともに、平成16年度に実施したWAMNETモニター調査の結果を踏まえ、操作性の向上及びコンテンツの整備充実を図る。</p> <p>これらによって年度末の利用機関数50,000件、平成17年度のアクセス件数750万件の確保を目指す。</p>	<p>【操作性の向上とコンテンツの整備充実】#91</p> <p>○ 平成16年度に実施したモニター調査及びアンケート調査での意見を参考に、平成17年4月に行政資料コーナーにおいてキーワードによる検索を充実させ、更に7月には介護保険・支援費事業者検索画面で市区町村の指定を初期画面でできるように改修し、操作性の向上を図った。</p> <p>なお、行政資料コーナー、介護保険・支援費事業者検索、医療機関検索の平成17年度における利用状況は、以下のとおりである。</p> <p>a 行政資料コーナー</p> <table border="0"> <tr> <td>アクセス数</td> <td>4,243,970件</td> <td>〔平成16年度 1,626,982件〕</td> </tr> <tr> <td>ヒット数</td> <td>32,863,888件</td> <td>〔平成16年度 11,484,391件〕</td> </tr> </table> <p>b 介護保険事業者検索</p> <table border="0"> <tr> <td>アクセス数</td> <td>5,355,226件</td> <td>〔平成16年度 3,674,313件〕</td> </tr> <tr> <td>ヒット数</td> <td>36,729,093件</td> <td>〔平成16年度 29,272,115件〕</td> </tr> </table> <p>c 支援費事業者検索</p> <table border="0"> <tr> <td>アクセス数</td> <td>1,014,270件</td> <td>〔平成16年度 728,443件〕</td> </tr> <tr> <td>ヒット数</td> <td>4,035,556件</td> <td>〔平成16年度 3,169,886件〕</td> </tr> </table> <p>d 医療機関検索</p> <table border="0"> <tr> <td>アクセス数</td> <td>874,608件</td> <td>〔平成16年度 537,864件〕</td> </tr> <tr> <td>ヒット数</td> <td>7,010,946件</td> <td>〔平成16年度 4,884,005件〕</td> </tr> </table> <p>○ 利用者からのアクセス経路の多様化による利便性向上を図る観点から、従来のWebサイト、携帯端末（iモード）及び家庭用電話機向けインターネットサービス（Lモード）に加えて、平成17年4月より、インターネット対応テレビ向けのサイト（Tナビ）を開設しコンテンツの提供を開始した。</p> <p>○ アンケート調査を平成17年8月10日から9月5日まで実施（回答657件）し、10月に結果概要をインターネットに公開した。</p> <p>この調査におけるWAMNETの満足度は、平成16年度の88.2%から1.6ポイント増加して89.8%となった。</p> <p>○ また、平成17年度のモニター調査については、今回のアンケート調査の意見等を参考に、「WAMNETでの情報の探しやすさについて」をテーマとして平成18年1～2月に実施（報告43人）し、3月に結果概要をインターネットに公開した。</p> <p>なお、報告された意見については、今後のコンテンツの改善のための資料として活用することとしている。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料：24）</p>	アクセス数	4,243,970件	〔平成16年度 1,626,982件〕	ヒット数	32,863,888件	〔平成16年度 11,484,391件〕	アクセス数	5,355,226件	〔平成16年度 3,674,313件〕	ヒット数	36,729,093件	〔平成16年度 29,272,115件〕	アクセス数	1,014,270件	〔平成16年度 728,443件〕	ヒット数	4,035,556件	〔平成16年度 3,169,886件〕	アクセス数	874,608件	〔平成16年度 537,864件〕	ヒット数	7,010,946件	〔平成16年度 4,884,005件〕
アクセス数	4,243,970件	〔平成16年度 1,626,982件〕																									
ヒット数	32,863,888件	〔平成16年度 11,484,391件〕																									
アクセス数	5,355,226件	〔平成16年度 3,674,313件〕																									
ヒット数	36,729,093件	〔平成16年度 29,272,115件〕																									
アクセス数	1,014,270件	〔平成16年度 728,443件〕																									
ヒット数	4,035,556件	〔平成16年度 3,169,886件〕																									
アクセス数	874,608件	〔平成16年度 537,864件〕																									
ヒット数	7,010,946件	〔平成16年度 4,884,005件〕																									

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
			<p>【利用機関登録の促進と登録状況】#92</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ WAM NETの利用機関登録を促進するため、リーフレットを作成し、福祉医療貸付の貸付内定者及び経営セミナー参加者に対し配布し、周知を図った。 ○ WAM NETについて、利用機関登録の働きかけを推進し、また、コンテンツの充実を図った結果、以下のとおり、利用機関登録数において中期目標を達成し、年間アクセス数については、中期目標値の2倍を超える水準を確保した。 <ul style="list-style-type: none"> a 利用機関登録数：平成17年度末 52,664件 (参考：平成16年度末 46,030件) b アクセス数：平成17年度 14,359,970 (参考：平成16年度 7,729,776件) <p style="text-align: right;">〈添付資料：25〉</p>
	<p>ウ 利用者の利便性の向上を図るとともに、WAM NETの利用の促進を図るため、次の措置を講ずることにより、年間アクセス件数及び利用機関登録数に関する中期目標を達成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療貸付事業における利用者に対し利活用を勧めることにより、保健医療分野における利用機関登録の促進を図る。 ・ 利用頻度の低い地方を中心に利用機関等を対象とした活用講習会を年2回以上開催する。 ・ WAM NETのコンテンツの充実について審議を行う学識経験者で構成する委員会を年1回開催し、幅広い分野での利用を可能とする。 	<p>ウ WAM NETの利用の促進を図るため、接続回数が少ない都道府県を対象にWAM NETの利用促進を図る講習会を開催する。また、WAM NETのコンテンツやネットワークの充実について、学識経験者の意見を聴取するWAM NET事業推進専門委員会を開催し、今後のWAM NET事業の展開に役立てる。</p>	<p>【WAM NETの利用促進】#93</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ WAM NETの利用の促進を図るため、平成17年度において、以下の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> a 福祉保健医療関係の事業所向け講習会を6回開催（参加者416人）した。 b 平成17年6月に日本歯科医師会等へリーフレットを配布した。 c 平成18年1月に初めての試みとして、WAM NETがメールアドレスを保有している全国の約3,400の病院に対し、メールにより、WAM NETの活用についての案内を行った。 ○ また、WAM NET事業推進専門委員会を平成18年1月30日に開催し、WAM NETの利用促進等について意見を聴取した。
<p>ウ 情報更新や内容確認の頻度を高めることにより、提供情報が正確で最新の内容となるよう努めること。</p>	<p>エ 情報の改定に併せて情報更新や内容確認を行うほか、利用頻度の高い基本情報は月1回、その他全データについては年1回、情報の正確性、最新性についての検証作業を行う。</p>	<p>エ 情報の改定に併せて情報更新や内容確認を行うほか、利用頻度の高い基本情報は月1回月末に、その他全データは年1回年度末に、情報の正確性、最新性についての検証作業を行う。</p>	<p>【情報の更新及び検証】#94</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用頻度の高い基本情報について毎月1回月末に、その他のデータについても年1回年度末に、情報の正確性、最新性についての検証作業を実施した。

評価の視点	自己評定	A	評価項目 13	評定	A
<p>○ 保健医療情報については、他機関とのリンクの拡張が図られているか。</p> <p>○ 医療機関の情報提供がどのように充実されたか。なお、本事業の遂行に当たっては、厳しい経費削減目標との関係上、可能な範囲での実施となる事情を考慮する。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>【行政情報の網羅性及び迅速性の確保】 #88</p> <p>○ WAM NET利用者の専門性等を考慮し、厚生労働省ホームページに掲載がない情報482件を、WAM NET独自の情報として掲載するとともに、最新の情報の迅速な掲載、厚生労働省ホームページへの直接リンクの設置等に努めた。</p> <p>【制度改正への対応】 #89</p> <p>○ 平成17年10月の介護報酬改定に合わせて介護報酬情報提供システムを改修し、11月から改定後の情報提供を行うことができた。</p> <p>○ 平成18年4月の改正介護保険法及び障害者自立支援法の施行に向けて、介護保険事業者情報システム及び支援費事業者情報システムの改修を行い、年度当初から新体系での事業者情報の提供が行えるように準備を完了することができた。</p> <p>○ 障害者自立支援法の施行に当たり、WAM NETを事業者台帳として利用している都道府県、市町村に対する事業者情報のデータ移行の支援を行った。</p> <p>○ 福祉サービス第三者評価制度に関する情報提供を平成17年8月から順次開始した。</p> <p>【保健医療情報の他機関とのリンク】</p> <p>○ 平成17年4月から医療機関情報提供システムについて、医療機関自らがホームページへリンクを登録できる機能の運用を開始した。</p> <p>【医療機関情報提供システムの機能拡充】</p> <p>○ 病名からその治療等に必要検査や手術を導き出し、当該検査や手術を行うことができる施設基準を満たす医療機関を検索できる機能の拡充を行った。</p> <p>○ 医療機関が広告できる事項のうちの診療時間、予約診察の実施、勤務する専門医等28項目について、平成17年4月から医療機関自らが入力や更新ができる機能の運用を開始した。</p>		<p>○ WAM NETの改良及び利用の拡大を評価する。</p> <p>○ 医療機関自らがホームページに登録できる仕組みを導入している。医療機関の検索の充実に工夫をこらしている。以上より、目標には合致しているとみられる。</p> <p>○ 業務の質の向上と効率化の同時達成に対する努力を理解できた。</p> <p>○ 計画を上回る進捗状況であると評価できるが、制度改正に伴うニーズの増加にかんがみれば、利用の増加は当然の結果である。</p> <p>○ WAM NETの利用促進が図られていることを評価するが、その運営には多大な費用がかかっているところであり、より一層の発展を望む。</p>		

<p>○ アンケート調査を実施し、その結果をどのように反映したか。</p> <p>○ 年間アクセス件数及び利用機関登録数に関する中期目標の数値を達成しているか。</p> <p>○ 中期計画に示されたとおりの利用促進措置が講じられたか。</p> <p>○ 情報の改定に併せて情報更新及び内容確認が適切に行われているか。</p> <p>○ 中期計画に示された更新周期で検証作業が行われているか。</p>	<p>【医療機関情報提供システムの利用促進】</p> <p>○ 日本歯科医師会、各都道府県歯科医師会にリーフレットを配布したほか、WAM NETがメールアドレスを保有している全国の約3,400の病院に対し、メールにより利用機関登録及び医療機関情報システムを始めとするWAM NETの活用の案内を行った。</p> <p>○ 一般の利用者向けとして、医療機関情報提供システムの機能（病院・診療所の検索）について、雑誌に広告を出す等広報活動を行った。</p> <p>【操作性の向上とコンテンツの整備充実】 #91</p> <p>○ 平成16年度に実施したモニター調査及びアンケート調査での意見を参考に行政資料コーナーのキーワードによる検索の充実、介護保険・支援費事業者検索における操作性の向上、インターネット対応テレビ向けのサイト（Tナビ）の開設などWAM NETの操作性の向上とコンテンツの充実を図った。</p> <p>【年間アクセス件数と利用機関登録状況】 #92</p> <p>○ 利用機関登録については、登録の働きかけを推進し、また、コンテンツの充実を図った結果、52,664件を確保し、中期目標を前倒して達成することができた。</p> <p>○ アクセス件数については、年度計画目標（750万件）を大幅に超える14,359,970件を確保し、中期目標値の2倍を超える水準を達成することができた。</p> <p>【利用促進措置】 #93</p> <p>○ 利用機関の登録を促進するためのリーフレットを作成し、福祉医療貸付における貸付内定者、退職手当共済契約者及び経営セミナー参加者等の機構顧客へ配布した。</p> <p>○ WAM NETの利用促進を図るため、福祉保健医療関係の事業所向け講習会を6回開催（416人参加）した。なお、このうち3回は、初めての試みとして、WAM NETホームページで事業者へ直接参加を呼びかける形式で実施したもの（19都道府県から232人参加）である。</p> <p>【情報の更新及び検証】 #94</p> <p>○ WAM NET情報については、最新の情報の掲載及び既掲載情報の更新を迅速かつ的確に行った。</p>	
---	---	--

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績																																				
<p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>7 年金担保貸付事業</p> <p>年金担保貸付事業については、公的年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。</p> <p>また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めること。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>7 年金担保貸付事業</p> <p>年金担保貸付事業については、公的年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。</p> <p>また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めることとする。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>7 年金担保貸付事業</p> <p>年金担保貸付事業については、公的年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置を用いて低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。</p> <p>また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めることとする。</p> <p>なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。</p> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="1189 638 1615 965"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>平成17事業年度</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>千円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">貸付契約額</td> <td>240,400,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資金交付額</td> <td>240,400,000</td> </tr> <tr> <td>原</td> <td>財政融資資金借入金</td> <td>29,700,000</td> </tr> <tr> <td>資</td> <td>貸付回収金等 (うち財投機関債)</td> <td>210,700,000 (40,000,000)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		平成17事業年度			千円	貸付契約額		240,400,000	資金交付額		240,400,000	原	財政融資資金借入金	29,700,000	資	貸付回収金等 (うち財投機関債)	210,700,000 (40,000,000)	<p>7 年金担保貸付事業</p> <p>年金担保貸付事業については、公的年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置を用いて低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めた。</p> <p>また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めた。</p> <p>なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資の実績は次のとおりである。</p> <p>(実績)</p> <table border="1" data-bbox="1711 638 2136 965"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>平成17事業年度 (実績)</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>千円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">貸付契約額</td> <td>229,165,890</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資金交付額</td> <td>229,165,890</td> </tr> <tr> <td>原</td> <td>財政融資資金借入金</td> <td>21,800,000</td> </tr> <tr> <td>資</td> <td>貸付回収金等 (うち財投機関債)</td> <td>207,365,890 (39,990,000)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		平成17事業年度 (実績)			千円	貸付契約額		229,165,890	資金交付額		229,165,890	原	財政融資資金借入金	21,800,000	資	貸付回収金等 (うち財投機関債)	207,365,890 (39,990,000)
区 分		平成17事業年度																																					
		千円																																					
貸付契約額		240,400,000																																					
資金交付額		240,400,000																																					
原	財政融資資金借入金	29,700,000																																					
資	貸付回収金等 (うち財投機関債)	210,700,000 (40,000,000)																																					
区 分		平成17事業年度 (実績)																																					
		千円																																					
貸付契約額		229,165,890																																					
資金交付額		229,165,890																																					
原	財政融資資金借入金	21,800,000																																					
資	貸付回収金等 (うち財投機関債)	207,365,890 (39,990,000)																																					
<p>(1) 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>年金担保貸付事業における業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。</p>	<p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>年金担保貸付事業における業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。</p>	<p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>年金担保貸付事業の安定的で効率的な業務運営を行うため、業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利に適切に反映させる。</p>	<p>【利率設定方式の見直し】#95</p> <p>○ 平成17年度においては、四半期毎に収支状況等を分析し、特に第4四半期においては定額償還方式の導入に伴うコスト変動に着目して金利設定方法を検証した結果、平成17年度においては当期利益金が見込まれたため、現行の金利設定方法の変更は行わないこととした。</p>																																				

評価の視点	自己評価	A	評価項目 14	評価	A
<p>○ 業務運営コストを分析し、その増加を抑制するための管理が適切に行われているか。 なお、本事業は年金受給者の増大に伴って事業量の増、コストの増大が見込まれるが、オンコスト金利によって充てられる事情を考慮するとともに、単位あたりコストの状況も考慮する。</p> <p>○ 貸付金利に業務運営コストを適切に反映する利率の設定方式となっているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>【業務運営コストの管理】</p> <p>○ 業務運営コストの管理として、平成17年度においても電算処理に係る委託費について適切な契約額となるよう精査を行った。</p> <p>【貸付金利の設定】 #95</p> <p>○ 平成17年度においては、定額償還方式の導入等により業務管理コストが増加したが、四半期毎に収支状況を分析し、金利設定について適正な管理を行ったことから、最終的に黒字を確保することができた。</p>		<p>○ コスト管理を行い、適切な運営がなされている。</p> <p>○ 当該事業は極めて重要であり、その内容の充実への試みは理解できた。</p> <p>○ 最終的には黒字になるようにというのが目標であり、目標に到達したと表現すれば、計画どおりの進捗状況であると考える。</p> <p>○ 業務運営コストの管理と電算処理委託費について精査を行っている。黒字は獲得しているが、業務管理コストは上がっている。以上より、目標には合致しているとみられる。</p>		

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
<p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>7 年金担保貸付事業</p> <p>(2) 業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>7 年金担保貸付事業</p> <p>(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 悪質な貸金業者が年金証書等を預かり高金利で融資を行う問題についての国の注意喚起とあいまって、リーフレット等により、年金担保貸付制度の周知を図る。</p> <p>また、受託金融機関事務打ち合せ会議を年4回以上開催し受託金融機関に対する指導を強化する。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>7 年金担保貸付事業</p> <p>(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 年金担保貸付制度の周知、利用者へ配慮した運用の改善及び受託金融機関の指導強化を図るため、次の措置を講じる。</p> <p>(ア) 10月に予定している事務処理期間の短縮及び定額償還方式の導入を含めた年金担保貸付制度の周知を図り、かつ悪質な貸金業者に対する注意喚起や生活に無理のない借入れなどの注意を促すためリーフレット等を作成し、関係各機関に配布する。</p> <p>(イ) 年金受給者にとって無理のない返済となるような運用の改善に努めるため定額償還方式を導入することとし、受託金融機関や電算業務委託会社等の関係機関と連携を図りながら、電算処理システムのプログラムを開発し、事務処理期間短縮と併せて10月から実施する。</p>	<p>【制度周知及び悪質な貸金業者に対する注意喚起等】#96</p> <p>○ 平成17年10月から事務処理期間を短縮し、また、定額償還方式を導入したことに伴い、年金担保貸付制度の周知を図るとともに、悪質な貸金業者に対する注意喚起や生活に無理のない借入れなどの注意を促すため、以下の取組を行った。</p> <p>a 制度を周知するためのリーフレットを受託金融機関、社会保険事務所等に配布した。</p> <p>上半期分 46万部 下半期分 46万部（制度改正内容を記載）</p> <p>b 受託金融機関からの要望に応え、年金担保貸付制度の変更を周知するためのパンフレットを新たに作成し、労災年金担保貸付と合わせて、42万部配布した。</p> <p>c 制度改正の内容の周知と悪質な年金担保貸付に関する注意喚起を図るための新たな広報活動として、制度改正直後の11月に集中して、全国民生委員大会、全国クレ・サラ・商工ローン・ヤミ金被害者交流集会等へ参加し、ポスター等を配布した。</p> <p>d 全国社会福祉協議会機関紙「生活と福祉」・「ひろば」、全国老人クラブ連合会機関紙「全老連」、「週刊社会保障」、シルバーサービス振興会会報「シルバーサービス」等を活用した広報を実施した。</p> <p>e 平成18年3月に新たにポスターを2万4千部作製し、制度の周知及び悪質な貸金業者に対する注意喚起を実施した。</p> <p>【無理のない返済ができる償還制度への変更】#97</p> <p>○ 年金受給者が無理のない返済を行えるように、1万円単位で返済額を設定できる定額償還方式を平成17年10月から事務処理期間の短縮と併せて導入した。</p> <p>〈添付資料：26, 28〉</p> <p>【年金担保貸付の適正化】#98</p> <p>○ 生活保護の適正化の観点から、生活保護受給中の年金担保融資の利用を制限するという国の方針を受けて、その具体的な実施手法について国とともに検討を行った。</p>

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
		<p>(ウ) 貸付制度の改善を踏まえ、申込窓口等における利用者への適切な対応に努めるため、年金担保貸付事務取扱等を見直すとともに受託金融機関事務打合会議を実施前に開き円滑な移行を図ることとする。</p> <p>(エ) 制度変更後の事務処理等についてフォローアップを行い、受託金融機関への指導を強化する。</p>	<p>【受託金融機関への指導強化】#99</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 申込窓口等における利用者への適切な対応に努めるため、以下の取組を行い、受託金融機関の指導の強化を図った。 <ul style="list-style-type: none"> a 新制度に対応した年金担保貸付事務取扱書を作成し、受託金融機関に配布した。 b 借入申込書について、金融機関において審査すべきチェック項目（58項目）を盛り込む改正を行い、金融機関窓口における受付審査機能の向上を図った。 c 申込窓口担当者向けに事務改正の要点をまとめた「事務のポイント」をリニューアルし、労災年金担保貸付事業と合わせて受託金融機関に約10万部配布した。 ○ 受託金融機関事務打合会議を制度見直し前の7月に開催した。この際受託金融機関が参加しやすいように地方開催を増やし、全国6か所で開催（従前は5か所）したことにより、受託金融機関の出席率が平成17年2月の70%から80%に上昇した。 <p>【制度変更後のフォローアップ】#100</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年12月に受託金融機関に対して、10月に実施した制度変更についてのフォローアップ調査を実施し、その結果に基づき、平成18年2月に開催した受託金融機関事務打合会議において、事務処理方法等について調整及び指導を行った。
<p>イ 事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を、平成15年度（概ね4週間）に対し、1週間（事務処理日数5日）短縮することを目指すこと。</p>	<p>イ 事務処理方法の見直し及び電算処理システムの改善等を行うことにより、借入申込みから貸付実行までの事務処理期間の短縮に関する中期目標を達成する。</p>	<p>イ 平成16年度に開発した電算処理システムの試行を行い、10月からシステムを本格稼働させ、借入申込みから貸付実行までの期間を、平成15年度（概ね4週間）に対し、1週間（事務処理日数5日）短縮する。</p>	<p>【事務処理期間の短縮】#101</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成16年度に開発した電算処理システムの試行を行った上で、10月貸付実行分から新しい事務処理方法を導入した。 この結果、借入申込みから貸付実行までの事務処理期間が22.5日（概ね4週間；平成15年度の平均事務処理日数）から17.4日（概ね3週間）となり、5.1日（1週間）短縮され、中期目標より2年6か月早く達成した。 <p style="text-align: right;">〈添付資料：27,28〉</p>

評価の視点	自己評定 S	評定 S
<p>○ 利用者に対し、リーフレット等による制度周知が適切に行われているか。</p> <p>○ 受託金融機関打ち合わせ会議について、中期計画で示された回数を開催しているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">評価項目 15</p> <p>【無理のない返済ができる償還制度への変更】 #97</p> <p>○ 独立行政法人福祉医療機構法案参議院附帯決議及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案衆議院財務金融委員会決議における「利用者の利便性に配慮するとともに年金受給者にとって無理のない返済となるよう考慮した運用の改善に努める」旨の決議を受けて、年金受給者にとって無理のない返済が行えるように、1万円単位で返済額を設定できる定額償還方式を平成17年10月貸付実行分から導入できた。この結果、導入初年度にもかかわらず、従来の満額償還及び半額償還以外の償還方法の利用実績が約6割に達し、利便性の向上に大きく貢献した。</p> <p>○ また、平成17年12月に受託金融機関に対して実施したフォローアップ調査においても、受託金融機関から高い評価を得た。</p> <p>【制度周知及び悪質貸金業者に対する注意喚起等】 #96</p> <p>○ 定額償還方式の導入等も踏まえ、年金担保貸付制度の周知を図るとともに、悪質な貸金業者に対する注意喚起や生活に無理のない借入れなどの注意を促すため、以下のとおり広報活動を強化した。</p> <p>a 制度を周知するためのリーフレット（92万部）を受託金融機関、社会保険事務所等に配布した。</p> <p>b 年金担保貸付制度の変更を周知するためのパンフレットを新たに作成し、労災年金担保貸付と合わせて、42万部配布した。</p> <p>c 制度改正の内容の周知と悪質な年金担保貸付に関する注意喚起を図るための新たな広報活動として、制度改正直後の11月に集中して、全国民生委員大会、全国クレ・サラ・商工ローン・ヤミ金被害者交流集会等へ参加し、ポスター等を配布した。</p> <p>d 全国社会福祉協議会機関紙「生活と福祉」などの関係団体の広報媒体を活用した広報を実施した。</p> <p>e 平成18年3月に新たにポスターを2万4千部作製し、制度の周知及び悪質な貸金業者に対する注意喚起を実施した。</p> <p>【受託金融機関への指導強化】 #99.100</p> <p>○ 受託金融機関事務打合せ会議を制度見直し前の7月に年度計画どおり開催した。また、開催回数を平成16年度の5開催から6開催に増やしたことにより、受託金融機関の出席率が平成17年2月の70%から80%に上昇し、制度改正を円滑に実施することができた。</p> <p>それに加えて、平成18年2月に全国7か所で制度改正のフォローアップのための事務打合せ会議を開催し、改正後の事務処理方法等について調整を行った。</p> <p>○ 新制度に対応した事務取扱書及び「事務のポイント」を作成したほか、新たに借入申込書の中に「金融機関において審査すべきチェック項目（58項目）」を盛り込む改正を行ったことにより、金融機関窓口における受付審査機能の強化を図ることができた。</p>	<p>○ 定額償還の導入や、2万1千の店舗と交渉して実現した事務処理期間の短縮など、年金担保融資制度の利便性の向上が図られている。</p> <p>○ 格差の時代の中で、「無理のない返済方式」を導入し、受託金融機関からの評価も高い。</p> <p>○ 受託金融機関の協力を得て、定額返済方式を導入し定着させた努力は、高く評価する。</p> <p>○ 無理のない返済ができる定額償還制度の利用者数が約6割に達している。悪質な年金担保貸付によるトラブルが発生した際に、トラブル防止に迅速な注意喚起等を行ったことは、評価できる。以上より、目標を上回る活動をしたと判断できる。</p> <p>○ 悪質な金融業者に対する注意喚起を行うとともに、受託金融機関への指導強化として、チェック項目の充実により、貸付の効率化が図られた。</p> <p>○ 2年間の検討、準備を経て実施された事務処理期間の短縮については、評価できる。</p> <p>○ 努力は大いに評価できる。ただし、エンドユーザーとしての国民にとってはどうだったのか、疑問が残る。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務処理方法の見直し及び電算処理システムの改善がどのように行われているか。 ○ 借入申込から貸付実行日までの所要期間短縮について中期目標の数値を達成できているか。 	<p>【事務処理期間短縮に向けての取組み】 #101</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の利便性の向上から改善を求められていた借入申込から貸付実行までの事務処理期間の短縮については、新規の事務処理方式を平成17年10月貸付実行分から導入したことにより、平均事務処理期間を平成15年度（概ね4週間）に対し1週間短縮し、利用者の利便性の向上に大きく貢献した。 ○ この事務処理期間の短縮は、中期目標を大幅に前倒しての達成である。また、平成17年12月に受託金融機関に対して実施したフォローアップ調査においても、受託金融機関から高い評価を得た。 	
--	---	--

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績																																
<p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>8 労災年金担保貸付事業</p> <p>労災年金担保貸付事業については、労災年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。</p> <p>また、業務運営に当たっては、年金担保貸付事業と併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努めること。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>8 労災年金担保貸付事業</p> <p>労災年金担保貸付事業については、労災年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。</p> <p>また、業務運営に当たっては、年金担保貸付事業と併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努めることとする。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>8 労災年金担保貸付事業</p> <p>労災年金担保貸付事業については、労災年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置を用いて低利で小口の資金を貸し付けることにより、労災年金受給者の生活を安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。</p> <p>また、業務運営に当たっては、年金担保貸付事業と併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努めることとする。</p> <p>なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。</p> <table border="1" data-bbox="1227 592 1617 900"> <thead> <tr> <th colspan="2">(参考)</th> <th>平成17事業年度</th> </tr> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">貸付契約額</td> <td>5,500,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資金交付額</td> <td>5,500,000</td> </tr> <tr> <td>原</td> <td rowspan="2">貸付回収金等</td> <td rowspan="2">5,500,000</td> </tr> <tr> <td>資</td> </tr> </tbody> </table>	(参考)		平成17事業年度	区 分		千円	貸付契約額		5,500,000	資金交付額		5,500,000	原	貸付回収金等	5,500,000	資	<p>8 労災年金担保貸付事業</p> <p>労災年金担保貸付事業については、労災年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置を用いて低利で小口の資金を貸し付けることにより、労災年金受給者の生活を安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めた。</p> <p>また、業務運営に当たっては、年金担保貸付事業と併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努めた。</p> <p>なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資の実績は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1738 592 2119 900"> <thead> <tr> <th colspan="2">(実績)</th> <th>平成17事業年度 (実績)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">貸付契約額</td> <td>5,945,360</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資金交付額</td> <td>5,945,360</td> </tr> <tr> <td>原</td> <td rowspan="2">貸付回収金等</td> <td rowspan="2">5,945,360</td> </tr> <tr> <td>資</td> </tr> </tbody> </table>	(実績)		平成17事業年度 (実績)	区 分		千円	貸付契約額		5,945,360	資金交付額		5,945,360	原	貸付回収金等	5,945,360	資
(参考)		平成17事業年度																																	
区 分		千円																																	
貸付契約額		5,500,000																																	
資金交付額		5,500,000																																	
原	貸付回収金等	5,500,000																																	
資																																			
(実績)		平成17事業年度 (実績)																																	
区 分		千円																																	
貸付契約額		5,945,360																																	
資金交付額		5,945,360																																	
原	貸付回収金等	5,945,360																																	
資																																			
<p>(1) 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>労災年金担保貸付事業における業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。</p>	<p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>労災年金担保貸付事業における業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。</p>	<p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>労災年金担保貸付事業の安定的で効率的な業務運営を行うため、業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利に適切に反映させる。</p>	<p>【利率設定方式の見直し】#102</p> <p>○ 平成17年度においては、四半期毎に収支状況を分析し、特に第4四半期においては定額償還方式の導入に伴うコスト変動に着目して金利設定方法を検証した結果、制度変更に伴いオンコスト対象経費の増加が認められたことから、平成18年度から下限金利を0.6%から0.7%へ引き上げることとした。</p> <p>なお、貸付債権の状況悪化に伴い、貸倒引当金の繰入れが見込額以上に増加したこと等に対し、当該経費見合いの利息収入を確保することができなかったために、当期損失(4,926千円)が発生した。</p>																																

評価の視点	自己評価	B	評価	B
<p>○ 業務運営コストを分析し、その増加を抑制するための管理が適切に行われているか。 なお、本事業は利用者サービスの向上に伴って事業量の増、コストの増大が見込まれるが、オンコスト金利によって充てられる事情を考慮するとともに、利用者の増減を踏まえ、単位あたりコストの状況も考慮する。</p> <p>○ 貸付金利に業務運営コストを適切に反映する利率の設定方式となっているか。</p>	(理由及び特記事項)		評価項目 16	<p>○ 貸倒引当金の繰入増により損失金が発生しているが、目標にほぼ合致しているとみられる。</p> <p>○ 赤字が発生したが、その理由が旧組織の運営方法にあることが明白であり、かつ、今後の改善の方向性が示されているので、問題ないと判断した。</p>
	<p>【業務運営コストの管理】</p> <p>○ 業務運営コストの管理として、平成17年度においても電算処理に係る委託費について適切な契約額となるよう精査を行った。</p>			
	<p>【貸付金利の設定】 #102</p> <p>○ 平成17年度においては、定額償還方式の導入等により業務管理コストが増加したが、四半期毎に収支状況を分析し、金利設定について適正な管理を行ったが、貸倒引当金の繰入が増加したことから、最終的に4,926千円の損失金が発生した。なお、平成18年度は、下限金利を0.1%引き上げたこと及び平成18年2月以降の貸付金利水準の上昇による利息収入の増加により、黒字化を予定している。</p>			

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
<p>(2) 業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。</p>	<p>(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関事務打ち合せ会議を年4回以上開催し受託金融機関に対する指導を強化する。</p>	<p>(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 労災年金担保貸付制度の周知、利用者へ配慮した運用の改善及び受託金融機関の指導強化を図るため、次の措置を講じる。</p> <p>(ア) 10月に予定している事務処理期間の短縮及び定額償還方式の導入を含めた労災年金担保貸付制度の周知を図り、かつ悪質な貸金業者に対する注意喚起や生活に無理のない借入れなどの注意を促すためリーフレット等を作成し、関係各機関に配布する。</p> <p>(イ) 年金受給者にとって無理のない返済となるような運用の改善に努めるため定額償還方式を導入することとし、受託金融機関や電算業務委託会社等の関係機関と連携を図りながら、電算処理システムのプログラムを開発し、事務処理期間短縮と併せて10月から実施する。</p>	<p>【制度周知及び悪質貸金業者に対する注意喚起等】#103</p> <p>○ 平成17年10月から事務処理期間を短縮し、また、定額償還方式を導入したことに伴い、労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、悪質な貸金業者に対する注意喚起や生活に無理のない借入れなどの注意を促すため、以下の取組を行った。</p> <p>a 制度を周知するためのリーフレットを受託金融機関等に配布した。</p> <p>上半期分 11万部 下半期分 11万部（制度改正内容を記載）</p> <p>b 受託金融機関からの要望に応え、労災年金担保貸付制度の変更を周知するためのパンフレットを新たに作成し年金担保貸付と合わせて、42万部配布した。</p> <p>c 制度改正の内容の周知と悪質な年金担保貸付に関する注意喚起を図るための新たな広報活動として、制度改正直後の11月に集中して、全国民生委員大会、全国クレ・サラ・商工ローン・ヤミ金被害者交流集会等へ参加しポスター等を配布した。</p> <p>d 全国社会福祉協議会機関紙「生活と福祉」・「ひろば」、全国老人クラブ連合会機関紙「全老連」、「週刊社会保障」、シルバーサービス振興会会報「シルバーサービス」等を活用した広報を実施した。</p> <p>e 平成18年3月に新たにポスターを500部作製し、制度の周知及び悪質な貸金業者に対する注意喚起を実施した。</p> <p>【無理のない返済ができる償還制度への変更】#104</p> <p>○ 年金受給者が無理のない返済を行えるように、1万円単位で返済額を設定できる定額償還方式を平成17年10月から事務処理期間の短縮と併せて導入した。</p> <p>〈添付資料：26,28〉</p> <p>【労災年金担保貸付の適正化】#105</p> <p>○ 生活保護の適正化の観点から、生活保護受給中の労災年金担保融資の利用を制限するという国の方針を受けて、その具体的な実施手法について国とともに検討を行った。</p>

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
		<p>(ウ) 貸付制度の改善を踏まえ、申込窓口等における利用者への適切な対応に努めるため、年金担保貸付事務取扱等を見直すとともに受託金融機関事務打合せを実施前に開き円滑な移行を図ることとする。</p> <p>(エ) 制度変更後の事務処理等についてフォローアップを行い、受託金融機関への指導を強化する。</p>	<p>【受託金融機関への指導強化】#106</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 申込窓口等における利用者への適切な対応に努めるため、以下の取組を行い、受託金融機関の指導の強化を図った。 <ul style="list-style-type: none"> a 新制度に対応した労災年金担保貸付事務取扱書を作成し、受託金融機関に配布した。 b 借入申込書について、金融機関において審査すべきチェック項目（58項目）を盛り込む改正を行い、金融機関窓口における受付審査機能の向上を図った。 c 申込窓口担当者向けに事務改正の要点をまとめた「事務のポイント」をリニューアルし、年金担保貸付事業と合わせて受託金融機関に約10万部配布した。 ○ 受託金融機関事務打合せを制度見直し前の7月に開催した。この際受託金融機関が参加しやすいように地方開催を増やし、全国6か所で開催（従前は5か所）したことにより、受託金融機関の出席率が平成17年2月の70%から80%に上昇した。 <p>【制度変更後のフォローアップ】#107</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年12月に受託金融機関に対して、10月に実施した制度変更についてのフォローアップ調査を実施し、その結果に基づき、平成18年2月に開催した受託金融機関事務打合せにおいて、事務処理方法等について調整及び指導を行った。
<p>イ 事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を、平成15年度（概ね4週間）に対し、1週間（事務処理日数5日）短縮することを目指すこと。</p>	<p>イ 事務処理方法の見直し及び電算処理システムの改善等を行うことにより、借入申込みから貸付実行までの事務処理期間の短縮に関する中期目標を達成する。</p>	<p>イ 平成16年度に開発した電算処理システムの試行を行い、10月からシステムを本格稼働させ、借入申込みから貸付実行までの期間を、平成15年度（概ね4週間）に対し、1週間（事務処理日数5日）短縮する。</p>	<p>【事務処理期間の短縮】#108</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成16年度に開発した電算処理システムの試行を行った上で、10月貸付実行分から新しい事務処理方法を導入した。 この結果、借入申込みから貸付実行までの事務処理期間が22.5日（概ね4週間：平成15年度の平均事務処理日数）から17.4日（概ね3週間）となり、5.1日（1週間）短縮され、中期目標より2年6か月早く達成した。 <p style="text-align: right;">〈添付資料：27,28〉</p>

評価の視点	自己評定	評定
<p>○ 利用者に対し、制度周知が適切に行われているか。</p> <p>○ 受託金融機関打ち合せ会議について、中期計画で示された回数を開催しているか。</p>	<p style="text-align: center;">S</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">評価項目 17</p> <p>【無理のない返済ができる償還制度への変更】 #104</p> <p>○ 独立行政法人福祉医療機構法案参議院附帯決議及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案衆議院財務金融委員会決議における「利用者の利便性に配慮するとともに年金受給者にとって無理のない返済となるよう考慮した運用の改善に努める」旨の決議を受けて、年金受給者にとって無理のない返済が行えるように、1万円単位で返済額を設定できる定額償還方式を平成17年10月貸付実行分から導入できた。この結果、導入初年度にもかかわらず、従来の満額償還及び半額償還以外の償還方法の利用実績が約6割に達し、利便性の向上に大きく貢献した。</p> <p>○ また、平成17年12月に受託金融機関に対して実施したフォローアップ調査においても、受託金融機関から高い評価を得た。</p> <p>【制度周知及び悪質貸金業者に対する注意喚起等】 #103</p> <p>○ 定額償還方式の導入等も踏まえ、労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、悪質な貸金業者に対する注意喚起や生活に無理のない借入れなどの注意を促すため、以下の広報活動を強化した。</p> <p>a 制度を周知するためのリーフレット（22万部）を受託金融機関、社会保険事務所等に配布した。</p> <p>b 労災年金担保貸付制度の変更を周知するためのパンフレットを新たに作成し、年金担保貸付と合わせて、42万部配布した。</p> <p>c 制度改正の内容の周知と悪質な年金担保貸付に関する注意喚起を図るための新たな広報活動として、制度改正直後の11月に集中して、全国民生委員大会、全国クレ・サラ・商工ローン・ヤミ金被害者交流集会等へ参加し、ポスター等を配布した。</p> <p>d 全国社会福祉協議会機関紙「生活と福祉」などの関係団体の広報媒体を活用した広報を実施した。</p> <p>e 平成18年3月に新たにポスターを500部作製し、制度の周知及び悪質な貸金業者に対する注意喚起を実施した。</p> <p>【受託金融機関への指導強化】 #106. 107</p> <p>○ 受託金融機関事務打合せ会議を制度見直し前の7月に年度計画どおり開催した。また、開催回数を平成16年度の5開催から6開催に増やしたことにより、受託金融機関の出席率が平成17年2月の70%から80%に上昇し、制度改正を円滑に実施することができた。</p> <p>それに加えて、平成18年2月に全国7か所で制度改正のフォローアップのための事務打合せ会議を開催し、改正後の事務処理方法等について調整を行った。</p> <p>○ 新制度に対応した事務取扱書及び「事務のポイント」を作成したほか、新たに借入申込書の中に「金融機関において審査すべきチェック項目（58項目）」を盛り込み改正を行ったことにより、金融機関窓口における受付審査機能の強化を図ることができた。</p>	<p style="text-align: center;">S</p> <p>○ 定額償還の導入や、2万1千の店舗と交渉して実現した事務処理期間の短縮など、労災年金担保融資制度の利便性の向上が図られている。</p> <p>○ 格差の時代の中で、「無理のない返済方式」を導入し、受託金融機関からの評価も高い。</p> <p>○ リーフレット、パンフレットの配布により、受託金融機関等への制度の周知が積極的に行われている。また、受託金融機関事務打合せ会議の回数が1回増え、出席率も70%から80%に向上している。以上より、目標を十分に上回っているとみられる。</p> <p>○ 悪質な金融業者に対する注意喚起を行うとともに、受託金融機関への指導強化として、チェック項目の充実により、貸付の効率化が図られた。</p> <p>○ 2年間の検討、準備を経て実施された事務処理期間の短縮については、評価できる。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務処理方法の見直し及び電算処理システムの改善がどのように行われているか。 ○ 借入申込から貸付実行日までの所要期間短縮について中期目標の数値を達成できているか。 	<p>【事務処理期間短縮に向けての取組み】 #108</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の利便性の向上から改善を求められていた借入申込から貸付実行までの事務処理期間の短縮については、新規の事務処理方式を平成17年10月貸付実行分から導入したことにより、平均事務処理期間を平成15年度（概ね4週間）に対し1週間短縮し、利用者の利便性の向上に大きく貢献した。 ○ この事務処理期間の短縮は、中期目標を大幅に前倒しての達成である。また、平成17年12月に受託金融機関に対して実施したフォローアップ調査においても、受託金融機関から高い評価を得た。 	
--	---	--

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績												
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。</p> <p>1 運営費交付金以外の収入の確保 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。</p> <p>2 貸付原資についての自己資金調達拡大 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財投機関債の発行等自己資金調達の拡大に努めること。</p> <p>3 貸付事業におけるリスク管理の徹底 (1) リスク管理債権の適切な処理 福祉医療貸付事業については、審査業務におけるリスク把握手法の改善を図るとともに、債権管理業務における貸付先のフォローアップやリスク債権の管理の徹底、債権の保全方法の改善等を図ることにより、貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率が中期目標期間中2.0%を上回らないように努めること。 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業については、信用保証制度等を活用することにより、貸倒れリスクの抑制に努めること。</p> <p>(2) 適切な資産負債管理 (ALM) の実施 福祉医療貸付の原資についての自己資金調達拡大による金利リスクの拡大が予測されるなか、健全な財務構造を維持するため、ALM (資産負債管理) システムを活用して、調達や運用のポートフォリオを設定すること。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別表1のとおり</p> <p>2 収支計画 別表2のとおり</p> <p>3 資金計画 別表3のとおり</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別表1のとおり</p> <p>2 収支計画 別表2のとおり</p> <p>3 資金計画 別表3のとおり</p>	<p>【予算、収支計画及び資金計画】#109</p> <p>○ 予算執行については、業務の進行状況及び予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 予算、収支計画及び資金計画の実績は平成17事業年度決算報告書のとおりである。</p> <p>○ 平成17事業年度における勘定別の収支については、6勘定のうち労災年金担保貸付勘定において欠損が生じたが、その発生原因は以下のとおりである。 《発生原因》 労災年金担保貸付勘定においては、貸付債権の状況悪化に伴い、貸倒引当金の繰入れが見込額以上に増加したこと等に対し、当該経費見合いの利息収入を確保することができなかったために、当期損失(4,926千円)が発生した。 《添付資料：29》</p> <p>【運営費交付金以外の収入の確保】#110</p> <p>○ 福祉医療経営指導事業において、PR活動の充実を図った結果、経営指導事業収入について、以下のとおり予算額以上の収入を得ることができた。 実績額 33,203千円(予算額26,629千円)</p> <p>○ 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業)において、Web画面上にバナー広告の掲載等を実施したことによる広告収入や厚生労働省が実施する看護師等養成所報告管理システムの保守・運用管理による受託収入を得ることができた。 実績額 11,880千円(平成16年度実績額84千円)</p> <p>【貸付原資についての自己資金調達】#111</p> <p>○ 自己資金調達の拡大を図るため、福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業における貸付原資として、財投機関債の増額発行を行った。 なお、福祉医療貸付事業を経理する一般勘定においてはこれまで最長で10年債しか発行していなかったが、運用サイドと調達サイドのデュレーションギャップを改善する観点から、平成17年度において初めて20年債を100億円発行した。</p> <table border="1" data-bbox="1675 1329 2163 1457"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成17年度</th> <th>平成16年度 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般勘定</td> <td>790億円</td> <td>300億円</td> </tr> <tr> <td>年金担保貸付勘定</td> <td>400億円</td> <td>300億円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,190億円</td> <td>600億円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成17年度	平成16年度 (参考)	一般勘定	790億円	300億円	年金担保貸付勘定	400億円	300億円	合計	1,190億円	600億円
区分	平成17年度	平成16年度 (参考)													
一般勘定	790億円	300億円													
年金担保貸付勘定	400億円	300億円													
合計	1,190億円	600億円													

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 128,700百万円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。</p> <p>(2) 一般勘定、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資の調達遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。</p> <p>(3) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。</p> <p>(4) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 128,700百万円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。</p> <p>(2) 一般勘定、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資の調達遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。</p> <p>(3) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。</p> <p>(4) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p>	<p>【短期借入金の実績】 #112</p> <p>○ 共済勘定において退職者の増加により、給付費の資金不足が生じたため、平成17年度中に短期借入金5,010百万円を借入れ対応し、平成18年度に繰越した。</p> <p>なお、平成16年度から繰越した5,314百万円については、平成17年5月31日に返済した。</p>
	<p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p>	<p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p>	<p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p>
	<p>第6 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 ・長寿・子育て・障害者基金勘定に係る事項 剰余金が生じた年度の翌年度以降の助成の業務の財源 ・労災年金担保貸付勘定に係る事項 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資 	<p>第6 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 ・長寿・子育て・障害者基金勘定に係る事項 剰余金が生じた年度の翌年度以降の助成の業務の財源 ・労災年金担保貸付勘定に係る事項 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資 	<p>第6 剰余金の使途 なし</p>

評価の視点	自己評定 A	評定 A
<p>○ 予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。</p> <p>○ 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>【予算、収支計画及び資金計画】#109</p> <p>○ 平成17年度において、①一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費、②労災年金担保貸付業務経費等の経費、③福祉医療貸付事業費等の全てについて、平成17年度予算作成時の削減対象経費額を超える削減を達成することができた。</p> <p>また、資金計画については、平成17年度予算で設定された1,190億円の財投機関債の発行を年度内に全額実施するなど、計画どおりの実績を上げることができた。</p> <p>a 一般勘定においては、貸倒引当金繰入が予算の範囲内に止まったことにより、結果として当期損失金は発生しなかった。</p> <p>b 長寿・子育て・障害者基金勘定においては、基金事業運用収入の増加及び事業費の適正な執行等により当期利益が発生したが、利益処分において、積立金として整理する。</p> <p>c 共済勘定においては、退職手当給付金の不足にかかる補正予算の都道府県の負担分を、一時的に肩代わりするための短期借入金、前期より少なかったため、当期利益が発生したが、依然として繰越欠損は生じている。</p> <p>なお当該繰越欠損については、短期借入金見合いを翌年の都道府県補助金に上乘せして受け入れる事で解消される予定。</p> <p>d 保険勘定においては、信託収益金の増により当期利益が発生したが、責任準備金の積立不足により依然として繰越欠損が生じている。</p> <p>e 年金担保貸付勘定においては、金利差の確保及び貸倒引当金繰入が予算の範囲内に止まったこと等により当期利益が発生したが、利益処分において、積立金として整理する。</p> <p>f 労災年金担保貸付勘定においては、貸付債権の状況悪化に伴い、貸倒引当金の繰入額が計画以上に増加したこと等に対し、当該経費見合いの利息収入を確保することが出来なかったために、当期損失(4,926千円)が発生した。</p> <p>【運営費交付金以外の収入の確保】#110</p> <p>○ 福祉医療経営指導事業については、平成17年度においてPR活動の強化等により、予算額を24.7%上回る収入を確保することができた。</p> <p>○ 福祉保健医療情報サービス事業については、広告収入のほか、厚生労働省が実施する看護師等学校養成所報告管理システムの保守・運用管理を受託したことによる自己収入を得ることができた。</p> <p>【貸付原資についての自己資金調達の拡大】#111</p> <p>○ 財投機関債の発行については、平成17年度予算で設定された1,190億円について、年度内に全額発行することができた。</p> <p>なお、一般勘定においてはこれまで最長で10年債しか発行していなかったが、運用サイドと調達サイドのデュレーションギャップを改善する観点から、平成17年度において初めて20年債を100億円発行することができた。</p>	<p>○ 計画と実績との差異については、その発生理由が明らかになっており、目標にほぼ合致している。</p> <p>○ 収支状況が良好であること及び収入が増加したことを評価する。</p> <p>○ 事業実績経年資料により評定を判断した。</p> <p>○ 資金調達の実績については、計画どおりか、又はこれを下回る状況にあるが、自己収入を得る努力をしている。</p>

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
<p>第5 その他業務運営に関する事項 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。</p> <p>人事に関する事項 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するとともに、業務の量・質に対応した適正な人員配置を行うこと。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 職員の人事に関する計画 (1) 方針 ① 職員の努力を適正に評価し、組織目標を効率的かつ効果的に達成するための人事評価制度を構築すること。</p> <p>② 有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施すること。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 職員の人事に関する計画 (1) 方針 ① 必要に応じた人事評価制度の研修を通して、制度運用の一層の定着化を図るとともに、引き続き人事管理に関する課題の検討を進める。</p> <p>② 業務遂行に必要とされる能力の開発と専門知識のレベルアップに重点を置いた研修を実施する。</p>	<p>【人事評価制度の定着化等】 #113 ○ 平成16年度から本格導入した人事評価制度の定着を図るため、各種研修を実施するとともに、評価結果の賞与等への反映を行った。また、人材の育成・活用に係る基本設計について検討した。</p> <p>（第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとった措置 【人事評価制度の運用】 【人事評価結果の反映】 【人事に関する課題の検討】 参照）</p> <p>【研修の充実】 #114 ○ 平成16年度に職員個々の意識改革や業務能力の向上を目的とした研修体系の抜本的見直しを行ったところであり、平成17年度においては、職員へのアンケート調査の結果を参考にしながら研修メニューの充実などを行った。</p> <p>① 能力開発研修 a 集合研修 課長、課長代理、係長、係員の各職階毎に3か年計画（平成16年度から平成18年度）で設定されているテーマに基づき、実践的な研修を実施した。 集合研修 7回 参加人数185人 (16年度7回 184人) b 公開セミナーへの参加 職員の自主的なスキルアップの努力の支援をするため、自らテーマを選択して公開セミナーに参加することを公募して助成するものであり、異業種との交流を通じて、能力開発や技能習得の向上が図られた。 公開セミナー8コース 参加人数14人 (16年度7コース 19人) c 通信教育 より一層の能力開発や技能習得の向上を図るため、新たに3コース追加し、受講者数が増加した。 通信教育 12コース 参加人数67人 (16年度12コース 50人)</p>

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
	<p>③ 業務処理方法の改善を図り、業務の量・質に対応した、より適正な人員配置を行うこと。</p> <p>(2) 人員に係る指標 期末の常勤職員数は、期初の常勤職員数、労災年金担保貸付事業の業務移管に伴う常勤職員数及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務等の移管に伴う常勤職員数の100%以内とする。 (参考1) 期初の常勤職員数 264人 労災年金担保貸付事業の業務移管に伴い増員した常勤職員数 1人 承継年金住宅融資等債権管理回収業務等の移管に伴い増員した常勤職員数 34人 期末の常勤職員数 299人以内 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 10,679百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>3 積立金の処分に関する事項 なし</p>	<p>③ 業務処理方法の改善を図り、業務の量・質に対応した、より適正な人員配置を行う。</p> <p>(2) 人員に係る指標 平成17年度末の常勤職員数を年度当初の100%以内とする。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>3 積立金の処分に関する事項 なし</p>	<p>② 専門研修 業務の遂行に直接に必要な専門知識や技能の習得を図ることを目的に新たに債権回収やシステム開発に関するより高度な実践的研修を実施した。 内部研修33回、外部研修64回 参加人数100人 (16年度 内部研修30回、外部研修50回) (参加人数67人)</p> <p>○ 研修に当たっては、終了後に職員から内容等に対する意見を聴取し、よりよい研修に改善していくための取組を進めている。 (添付資料：30)</p> <p>【適切な人員配置】#115 ○ QMSによる業務の継続的改善、業務の電子化等により業務の効率化を図り、組織のスリム化を行うとともに、業務の質・量に応じた適切な人員配置を行った。</p> <p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとった措置 【組織のスリム化等】 【品質マネジメントシステムの運用の高度化】 【電子政府化への対応】 参照</p> <p>【職員数の抑制】#116 ○ 業務の実態を踏まえつつ、可能な限り職員数の抑制を図った結果、期末の常勤職員数は250人となった。</p>

評価の視点	自己評定 A	評価項目 19	評定 A
<ul style="list-style-type: none"> ○ 人事に関する計画の実施状況はどのようなものか。 ○ 人件費の実績が予算を上回った場合にはその発生理由が明らかになっており、それが合理的なものであるか。 	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>【人材育成等の観点からの研修の実施】 #114</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 集合研修では、3 か年計画で設定したテーマに基づき実践的な研修を実施したことにより、管理職については管理能力の底上げ、非管理職については職階毎に必要な基礎能力の向上が図られた。 ○ 公開セミナー及び通信教育について、職員へのアンケート調査結果を参考にしてメニューに入れ替える等を行った。その結果、通信教育講座においては、参加者が前年度対比で34%増となるなど、職員が自己啓発に積極的に取り組む姿勢を導き出すことができた。 <p>【適正な人員配置】 #115</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各事業において業務プロセスの見直しを行い、業務の質・量に応じた適材・適所の人員配置及び人材派遣等の活用により時間外勤務時間を縮減する中で、各事業において中期目標、中期計画を上回る実績を上げた。 <p>【職員数の抑制】 #116</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務プロセス等の見直し及び業務の電子化等による業務の効率化並びに人材派遣等の活用を行い、また、欠員補充を極力抑えることにより、平成17年度末の常勤職員数は、期初及び労災年金担保貸付事業の業務移管に伴い増員した常勤職員数の94.3%となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目標達成と職員数抑制をほぼ両立させており、時間外勤務も減少している。集合研修により基礎能力の向上がみられ、公開セミナーや通信教育への参加者が増えている。以上より、目標を十分に達成しているとみられる。 ○ 人材育成が成功しているという印象を持った。また、派遣人材を活用し、常勤者数を抑制している。 ○ 人事評価制度と併せて、能力開発研修が積極的に実施されていることを評価する。 ○ 人材教育について、3 か年計画でテーマに基づききめ細かく実施されていることを評価する。 	